

厚生労働省 令和2年度

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

不安定な居住状態にある生活困窮者の把握手法 及び支援の在り方に関する調査研究事業 報告書

特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク

令和3年（2021）年3月

目次

第1章 プロジェクト概要.....	4
1. 本プロジェクトの目的.....	4
2. 調査の概要.....	4
1) 生活困窮者自立相談支援事業利用者調査.....	4
2) 社員寮調査.....	4
3) インターネット調査.....	4
4) 検討委員会の設置及び開催.....	4
3. 調査から見てきたこと.....	5
第2章 生活困窮者自立支援事業利用者調査.....	6
1. 本章の目的.....	6
2. 回答地域と属性.....	6
3. 就労・収入状況、住まいの状況一昨年（2020年2月）との比較を中心として.....	8
4. 税などの滞納状況.....	12
5. 生活保護についての考え方.....	12
6. 小括 生活困窮者のアウトリーチについて.....	15
7. 考察 不安定な居住状態にある生活困窮者に対するアウトリーチについて.....	15
8. 調査票および依頼文.....	17
第3章 社員寮調査.....	22
1. 調査の目的と対象.....	22
1) 不安定居住の状態把握における社員寮調査の位置づけ.....	22
2) 社員寮調査の視角.....	22
3) 社員寮調査の対象.....	23
2. 調査の結果①——人材派遣・業務請負業者.....	24
1) 社員寮入居者が寮付き仕事に辿り着いた経路（入口・アウトリーチ）.....	25
2) 社員寮の入居者像と就労内容.....	25
3) 社員寮の居住環境や費用.....	26
4) 人材派遣・業務請負業者が果たしている役割と機能①——日常生活面.....	27
5) 人材派遣・業務請負業者が果たしている役割と機能②——居住面.....	28
6) 人材派遣・業務請負業者が果たしている役割と機能③——就労面.....	28
7) 人材派遣・業務請負業者が果たしている役割と機能④——家計面.....	29
8) 寮付き仕事の退職、社員寮の退寮とその後（出口・アフターフォロー）.....	30
3. 調査の結果②——有料職業紹介業者.....	31
1) 相談者が有料職業紹介業者を利用することとなった経緯（入口・アウトリーチ）.....	32
2) 有料職業紹介業者が果たしている役割と機能①——日常生活面.....	32
3) 有料職業紹介業者が果たしている役割と機能②——居住面.....	32
4) 有料職業紹介業者が果たしている役割と機能③——就労面.....	32
5) 有料職業紹介業者が果たしている役割と機能④——家計面.....	32
6) 相談者が有料職業紹介業者を利用した結果とその後（出口・アフターフォロー）.....	33
4. 調査の結果③——行政機関等からみた社員寮.....	33

1)	社員寮から行政機関等への流れ.....	33
2)	行政機関等から社員寮への流れ.....	34
3)	行政機関等からの出口をめぐる課題.....	34
5.	調査のまとめ.....	35
第4章	インターネット調査からみえてきた居住実態.....	36
1.	本章の目的.....	36
2.	調査概要.....	36
3.	不安定居住経験の定義.....	36
4.	スクリーニング調査結果.....	37
1)	調査パネル属性.....	37
2)	スクリーニング調査結果.....	38
3)	地域別にみた不安定居住経験の状況.....	42
4)	地域別の類型化の試み.....	44
5.	本調査結果.....	60
1)	概要.....	60
2)	現在の状況.....	62
3)	不安定居住の状況.....	65
4)	不安定の時の相談相手・脱却プロセス.....	67
5)	不安定居住への入り口.....	75
6)	不安定居住直前の状況.....	76
6.	生活保護についての意識.....	78
7.	小括.....	82
8.	調査票.....	84
第5章	コロナ禍の中での拡大入り口調査と社員寮調査から見えてきたもの.....	93
1.	コロナ禍を通して見た「基底のセーフティネット」再考.....	93
2.	困窮とは無縁であった層への対応を加味した新たなセーフティネット図式.....	94
3.	生活困窮の自立相談窓口ヒアリングより.....	96
1)	Case A、Case B（外国人を除く）を中心に.....	97
2)	外国人（Case B）について.....	99
4.	生活困窮の一時生活支援窓口と民間支援団体窓口の事例.....	100
1)	Case C、Case D の場合.....	100
2)	民間の独自資金による支援窓口.....	102
5.	社員寮による「就労による包摂」の実状とコロナ禍の影響.....	102
6.	小括.....	105
資料編（社員寮関連ヒアリング）		107
1)	株式会社・有限会社ハンドクラブ.....	107
2)	株式会社スカイネット沖縄・スカイネット名古屋 技術教育研修センター.....	110
3)	株式会社 T.....	112
4)	株式会社たつみ・NPO 法人ふれんでい.....	114

5)	株式会社 Relight いえとしごと・コシツ	117
6)	株式会社 A (T 営業所)	121
7)	株式会社バイセップス (下寺営業所)	122
8)	株式会社 A (W 支店)	125
執筆者一覧		128

第1章 プロジェクト概要

1. 本プロジェクトの目的

ホームレスの減少が報告される昨今の状況で、生活困窮者を取り巻く環境も刻一刻と変化しており、可視化されにくい不安定な住居形態にある生活困窮者の増加が危惧されている。本調査研究ではそれらの解明のための調査手法、実態の把握、支援の在り方を検討することを目的としている。

令和元年度に実施した「不安定な居住状態にある生活困窮者の把握手法に関する調査」では、安定居住としての社員寮・知人・友人宅への同居・ネットカフェについて、予定したフィージビリティスタディの結果として、十二分なデータを得ることができた。不安定居住層の推計や、支援手法の整理について、その見通しをつけることのできる有効なものであることが確認された。

今年度は、コロナ禍の影響を踏まえつつ、福祉包摂側のさまざまな支援の窓口や、経済包摂（＝就労による包摂）の機能を重視した社員寮への調査を通じて、不安定な居住状態にある生活困窮者の把握し、支援の在り方、特にアウトリーチに向けた方策を検討する。

2. 調査の概要

1) 生活困窮者自立相談支援事業利用者調査

(1) 政令市、特別区、中核市 (2) 人口あたりの相談件数が多い一般市・特例市 (10万人あたり26件以上)、(3) (1)、(2)の条件で当該市が存在しない都道府県の県庁所在地、計166自治体を対象として、生活困窮者自立相談支援事業の相談窓口を訪れる相談者へQRコードを付した案内を配布してもらい、相談者へ任意に回答を依頼した。2020年12月から2月末まで行い、結果、31都道府県61自治体の相談者から、211件の回答を得た。

2) 社員寮調査

昨年度協力いただいた会社を中心に人材派遣・業務請負業者7社、有料職業紹介業者1社、行政機関等6箇所等へのヒアリング調査を実施した。

3) インターネット調査

昨年度から引き続き、マクロミル社のオンラインパネルを利用したレアターゲット調査として実施。14万人を全体調査として、約4万人分のスクリーニング調査結果、725人分の本調査結果を得た。

4) 検討委員会の設置及び開催

本事業についての検討を行うため前年に続き有識者・支援実践者等から構成される検討委員会を設置し、年2回開催した。

2020年10月2日 第一回検討委員会開催

2021年3月15日 第二回検討委員会開催

委員	奥田 知志 NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長
委員	垣田 裕介 大阪市立大学准教授
委員	後藤 広史 立教大学准教授

委員長 水内 俊雄 大阪市立大学教授
委 員 四井 恵介 有限会社 CR-ASSIST 取締役
オブザーバー 厚生労働省、事務局

3. 調査から見えてきたこと

今年度の調査研究事業を通じて、コロナ禍における生活困窮者自立相談支援事業を利用する相談者の困難度が明らかになった。コロナ以前においても相談に訪れる生活困窮者が抱える課題が多いのは事実であるが、相談者が激増した状況下¹においてもなお、2020年2月と比較して、「正規の職員・従業員」であった者が非正規や無職となり、収入が大きく現象している。回答者のうち64%が仕事を失う恐れがあると回答、さらには42%が住居を失う恐れがあるとの回答となっている。

昨年度から調査をはじめた社員寮調査においては、人材派遣・業務請負業者や社員寮が、不安定居住状態にある生活困窮者が抱える住居と仕事のニーズに対応し、受け皿もしくはセーフティネットとしての役割を果たしていることが明らかとなった。事業者によって濃淡があるのは事実であるが、住まいと仕事の提供だけでなく、自立相談、債務整理、就労相談といった多岐にわたる支援を行っている。

インターネット調査では、不安定居住の実態について、昨年度以上に掘り下げて明らかにすることができた。特に特徴的なのは、地域ごとで就労によるセーフティネットに分類される不安定居住と、福祉によるセーフティネットに分類されるセーフティネットとの関連性に違いがみられたことである。さらに最初の入口は必ずしも路上ではなく、まずは家を失うことからスタートするという事実、そして友人関係、家族関係によって大多数が安定的な住まいへ短期間で戻っている現状も明らかになった。

今回の調査では生活保護受給に関しても調査を行っている。自立相談支援事業相談者の37%、インターネット調査の31.8%が、「今後、生活保護の要件に該当しても利用したくない」と回答している。このように、生活保護への抵抗感があらためて浮き彫りになる中、単に福祉領域でのアウトリーチ、支援だけでなく、オンライン調査から見えてきたインフォーマルな支援の在り方、社員寮調査から見えてきた就労による包摂も含めた多様な形でのセーフティネットが機能していることへの理解が求められる。

¹ 「社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査」によると、令和2年4～9月で、新規相談受付が1.9倍となっている。（令和2年11月25日 全国社会福祉協議会地域福祉部）

第2章 生活困窮者自立支援事業利用者調査

1. 本章の目的

本章では、全国の生活困窮者自立支援事業（以下、「支援事業」）の利用者に対して行った調査の結果を報告する。（調査の概要については、第1章2節を参照）。本調査では、全国より211件の回答を得ることができた（以下の結果で特にNを示していない項目はN=211）。

プロジェクトの目的でも述べた通り、2020年度はコロナの影響によって生活に困窮して支援事業の窓口を訪れる人々が増えるとの仮説のもと、今回の調査では、コロナが本格的に広がる前の2020年度2月の状況と、窓口で相談に訪れた時（アンケート回答時）の状況を比較する設問を多く組み込んでいく。そこで本章では、回答者の地域分布・属性等の基本的な情報を示したのち、2020年2月時点と本調査回答時の就労・収入、住まいの状況等について比較しながら分析する。また、今後の仕事や住まいを失う見通しについて確認するとともに生活保護に対する考え方について検討する。最後にそれらを踏まえ、支援事業の業務の一つであり、全体のテーマである、「不安定な居住状態にある生活困窮者の把握手法」において最も重要であるアウトリーチの考え方について考察する。

2. 回答地域と属性

表2-1は、回答者が本アンケートの依頼を受け取った支援事業の所在都道府県を示している。

表2-1 回答者の地域

	人	%		人	%
北海道	22	10.4	京都府	3	1.4
青森県	1	0.5	大阪府	28	13.3
岩手県	4	1.9	兵庫県	10	4.7
宮城県	5	2.4	奈良県	7	3.3
秋田県	1	0.5	島根県	20	9.5
福島県	6	2.8	岡山県	2	0.9
茨城県	8	3.8	広島県	1	0.5
栃木県	6	2.8	香川県	2	0.9
埼玉県	12	5.7	福岡県	4	1.9
千葉県	11	5.2	佐賀県	1	0.5
東京都	18	8.5	熊本県	6	2.8
神奈川県	3	1.4	大分県	2	0.9
新潟県	2	0.9	宮崎県	1	0.5
岐阜県	1	0.5	鹿児島県	5	2.4
愛知県	10	4.7	沖縄県	5	2.4
滋賀県	4	1.9			

最も少ない「秋田県」（0.5%）から最も多い「大阪府」（13.3%）まで回答割合には偏りがある。本調査で行ったアンケート手法は、母集団が特定できないという限界がある。そのため、この偏りがそれぞれの支援事業への相談者数の多寡の反映なのか、それとも調査に協力的であったか否かの違いによる

ものなのかは判別できない。いずれにせよ、以下の回答はこうした地域的な偏りを念頭に解釈をする必要がある。なお具体的な都市でみると、地方都市、大都市周辺からの回答も得られている（松江市 20 件、高槻市 15 件、水戸市 8 件、岡崎市 7 件、奈良市 7 件、函館市 7 件、宇都宮市 6 件）

性別は、「男性」（53.1%）、女性（46.9%）であり、約半数ずつであった。回答者の年齢層は、表 2-2 の通りである。「39 歳以下」、「40 代」、「50 代」が約 25%～30% ずつであり、「60 代以上」の割合（18.0%）が他の年齢層と比較してやや低くなっている。

表 2-2 年齢層

年代	N	%
39 歳以下	66	31.3
40 代	56	26.5
50 代	51	24.2
60 代以上	38	18.0

表 2-3 は回答者の世帯構成を示したものである。1 人世帯が約半数であり、残りは複数人世帯となっている。後者のうち最も割合が高いのは、夫婦と子（未成年）であり、次いでひとり親と子（未成年）が続く。

表 2-3 世帯構成

	N	%
1 人世帯	106	50.2
夫婦世帯	18	8.5
夫婦と子（未成年）	21	10.0
夫婦と子（成人）	14	6.6
ひとり親と子（未成年）	19	9.0
ひとり親と子（成人）	11	5.2
3 世代世帯	7	3.3
友人・知人と住んでいる	3	1.4
恋人と住んでいる	2	0.9
その他	10	4.7

表 2-4 は、回答者が支援事業にこれまでにどれくらい相談に来たことがあるのか、その回数を示したものである。「1 回目（はじめて）」は 5 割強に過ぎないことがわかる。「10 回以上」相談に来ている者も約 10% おり、少なくない人が数回にわたって支援事業に相談に来ている。しかし、今回の調査では、いつから相談に来るようになったのかといった期間についてはわからず、短期間のうちに複数回訪れているのかそうでないのかはわからない。

表 2-4 支援事業に相談に来た回数

	度数	%	有効%
1 回目（はじめて）	100	47.4	52.4
2 回目	35	16.6	18.3
3 回目	17	8.1	8.9
4 回目	6	2.8	3.1
5 回目	6	2.8	3.1
6 回目	2	0.9	1.0
8 回目	5	2.4	2.6
9 回目	1	0.5	0.5
10 回以上	19	9.0	9.9
合計	191	90.5	100.0
未回答	20	9.5	
総合計	211	100.0	

3. 就労・収入状況、住まいの状況—昨年（2020年2月）との比較を中心として

図 2-1 は昨年（2020 年）2 月とアンケート回答時点での回答者の「職業上の地位」を比較したものである。すべての地位で割合が減少している。最も減少幅が大きかったのは、「正規の職員・従業員」であり、9%の減少となっている。一方「無職」の割合が 18.5%の増加となっている。

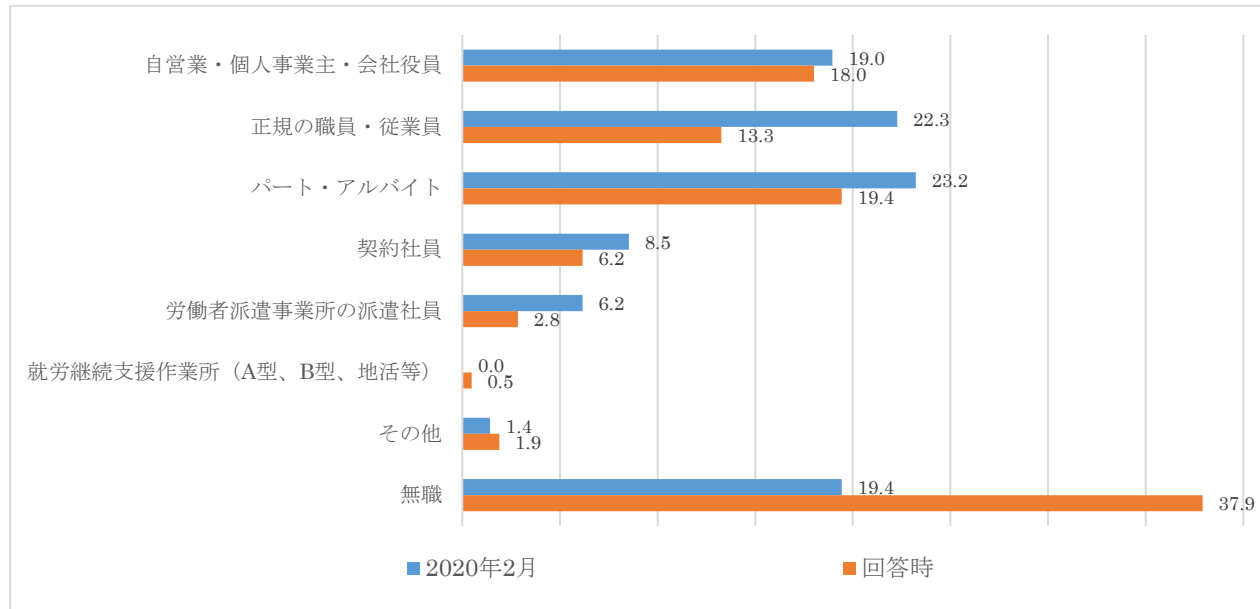


図 2-1

図 2-2 は、現在の仕事の「業務日数（時間）」の状況を、回答者に昨年（2020 年）2 月の状況を回顧してもらって回答した結果である。「51%～100%減少」したと回答した割合が全体の約半数を占めている。「50%以内減」を含めると回答者の 75%が「業務日数（時間）」が減少している。

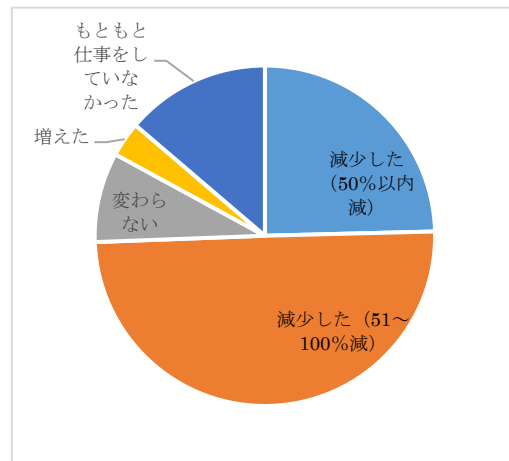


図 2-2 2020 年 2 月頃と比べて現在の仕事の「業務日数（時間）」の状況

図 2-3 は、昨年（2020 年）2 月とアンケート回答時点での回答者の月収の変化を示したものである。これまでの結果から示唆されるように、「収入なし」、「1～10 万円」の割合が増えており、10 万以上の月収を得ていた者の割合は減少傾向にある。

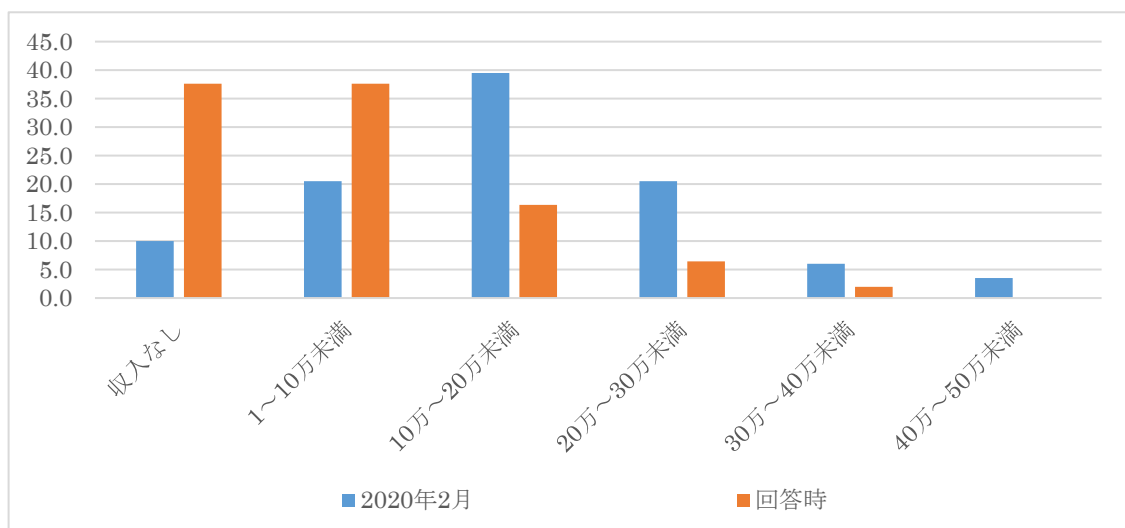


図 2-3 2020 年 2 月頃と比べて現在の月収の変化（2020 年 2 月 N=200／回答時 N=202

図 2-4 は、「仕事を失う恐れ」について示したものである。「仕事を失う恐れはない」は 12%の低い割合にとどまり、「わからない」も含めると、現在仕事がある人でも 64%が仕事を失う恐れを感じている。

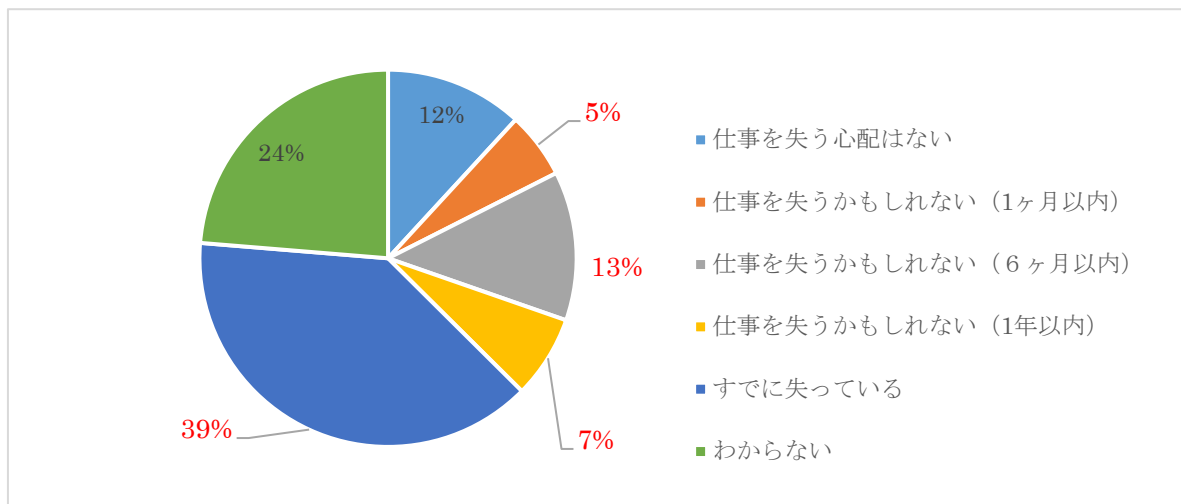


図 2-4 仕事を失う恐れ

これまでの分析により、支援事業の利用者の就労状況および収入状況がかなり悪化していることが示唆された。それでは、住まいの状況はどうだろうか。図 2-5 は、昨年（2020 年）2 月とアンケート回答時点での回答者の住まいの状況を比較したものである。「持ち家」の割合が減少し、「借家」割合が若干増えているものの、そこまで大きな差はないことがわかる。

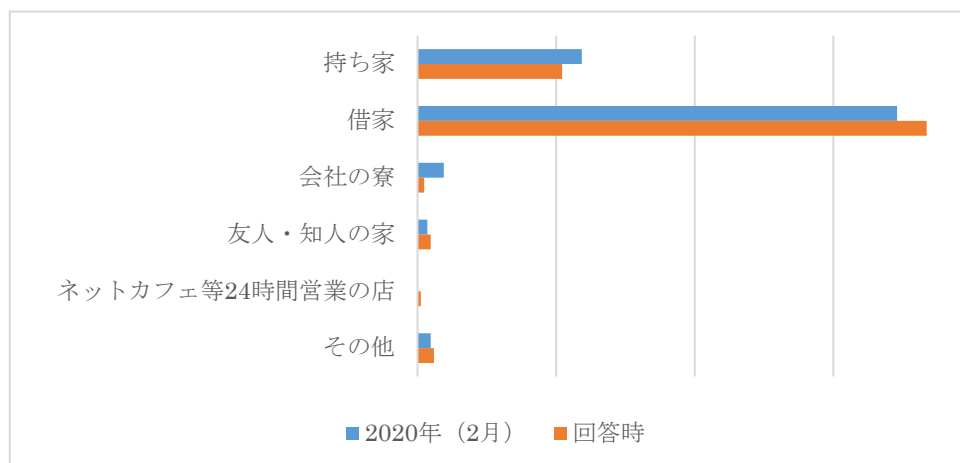


図 2-5 2020 年 2 月頃と比べて現在の住まいの変化

しかしながら、問題は回答者の少なくない割合が「現在の住まいを維持できなくなる不安」を感じている（図 2-6 と図 2-7）

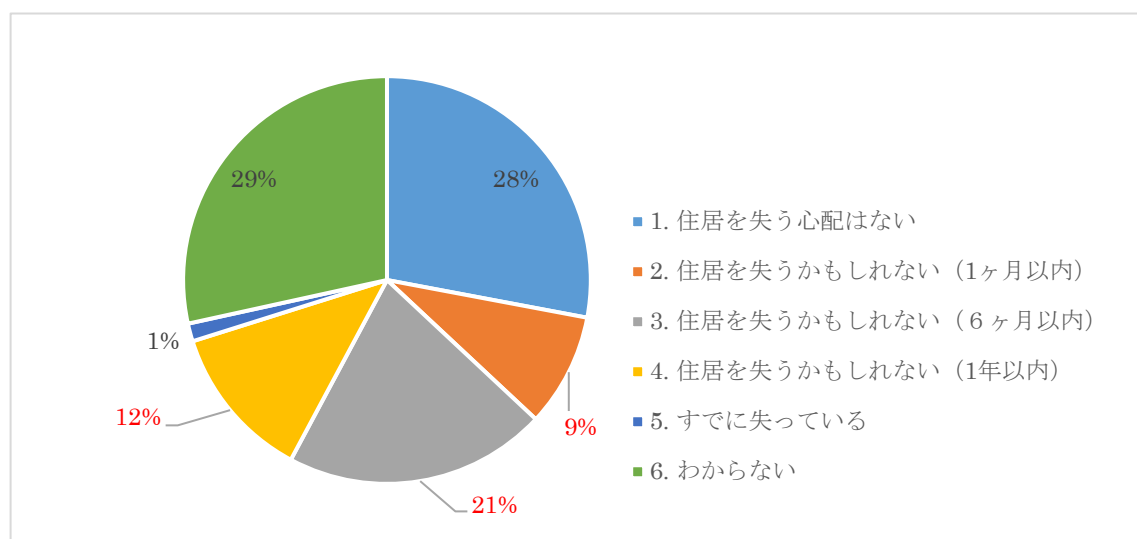


図 2-6 近い将来、現在の住居を失う、もしくは居られなくなる恐れ

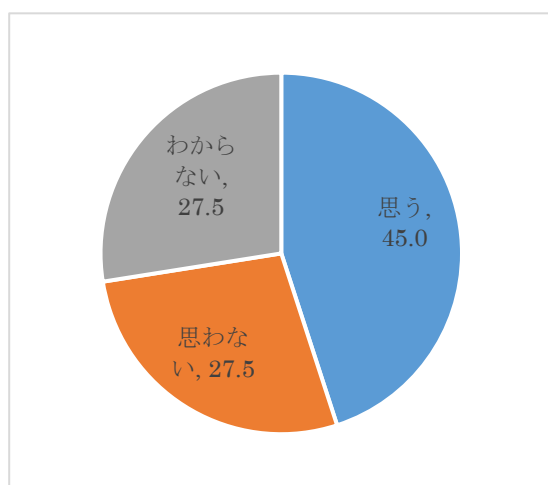


図 2-7 現在の住まいを不安定な住まいと思うか

「住居を失うかもしれない」と回答している割合は 42%である。これに「わからない」の 29%を加えると 71%が住まいを失う恐れを感じていることになる。同様に 72%が現在の住まいを不安定な住まいと感じている。

4. 税などの滞納状況

図 2-8 は、公共料金などの滞納状況について示したものである（図 2-8：複数回答）。「滞納はない」と回答した割合は半数にとどまり、残りはいくつかの滞納をしていることがわかる。最も割合が高い項目は、「税」（26.1%）、次いで「公的保険料（医療・年金）」（23.7%）、「公共料金」（21.3%）であった。

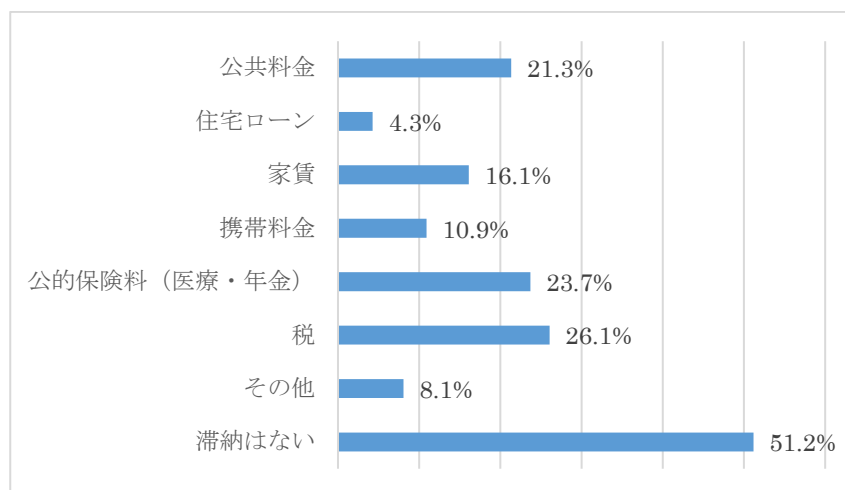


図 2-8 現在、料金を滞納しているものがありますか

5. 生活保護についての考え方

最後に生活保護についての考え方について確認する。図 2-9 は、「今後、要件に該当すれば生活保護を利用したいか」についての回答を示したものである。

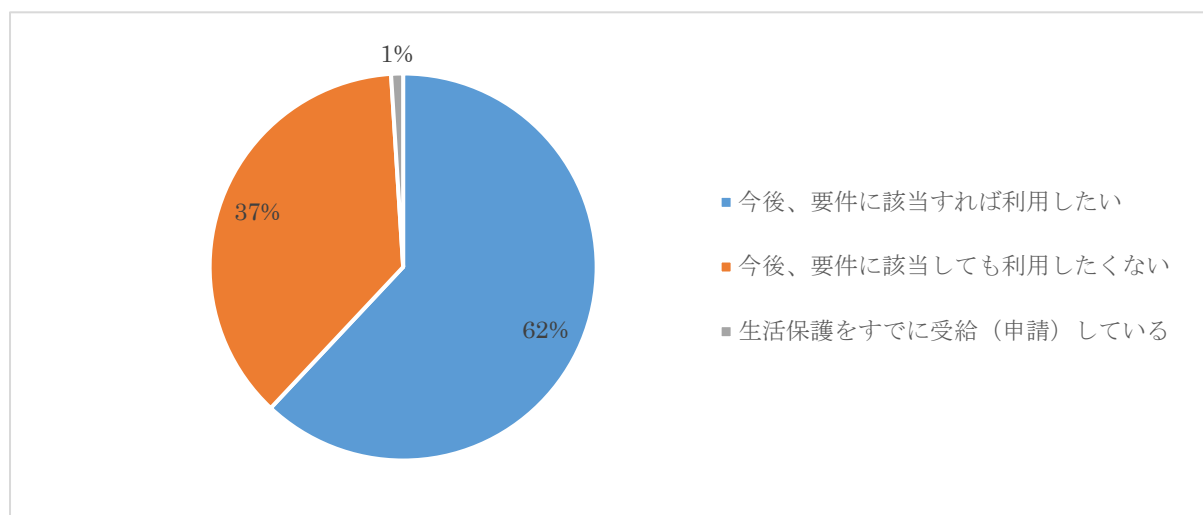


図 2-9 生活保護についての考え方

回答者の 37%が「今後、生活保護の要件に該当しても利用したくない」回答している。それでは、この 37%の回答者はどのような理由で利用したくないと考えているのだろうか。表 2-5 は「今後、生活保護の要件に該当しても利用したくない」と回答した人のうち、その理由を答えてくれた人々 67 人の自由

記述を分類したものである。表内の文章は回答してもらった文章をそのまま利用している。続く図 2-10 はその分類ごとの回答割合を示したものである。

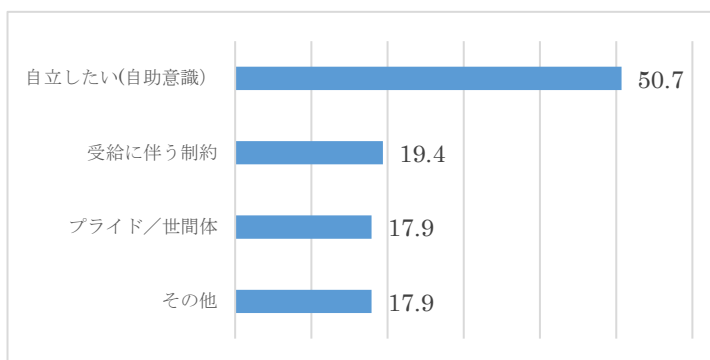


図 2-10 要件に該当しても利用したくない主な理由（% 重複あり）（N=67）

なお、どのような人々が「今後、生活保護の要件に該当しても利用したくない」傾向にあるのかを見るために、性別、年齢、世帯構成、相談回数とのクロス集計を行ったが、回答者数が少ないためか、明確な有意差を示した結果は得られなかった。そのため、この点については第 4 章で改めて検討する。

表 2-5 今後、生活保護の要件に該当しても利用したくない主な理由【自由記述を分類】（N=67）

自立したい（自助意識）	受給に伴う制約	プライド／世間体	その他
あくまでも働きたい	いろいろ不便だから	プライド	コロナ関連による出版製作の相談が多数有 企画立案の為
ちゃんと自分の力で生活したい	過去に利用していた事があり様々な面で窮屈な思いをした	プライドがある	一度お世話になると保護から抜ける時が大変そう
何とか頑張っていきたい	今後ローンが組めなかったり、車が購入できなかったり(※生活状況が好転した際など)が不安に思うため。	家族にバレたくない	家が無くなる
頑張っていきたい	車がなくなるのは、夫が退院したばかりで病院から運転禁止されてるので車がなくなると不便になるから	気持ち的に複雑になるから。	嫌だから
仕事が無くなっても、迷惑をかけたくないから。	車は手放せない	知られたくない人に通知が行きそうだから。	国のものづくり事業をしているので、期限内には辞められない為
自活したい為	車を手放せない	世間の目が気になる。自分が落ちぶれた気持ちになる。	少し怖い
自身で生計を立てたい。	制約が多い	世間体。本当は使いたい！	生活保護の金額では、足りない。
自分で、生活していきたい	生活に制限があると聞いている。	受けると世間体が気になる。	総合支援資金をお願いしたい
自分でなんとかする	様々な制限があるため	知られたくない	当面は生活に困らないから
自分の力で生きていく為			年金受給できる年齢となるから。
自立したい			
自力で生活したいため			
自力で生活したいと思っているから			

6. 小括 生活困窮者のアウトリーチについて

- 相談者は男女が半々。多様な年代が相談に来ている。一人世帯が約半数で残りは複数人世帯である。支援事業への相談が1回目（はじめて）の割合は半数であった。
- 昨年（2020年）2月と比べると、回答時の就労状況はかなり悪化している。職業上の地位はそれぞれの項目で減少。減少幅でみると正規の職員・従業員が最も減少している。反対に無職が増えている。就業時間が減少したのは75%にのぼる。月収は、「収入なし」、「1～10万円未満」が増加。現在仕事がある人でも64%が仕事を失う恐れを感じている。
- 同じく昨年（2020年）2月と比べると、回答者の住まいの状況にほとんど差異はない。しかしながら上記の就労状況の悪化からか、42%が住居を失う恐れがあると回答。わからないの29%を加えると71%が住まいを失う恐れを感じている。このことの反映として72%が現在の住まいを不安定な住まいと感じている。住まいが不安定と感じるかどうかは、どこに住んでいるかというよりも、「今後の見通し」が大きく影響している可能性がある。
- にもかかわらず、相談者の37%は、今後生活保護の要件に該当しても受けたくないと考えている。その理由は、「自立したい」（自助意識）（50.7%）、「受給に伴う制約」（19.4%）、「プライド／世間体」（17.9%）、「その他」（17.9%）に大別される。

7. 考察 不安定な居住状態にある生活困窮者に対するアウトリーチについて

- 不安定な居所にいる人々をどのように発見して支援につなげるか、すなわちアウトリーチは、不安定な居所に至った後のいわば事後的な支援である。アウトリーチは人員も時間もおかため、本来であれば、不安定な居所に至る前に相談につながるような支援＝「予防的な支援」が望ましい。
- 今回の調査は、自立相談支援機関につながった層の分析であるが、ここでの支援を受けて生活困窮状態が改善せずとも、居所があるうちに生活保護にすぐにつながれば不安定居所には至らなくて済むはずである（下図の①のパターン。本調査では、62%がこのパターンに該当）。
- しかし、本調査で明らかになったように、生活保護に抵抗感がある人々も少なくない。その場合、自立相談支援機関につながったが、生活困窮状態が改善しなかった場合、その後不安定居所の至る可能性が高い（下図の②のパターン、本調査では37%がこのパターンに該当）。
- したがって、この②の層に対してアウトリーチが必要にならないような予防的な支援策を模索することが必要であろう。具体的には生活保護課などと連携を取りながら、自立相談支援機関が、切れ目のない伴走型支援を行い、居所を失う前に確実に生活保護につなげるといった支援が必要であろう。

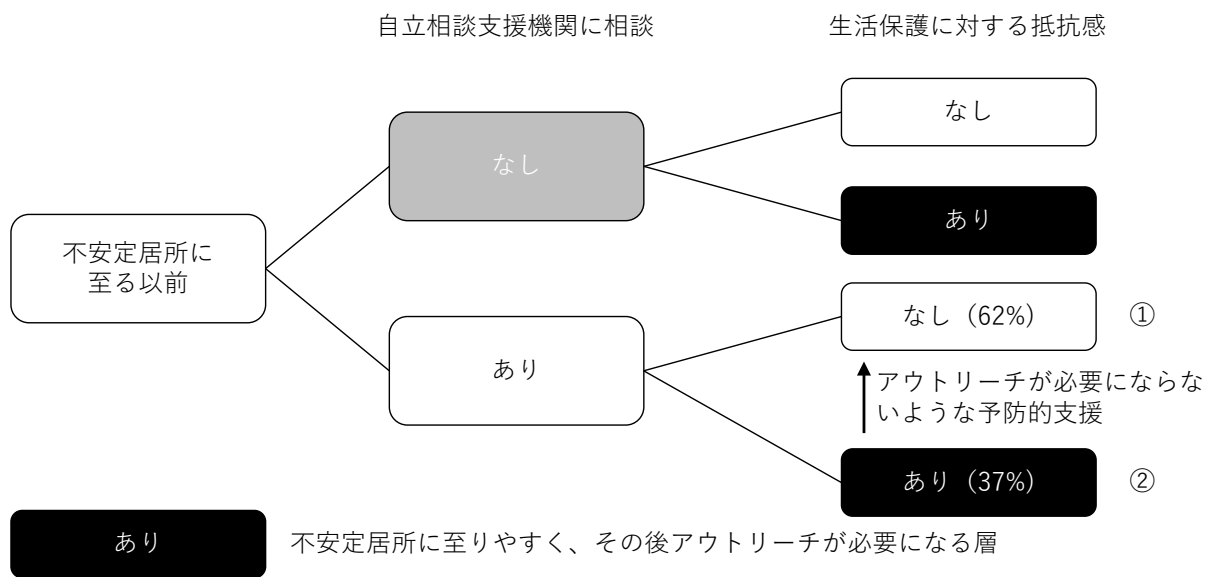


図 2-11 困窮自立相談支援機関へのリーチと生活保護への抵抗感

8. 調査票および依頼文

(参考)

生活困窮者自立相談支援窓口における相談者に訪れた方に関する実態調査 調査票

※ 回答は調査依頼文にある QR コード、URL からお願いいたします。

Q1. この調査のお知らせをもらった窓口がある自治体をご記入ください

_____都・道・府・県 _____市区町村

Q2. この窓口で相談に来たのは何回目ですか？（今回は初めての場合は 1 と記入）

_____回目

Q3. 本年 2 月頃の仕事について、従業上の地位は次のうちどれですか？

1. 自営業主
2. 会社などの役員
3. 正規の職員・従業員
4. フリーランス(個人事業主)
5. パート・アルバイト
6. 契約社員
7. 労働者派遣事業所の派遣社員
8. 就労継続支援作業所(A 型、B 型、地活等)
9. 嘱託
10. 家族従事者
11. その他(_____)
12. 無職

Q4. 現在の仕事について、従業上の地位は次のうちどれですか？（上と変わらなければ同じ番号を記入）

1. 自営業主
2. 会社などの役員
3. 正規の職員・従業員
4. フリーランス(個人事業主)
5. パート・アルバイト
6. 契約社員
7. 労働者派遣事業所の派遣社員
8. 就労継続支援作業所(A 型、B 型、地活等)
9. 嘱託
10. 家族従事者
11. その他(_____)
12. 無職

(参考)

生活困窮者自立相談支援窓口における相談者に訪れた方に関する実態調査 調査票

※ 回答は調査依頼文にある QR コード、URL からお願いいたします。

Q5. 現在のお仕事を具体的に教えてください（例：自動車の組み立て工場）記述

_____（無職の場合は無職と記入）

Q6. 2020 年 2 月頃と比べて現在の仕事の「業務日数（時間）」の状況は次のうちどれです

か？

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 減少した（20%減） | 2. 減少した（21～50%減） |
| 3. 減少した（51～80%減） | 4. 減少した（81%～100%減） |
| 5. 変わらない | 6. 増えた |
| 7. もともと仕事をしていなかった | |

【待遇】

Q7. 2020 年 2 月頃の月収はいくらでしたか？

（手取りではなく、額面でご記入ください。年金の場合は一か月の年金の額）

_____円

Q8. 現在の月収はいくらですか？

（手取りではなく、額面でご記入ください。年金の場合は一か月の年金の額）

_____円

住まい】

Q9. 近い将来、現在の仕事を失う恐れがありますか？

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 仕事を失う心配はない | 2. 仕事を失うかもしれない(1ヶ月以内) |
| 3. 仕事を失うかもしれない(6ヶ月以内) | 4. 仕事を失うかもしれない(1年以内) |
| 5. すでに失っている | 6. わからない |

Q10. 2020 年 2 月頃の主な住まいは次のうちどれでしたか？

- | | | | |
|----------------------|-------|---------|------------|
| 1. 持ち家 | 2. 借家 | 3. 会社の寮 | 4. 友人・知人の家 |
| 5. ネットカフェ等 24 時間営業の店 | | | |
| 6. その他() | | | |

※ 回答は調査依頼文にある QR コード、URL からお願いいたします。

1. 持ち家 2. 借家 3. 会社の寮 4. 友人・知人の家
5. ネットカフェ等 24 時間営業の店
6. その他()

Q13. 近い将来、現在の住居を失う、もしくは居られなくなる恐れがありますか

1. 住居を失う心配はない 2. 住居を失うかもしれない（1ヶ月以内）
3. 住居を失うかもしれない（6ヶ月以内） 4. 住居を失うかもしれない（1年以内）
5. すでに失っている 6. わからない

【滞納状況】

1. 公共料金 2. 住宅ローン 3. 家賃
4. 携帯料金 5. 公的保険料（医療・年金） 6. 税金
7. その他（_____）
8. 滞納はない

	A.利用（申請）した／利用（申請）する予定である	B.利用（申請）する予定はない	C.利用（申請）方法がわからなかった	D.制度を知らない	E.制度に該当しない
緊急小口資金【特例貸付】	A	B	C	D	E
総合支援資金	A	B	C	D	E
住居確保給付金（家賃）	A	B	C	D	E
新型コロナ対応 休業支援金（給付金）	A	B	C	D	E
失業手当（失業保険給付）	A	B	C	D	E

(参考)

生活困窮者自立相談支援窓口における相談者に訪れた方に関する実態調査 調査票

※ 回答は調査依頼文にある QR コード、URL からお願いいたします。

【生活保護に対する意識】

Q17. 生活保護について、あなたの考えを教えてください。

1. 今後、要件に該当すれば利用したい
2. 今後、要件に該当しても利用したくない
3. 生活保護をすでに受給している

Q18. 上で2と答えた方にお伺いします。その理由は何ですか？

【あなた自身について】

Q19. 現在同居している方の人数は何人ですか？（本人含む）

_____人

Q20. 世帯構成は次のうちどれですか？

1. 1人世帯 2. 夫婦世帯 3. 夫婦と子(未成年) 4. 夫婦と子(成人)
5. ひとり親と子(未成年) 6. ひとり親と子(成人) 7. 3世代世帯
8. 友人・知人と住んでいる 9. 恋人と住んでいる 10. その他

Q21. 性別

1. 男性 2. 女性 3. その他

Q22. 年齢 _____歳

【国に望む支援】

Q23. 国に望む支援について自由にお書きください。

生活困窮者自立相談支援窓口における 相談者に訪れた方に関する実態調査 ご協力をお願い

厚生労働省社会福祉推進事業 不安定な居住状態にある生活困窮者の
把握手法及び支援の在り方に関する調査研究事業
調査実施：特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク

本調査は、生活困窮者自立相談支援の窓口を訪れる方を対象として、
コロナ禍における、生活、仕事、住居に関する困りごとについて、お伺
いし、今後の生活支援、就労支援、居住支援のあり方について検討する
ことを目的として実施しています。

本事業の趣旨をご理解いただき、標記アンケートの回答にご協力いただ
きたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

- 自立相談支援窓口へ相談に訪れた方が対象です。
- 右のQRコードを読み込みご回答ください。
- 回答にかかる時間は5分程度です。
- 回答いただいた内容は、個人情報に配慮し、個人が
特定されない集計データとしてのみ利用いたします。



回答用QRコード

回答URL：<https://questant.jp/q/MBZPJ>

回答期日：2021年2月28日

※回答期日にかかわらず早めにご回答お願いいたします。

■ 本調査に関する問合せ先（アンケート調査委託先）

〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町1-50-3

有限会社 CR-ASSIST

TEL：06-6624-1127（平日9：00～18：00）FAX：06-6624-0027

Email：research@cr-assist.co.jp

第3章 社員寮調査

1. 調査の目的と対象

本調査研究事業の柱の一つとして行った社員寮調査の目的は、不安定居住状態にある生活困窮者の実態を把握する一環として、人材派遣・業務請負業者が用意する社員寮等に入居する者（社員寮入居者）の居住や就労をめぐる実態を明らかにすることである。あわせて、住居と仕事を失った者や社員寮入居者に対して人材派遣・業務請負業者や社員寮が果たしている役割や課題に着目することで、不安定居住状態にある生活困窮者の支援のあり方を検討するうえでの知見を得ることを試みたい。

1) 不安定居住の状態把握における社員寮調査の位置づけ

はじめに、ここであらためて、不安定居住の実態を把握するうえでの社員寮調査の位置づけと意義にふれておきたい。そのために、昨年度の社会福祉推進事業として本法人が行った調査研究事業（NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク「不安定な居住状態にある生活困窮者の把握手法に関する調査研究事業」）の結果をみることで、不安定居住の実態把握において社員寮調査がカバーする部分や範囲を示しておきたい。

昨年度調査によると、第1に、福祉関連の行政機関等（生活困窮者自立支援や生活保護など）やホームレス支援関連施設等の利用者を対象とした調査（N=575）で、居所確保が大変となって以後に寝泊まりした場所として社員寮をあげた者が約3割（29.7%）にのぼっている（昨年度調査報告書17～18ページ）。第2に、社員寮の入居者に対するアンケート調査（N=216）で、社員寮入居者の約5割（52.6%）が、これまでに住むところに困った経験を有している（昨年度調査報告書43ページ）。第3に、不安定居住経験者に対するインターネット調査で、3年以内に不安定居住を経験した者に限定して分析したところ（N=705）、約4割（39.6%）がその際の不安定居住の形態として社員寮・飯場・簡易宿所（ドヤ）を経験している（昨年度調査報告書80ページ）。第4に、その社員寮・飯場・簡易宿所（ドヤ）での居住経験者についてその後の居住先や利用制度を尋ねたところ、生活保護利用による賃貸アパートや無料低額宿泊所、生活保護施設への入居が約4割（38.4%）を占めており、生活保護利用に至る不安定居住者の一定割合を社員寮入居経験者が占めていることが分かる（昨年度調査報告書102ページ）。

以上のように、今日の不安定居住の実態や全体像を把握するにあたって、社員寮入居者の実態は調査対象として欠かせないといえる。そのため、本年度の調査研究事業においても社員寮調査を柱の一つとして位置づけて実施することとした。

2) 社員寮調査の視角

この社員寮調査において、社員寮や寮付き仕事をめぐる実態にアプローチする視角は次のとおりである。第1に、社員寮入居者の居住と就労のありようそのものについて捉えることである。社員寮での居住の環境や費用、仕事の内容や賃金・労働条件などに着目している。第2に、社員寮入居者が寮付き仕事に辿り着いた経路を明らかにすることである。本人が自ら人材派遣・業務

請負業者にアクセスして寮付き仕事に就く場合のほか、福祉関連の行政機関等（生活困窮者自立支援や生活保護など）での相談を経て寮付き仕事に就く場合もみられるため、それらの機関も調査対象に含めることとした。これは、いわば社員寮や寮付き仕事への入口といえる。第3に、社員寮の退居後について、社員寮居住の派遣やアルバイトといった生活形態から賃貸アパート居住の常用雇用への移行、あるいは高齢や傷病等による退職・退寮から生活保護受給への移行といった実態を明らかにすることである。これは、いわば社員寮や寮付き仕事の出口といえる。第4に、人材派遣・業務請負業者や社員寮が、住居と仕事を失った生活困窮者に対して果たしている受け皿もしくはセーフティネットとしての役割や、そこでみられる具体的な機能や課題に着目することである。

以上のように、この社員寮調査においては、社員寮入居者の居住や就労そのものに加えて、社員寮入居に至る経緯（入口）、社員寮の退居とその後（出口）も視野に入れて、聞き取りや分析を行っている。

3) 社員寮調査の対象

上記の目的や視角にもとづき、この社員寮調査では、次の調査対象を設定した（表3-1）。いずれの調査対象についても、調査チームが現地を訪問して聞き取りを行うとともに、可能な場合は社員寮や就労現場の視察を行った。

調査対象の第1は、実際に社員寮を有する人材派遣・業務請負業者である。訪問した事業所の所在地域は、首都圏や近畿地方をはじめ北海道や沖縄など全国に渡り、大都市部に加えて小規模都市や山間地域も含まれる。第2は、寮付き仕事を主に扱う有料職業紹介業者である。第3は、福祉関連の行政機関等（生活困窮者自立支援や生活保護など）で、これらの機関での相談から寮付き仕事に結びつく経路などに着目している。

表 3-2-1 社員寮調査の調査対象の一覧

調査対象	事業・機関の種類	事業の実施地域
A	人材派遣・業務請負業者	首都圏（大都市部）
B	人材派遣・業務請負業者	首都圏（大都市部）
C	人材派遣・業務請負業者	首都圏（大都市部）
D	人材派遣・業務請負業者	近畿（大都市部）
E	人材派遣・業務請負業者	近畿（小規模自治体）
F	人材派遣・業務請負業者	北海道
G	人材派遣・業務請負業者	沖縄
H	有料職業紹介業者	首都圏（大都市部）
I	行政機関等（自立相談支援事業等）	近畿（大都市部）
J	行政機関等（自立相談支援事業等）	近畿（大都市部）
K	行政機関等（自立相談支援事業等）	近畿（大都市部）
L	行政機関等（自立相談支援事業等）	東海
M	行政機関等（自立相談支援事業等）	東海
N	行政機関等（自立相談支援事業等）	北海道
O	その他（ひきこもり支援団体）	沖縄

これらの個別の調査先を選定した経緯は、先述した昨年度の本法人の調査研究事業の結果をふまえて、不安定居住状態の相談者の支援実績として着目される相談機関や、それらの相談機関の支援実績として関わりのある人材派遣・業務請負業者等をピックアップした。その点で、調査対象の選定手続きにおいて偏りや限界があることはいうまでもない。

以下では、調査の結果について、上に示した事業・機関の種類（人材派遣・業務請負業者、有料職業紹介業者、行政機関等）ごとに整理することとする。

2. 調査の結果①——人材派遣・業務請負業者

調査対象とした人材派遣・業務請負業者は、上掲のとおり 7 件である。ここでは、調査対象ごとに調査結果を記載するのではなく、調査で明らかとなった人材派遣・業務請負業者の特徴を項目立てて、それぞれの項目について調査で得られた知見を整理することとする。なお、調査対象ごとに整理した詳細な記録については、本章とは別に資料編を作成している。

あらかじめ、ここで立てる項目を記しておく、次のとおりである。社員寮入居者が寮付き仕事に辿り着いた経路（入口・アウトリーチ）、寮付き仕事の就労者像、就労内容や賃金・労働条件、社員寮の居住環境や費用、社員寮入居者に対して人材派遣・業務請負業者が果たしている役割と機能（日常生活面、居住面、就労面、家計面）、社員寮の退居とその後（出口・アフターケア）。

なお、以下の各項目において調査対象事例に関する記載に付記しているカッコ書きのアルファベットは、上掲の表 3-1 の調査対象を示している。

1) 社員寮入居者が寮付き仕事に辿り着いた経路（入口・アウトリーチ）

社員寮入居者が寮付き仕事に辿り着く経路には、大きく分けて、本人自ら求人情報等から人材派遣・業務請負業者にアクセスする場合と、本人が行政機関等から人材派遣・業務請負業者の情報を紹介される場合がある。

まず前者の、本人自ら求人情報等から人材派遣・業務請負業者にアクセスする場合について、人材派遣・業務請負業者による求人広告等に関する聞き取り結果は次のとおりである。インターネットの求人情報からの応募がある（A）、インターネットやスポーツ新聞等の媒体を通じて全国から応募がある（B）、ハローワークに求人を出している（C）、インターネットの求人広告への応募が圧倒的に多く、全国から受け付けている。ハローワークに求人情報を出したり、看板広告や電柱広告も利用している。自社ウェブサイトでも求人を行っている（D）、全国に求人広告を出し、電話または Web 面接で採用を行う（F）、自社ウェブサイトで求人を行っている（G）。

次に後者の、本人が行政機関等から人材派遣・業務請負業者の情報を紹介される場合については次のとおりである。自治体や NPO、有料職業紹介業者からの紹介があり、シェルターなどの一時宿泊施設を持たない自治体や NPO からは重宝されている（A）、自治体や NPO から、居宅を失った方やシェルターを使えないなどの場合に紹介されて受け入れることはある（B）、ホームレス自立支援センターや保護観察所、地域生活定着支援センターの退所者を受け入れている（C）、有料職業紹介業者からの紹介でネットカフェ利用者を受け入れている（C）、自治体の生活困窮者関連部署等に自社の情報提供を行い、相談や受け入れの実績があり、雇用契約している社員の 1 割強を占めている（D）、近隣の府県の自治体の生活困窮者関連部署等に自社の情報提供を行い、受け入れを行っている（E）、家庭裁判所や保護観察所、刑務所のほか、女性シェルターから DV 被害者などの受け入れも行っている。それらの機関から受け入れる際は迎えに行く（E）、児童養護施設や保護観察所、自治体の生活困窮者相談窓口、一時生活支援事業宿泊施設などから、生活困窮者やひきこもり、不登校、若年ホームレスなど様々な者を受け入れている（G）。

このように、社員寮入居者が寮付き仕事に辿り着く経路をみると、本人自らのアクセスに加えて、福祉関連や矯正関連の行政機関や施設からの紹介などによって社員寮入居に至っている様子が見えてくる。主な特徴として、金銭面や施設入所などの事情で自ら住居を確保することが困難な者を受け入れていることが分かる。行政機関や施設からの紹介については、あらかじめ人材派遣・業務請負業者から行政機関や施設への情報提供が行われていることも多く、いわば不安定居住状態にある生活困窮者へのアウトリーチが人材派遣・業務請負業者によって行われていると捉えることもできる。

2) 社員寮の入居者像と就労内容

社員寮に入居することとなった者の特徴として、聞き取りで得られた内容は、下記のとおりである。

仕事や生活で困った人がいたら支援できる内容を当社でプログラムしようというスタンスで、経済的困窮、住宅困窮、仕事のブランク、家庭環境、DV など、様々な問題を抱えた方を受け入れている（A）、身分証明書を持っていて日本語が話せる方を受け入れており、年齢層は高めで前職

も建設関連の方が多い（B）、若年から中高年までの幅広い稼働年齢層を受け入れているが、住宅困窮層に限定している（C）、会社としては若年稼働層を主なターゲットとしており、住宅や経済面の困窮層を受け入れている。警備部門ではシニア層もターゲットとしている。働くことに対して後ろ向きになってしまった方、生活困窮者、住宅困窮者、就労困難者、ひきこもりなどで、20代は少なく、30～50代が多い（E）。本州の大都市圏の稼働年齢層のうち、働き口が少なくなってくる40代後半から50代にかけての中高年層をターゲットにしている。水産加工業では60代でも需要があって雇用可能。スタッフの男女比は9対1で圧倒的に男性が多い。マイナンバーを照会できる本人確認書類を原則的に必須としている（F）、ひきこもりや不登校、若年ホームレス、コミュニケーションの取り方で悩んでいる多くの方々を雇用して自立のサポートを行ってきた（G）。

そして就労内容については、下記のように、人材派遣業者では製造関連の職種、業務請負業者では建設や警備の職種がみられる。人材派遣の製造関連では、例えば、中小企業の中規模・大規模の工場での製造職（E）、倉庫・物流、製造（G）、水産加工会社でのライン業務（F）、郊外の工場での製造仕事が多く、通勤の現場は非常に少ない。東京都内の仕事は、倉庫・物流のピッキングなど、誰が来ても一日でできるような仕事。女性でも可能な検査や組付け・組み立て等の仕事は以前に比べると増加している（A）。他方で業務請負の建設・警備関連では、建設の手元など未経験者にもできる仕事（B）、警備業務を中心に工事関連・産業廃棄物業務、情報通信機器の販売・施工、メンテナンス業務（C）、建築・土木・解体と警備を請負で手掛け、社会保険加入を徹底している（D）、ホテルの客室清掃、警備（G）などとなっている。

3) 社員寮の居住環境や費用

この調査で訪問した社員寮の形態は、二つに分かれる。ここで便宜的に呼び名を付けると、ワンルームタイプの物件が借り上げられている分散型と、食堂や風呂・トイレが共用で入居者ごとに個室が用意されている集約型である。

まず、分散型をみると、次のとおりである。

- ・ 派遣先は郊外の製造業が多いため、ワンルームのアパートを借り上げている。以前は空き部屋も確保していたが、社内の意向でその都度借り上げるように変更した。これにより、社員寮の賃貸借契約締結まではホテルを利用して、そこから通勤している。社員寮の入居までの間は日雇い契約となるので寮費は請求できず、宿泊料は会社負担となる。また、正式に雇用契約を結ぶまでの間についても寮費も請求できないため、場合によっては会社負担が非常に大きくなる（A）。
- ・ 自治体から受け入れる場合は、まず会社近くの待機寮に入居する。その後に定着すると、社員寮として会社が借り上げたワンルームのアパートに移り、そこから通勤をする。待機寮は、同時に5人ほどが入居可能な一軒家でシェアハウスとなる。社員寮は、派遣先近くの物件を借り上げている。風呂や食事を本人が準備するなど自立した生活を送るという点でハードルが上がるが、好きな時間に好きなことをできる自由度が確保されている利点がある。寮費として、家賃に加えて、備え付けの家電等の利用料、水道光熱費 5,000 円を加えた額を給与から天引きしている（E）。

次に、集約型については次のとおりである。

- ・ 食堂や風呂・トイレが共用で、入居者ごとに3畳程度の個室が用意されている。寮費は、水道光熱費とWi-Fi利用料、三食付きで、一日2,800円。通勤ではなく社員寮入居の場合は日給を1,000円アップとしており、実質的な寮費は一日1,800円となるため、入寮を勧めている（D）。
- ・ 営業所のある市内に中規模集約型寮が3棟あり、これから稼働予定の分散型の社員寮としてアパート2棟を準備している。隣接する町にも中規模集約寮が1棟ある。（調査で訪問した）寮は事務所併設で、部屋によって広さに多少の差はあるものの、約6畳の個室で室内にベッドやテレビが備え付けられている。トイレ、風呂、洗面所等は共用で、広い共用スペースにソファや大型テレビ、喫煙場所も設置されている。夫婦やカップルで就労する場合は別途アパートを借り上げてサブリースしている。寮費は、食事なしの場合は月30,000円、朝・夕の食事付きの場合は月50,000円で、給与から天引きしている（F）。
- ・ 各営業所に紐づく形で寮が設置され、豪華な食事がウリのところも多い。（調査で訪問した）この寮は、寮費が一日3,000円で、間取りが3～4DKの各部屋に鍵を設けてそこに一人ずつ入居している。風呂と食堂は別棟に設置している（B）。
- ・ かつて企業の独身寮や世帯向け社員寮として使われていた、大規模集約型の寮。間取りが3Kの各部屋に一人ずつ入居し、洗面所とトイレ、大浴場は共用となっている。食事が出るため生活リズムは整いやすい。家賃は給与から天引きしている（C）。
- ・ 一軒家を借り上げたシェアハウスで、食事は各自で用意している（G）。

4) 人材派遣・業務請負業者が果たしている役割と機能①——日常生活面

人材派遣・業務請負業者によっては、日常生活や就労に関わる様々な課題を抱えた者を採用しており、実際には多様なサポートがなされている様子がうかがえる。

まず日常生活面のサポートについて、調査対象ごとにみると、次のとおりである。

- ・ 様々な課題を抱えた方を採用しており、支援内容も多岐にわたる。一番の壁は朝起きることであり、支援管理スタッフが、朝起こしに行く、モーニングコールをするということが常態化している。最近では、支援管理スタッフの負担軽減のため、電話をワン切りして本人からかけなおしてもらう方式にしている。二番目の壁は、人間関係の構築である（E）。
- ・ 朝、社員寮を出発する集合時間に来ていない者がいれば、部屋へ起こしに行く（D）。
- ・ モーニングコールを各営業所の担当が行っているが、全員にしているわけではない（A）。
- ・ 自立への一歩として、自社の研修施設で2週間の泊まり込み研修を行い、生活リズムを整えたり、仕事へ向かう姿勢、マナー等を身につけるようにしている。家族依存の引きこもり状態から脱却する支援するNPOからの受け入れも行っている。研修施設や社員寮での共同生活をとおして入居者どうしの互助機能を重視している（G）。
- ・ 様々な困難を抱える方を受け入れており、相談支援や、寮生活での配慮も行っている。住民票の設定や社会保険加入等のサポート、就労や社会保険加入をきっかけとした債務整理、通院の手続き、資格取得等を通じたキャリア形成を促し、自立を図ってもらう支援を行っている。保証人や

緊急連絡先などの身寄りがいない場合などは、寮長が保証人や緊急連絡先となる場合もある(D)。

- ・ 社員寮入居にあたって面接する際に、過去のことは聞かない。債務や滞納については確認して対応を検討する。整理翌日からでも仕事に行けるようにサポートする (C)
- ・ 基本的に、働くことのできる、就労意欲のある人のみ受け入れているので、支援という性格はあまり持ち合わせていない (F)。

5) 人材派遣・業務請負業者が果たしている役割と機能②——居住面

居住面については、先述の居住環境と費用の箇所と重複する箇所があるものの、いわば自前で行わなければならない部分のうち社員寮として提供されているものを整理すると、次のようになる。

まずにより、自ら住居確保する際に不動産業者等で求められる金銭負担や保証人、現住所や連絡先などがいない場合でも、社員寮に入居することができる点である。寮付き仕事での就労を足掛かりとして生活再建を図ろうとする不安定居住者にとって、有力な選択肢とされている様子が見えてくる。

そして、これは分散型・集約型ともにみられる仕組みとして、家賃や光熱水費等の天引きである。入居者の同意にもとづいて給与から天引きすることによって、家賃や光熱水費の滞納が生じない仕組みとなっている。

また、集約型の社員寮にみられるように、食事や風呂が準備されていることである。昨年度の本法人の調査研究事業において行った社員寮入居者に対するアンケート調査においても、食事や風呂の提供は評価が高かった。さらに集約型では Wi-Fi が提供されている社員寮もあった。

これらの家賃等の支払いや食事・風呂の準備については、社員寮入居者が自前で行うのを苦手としている場合がみられることから、その点についていえば、居住支援の機能が果たされていると捉えることもできる。

6) 人材派遣・業務請負業者が果たしている役割と機能③——就労面

就労面でまず着目しておきたい特徴は、社員寮入居者が就くこととなった仕事が続けられない場合や期間満了となった場合などに、人材派遣・業務請負業者が別の仕事の機会を提供することによって、失職や無収入に陥るのを回避する役割を果たしていることである。派遣労働や寮付き仕事については、いわば労働者を使い捨てるような解雇や社員寮立ち退きなどの例が報じられるものの、それはかならずしもすべての人材派遣・業務請負業者や社員寮にみられることではないことが、今回の調査でも把握することができた。例えば次のとおりである。

- ・ 就労開始後に支援スタッフが社員寮を訪ねて回って、困りごとを聞いたり相談にのったりしている。その結果、仕事内容の調整や仕事先の変更を行うこともある。また、仕事先でトラブルが起こった場合に支援スタッフが対応することも多い。そのことによって労働者の失職や派遣先との契約解消の回避につながっている (G)。
- ・ 水産加工業の繁忙期は 4 月～10 月とされており、冬季になると仕事が減少するため、この地域で継続就労を希望する方には、他の職場や他の業種の仕事を紹介している (F)。

- ・ まずは就労継続に重点をおいた支援を行っている。様々な派遣先を紹介できるため、極端に仕事を選び好みすることがない限りは、仕事を紹介できる（E）。

就労を継続する点で、社員寮という同じ住居で暮らす利点と難点に着目している業者もある。

- ・ 就労の場合は生活支援よりも、まず働きながら、一つずつ課題を解決していくことになる。1人より2人、3人、大勢の方が仕事も続くのではないかという考えから、集約型の社員寮である。しかし、共同生活を経験したことのない若年層などへの支援モデルとしては使えない面もあり、モデルチェンジが必要ということも感じている（C）。

この業者（C）では、連携するNPOが運営する無料低額宿泊所の入居者に対しても就労機会の提供を行っている。無料低額宿泊所に入居した当初は就労困難だった生活保護受給者が、段階的に就労へつながりアパート入居へ移行するケースも少なくないという。その際の就労機会をこの業者が提供するとともに、アパート入居後の見守りも行っている。

さらに別の業者（D）では、建設職種の未経験者について経験者と同じチームとなるよう配慮した編成を行っている。そして建設職種の業務請負を行ううえで、先述のとおり雇用契約を結ぶ労働者の社会保険加入を徹底している。この業者では労働者のキャリア形成の観点から、資格保持によるポイント制度を設けており、資格取得による昇給もある。代表的な資格は玉掛けで、資格取得の際には補助を行っている。建設業界大手ゼネコンの現場では、労務安全衛生管理のシステム（グリーンサイト）が導入され始めていることから、社内・社外の制度や仕組みを利用した保障やキャリア形成を促しているという。

7) 人材派遣・業務請負業者が果たしている役割と機能④——家計面

家計面に関して、調査対象の人材派遣・業務請負業者に共通してみられるのは、社会保険加入にともなう従前の税・保険料滞納の処理に関するサポートと、給与の日払い・週払いや前借りである。

まず、税・保険料滞納への対応や社会保険加入に関しては、次のとおりである。

- ・ 税・社会保険料の滞納が発覚し、差し押さえが発生した場合は、本社の経理課が対応する（F）。
- ・ 税・社会保険料滞納への対応のほか、債務整理などのサポートも行う（A）。
- ・ 社員寮入居にともなって住民票を移した際、または社会保険に加入した際、税・社会保険料の滞納が発覚し、差し押さえ、ということは多々ある。債務整理や自己破産などについて、相談しやすい環境づくりを心がけている。弁護士や司法書士に依頼することもある（C）。
- ・ 支援担当者が債務整理のノウハウに詳しく、税・社会保険料等の滞納への対応のほか、消費者金融での多重債務への対応も通常業務として行っている（G）。
- ・ 社会保険完備としているが、ほとんどの方は前職の際に保険料を滞納しており、働き始めてすぐ差し押さえの連絡がくる。その場合は、会社が給与から天引きして納めていく（E）。
- ・ 滞納分の税・社会保険料の差し押さえについては、給料から天引きして納めている。社会保険の

加入者については給与に 2,000 円を上乗せして、保険料支払いに充ててもらう。社会保険の未加入者が全体で約 3 割程度おられるが、フルで仕事を入れることは難しい（B）。

- ・ 社会保険加入を徹底しており、加入することのメリット等を説明する。そして社会保険加入にともなう税・社会保険料滞納分の督促に対して、その納付に関する相談を行いながら、分割納付をサポートする。滞納分を完済した方もおられる。また、破産宣告する方もおり、寮長が立ち合い、弁護士を紹介するというケースもある（D）。

次に、給与の日払い・週払いや前借りに関しては、次のとおりである。

- ・ 社員寮に入居する際に、以前は生活準備金として 1 万円を渡していたが、現在は 3 日分の食糧支援を行っている（A）。
- ・ 圧倒的に給料の前借をする人が多数を占める。それでも厳しい、どうしようもない場合にはお金を貸すこともある（B）。
- ・ 給料を前借りする人が非常に多く、その使い道はパチンコや飲酒である。月給は 20 万円程度で、家賃等と前借り分を天引きして、手取りは 11~12 万円という方が多い。以前は 1 日働いたら前借りで 5,000 円を渡していたが、現在は 1 日あたり 2,000 円としている（E）。
- ・ 家計面のサポートについて、1 か月分の給料を 1 か月で使うサイクルを目標として意識し、当初は前払い、日払いからスタートするものの、徐々に週払い、月払いでやっていけるように指導している（A）。

8) 寮付き仕事の退職、社員寮の退寮とその後（出口・アフターフォロー）

寮付き仕事の退職と社員寮の退寮については、様々な理由がみられる。体調や年齢を理由に仕事を続けられなくなる場合や、会社が無断で失踪する場合もあり、他方でより安定的な就労や居住へ移行する場合もみられる。

まず、体調や年齢を理由に仕事を続けられなくなる場合に、人材派遣・業務請負業者がとっている対応は次のとおりである。

- ・ 稼働能力や健康上の問題から解雇に至ることもある。その場合、行政や社会福祉協議会の生活保護や生活困窮者支援の担当につないで、生活保護の申請や市外への転出となるケースも確認されている（F）。
- ・ 自社で福祉的就労を提供するという考えはなく、精神疾患や体調不良のため退職する場合には、もともとの紹介元の自治体等につなぎなおすことになる（E）。
- ・ 健康面などで就労の継続が難しい場合は、自治体等につなぎなおす場合もある。継続雇用して高齢になったケースについては、住み慣れた借り上げアパートを本人名義に変更し、その住居で生活保護を利用できるようにしている（A）。
- ・ 稼働不可能となって社内に対応が難しい場合は、近隣自治体の生活保護の窓口につなぐこともある。他の仕事を紹介することもある（B）。
- ・ 高齢となって稼働不可の状態となり、生活保護の申請をする場合に、この地域ではまず無料低額

宿泊所への入居というステップを挟んでからアパート転居となる。その際に、この会社の社員寮から、連携している NPO の無料低額宿泊所へ移るケースもある。社員寮や連携 NPO の無料低額宿泊所で最期を看取るというケースもある (C)。

- ・ 高齢となって退職するのが主な出口。就労期間は様々で、アフターケアについては特になし (D)。

次に、会社が無断で失踪する場合は次のとおりである。

- ・ 何も言わずにいなくなる方、トラブルとなり出ていく方など様々で、基本的に「出ていけ」とは言わないが、出ていく方に対してはドライに捉えている (B)。
- ・ 出勤時間に社員寮を出て、弁当や交通費を持って失踪する方も多い (C)。
- ・ そのほか、なかには社員寮入居までのホテル滞在期間に提供した食糧を食べるだけ食べて失踪ケースもある。また、社員寮入居後に一度も就労せずに退居した方もいる (A)。
- ・ ごく短期間でいなくなる方もいる。同じ会社の違う営業所に再入社というケースもある。就職と退職を繰り返し、業界内を渡り歩いている方も一定数存在する (D)。
- ・ 辞め方は大事にしている。派遣先の仕事場をやめるのか、この会社ごと辞めるのかという選択がありうる。さらに、働く気があるのか、働く気がないのか、ということを聞き、「働く気がない」という方に対してはドライに対応する (E)。

そして、より安定的な仕事などへの移行に関しては、次のとおりである。

- ・ 会社の考えとして、特に若い方にはこの会社での就労を糧にして、自分のやりたいことをやってほしい、チャレンジしてほしいため、他の仕事へ転職可能であれば応援している (A)。
- ・ 出口については、取引先に受け入れてもらう、あるいは手に職をつけて独立する、というパターンがゴールとしてある (C)。
- ・ 最終的には派遣先企業などで直接雇用してもらうことをねらっている。しかしながら、直接雇用となる人は全体の 5%程度。残りは数か月から数年で退職する。半年以内の離職率は 20~30%で、他の派遣会社と比較すると定着率は高い方。様々な派遣先を紹介するなど、就労継続に重点をおいた支援を行っている (E)。
- ・ 就労してからの定着率が高い。一時的に失踪・逃亡するケースはあるが戻ってくる。この 3 年程度で労働者は 10 倍に増加した。同時にこれが意味するのは、まだ出口があまりないということでもある (G)。

3. 調査の結果②——有料職業紹介業者

調査対象とした有料職業紹介業者は 1 件で、首都圏に事業所を構えている。この会社は、不安定居住・不安定就労の状態にある相談者を主な対象として、寮付き仕事の紹介を行っている。紹介先企業から紹介料を得ており、相談者は無料となっている。

1) 相談者が有料職業紹介業者を利用することとなった経緯（入口・アウトリーチ）

インターネットの大手検索エンジン（Google、Yahoo）での広告に力を入れており、検索結果で上位に掲載されることから、強力なアウトリーチ機能を発揮している。

相談は、自社ウェブサイト内でのフォーム入力、メールやLINEや電話で受け付けており、全国から相談が寄せられる。相談者は、本人や同居人、支援団体の場合もある。そのほか、首都圏の自治体に自社の情報提供を行った結果、行政機関からの案内や紹介も一定程度みられる。

相談者の年齢層は20～30代の若年層が相談者の約6割を占める。ウェブサイト上での相談が多いため、インターネットを利用できること、文字や地図などが読めること、という制約がともなっている。

2) 有料職業紹介業者が果たしている役割と機能①——日常生活面

住まいや仕事のない方からの相談を受けるため、様々な支援を行うことになる。

まず、面談や相談のなかで本人の経歴や家庭環境などに関わる情報を収集し、就労に関しては、どのような仕事を希望するか、どの会社だったら合いそうか、などを考えながら就労先を紹介する。場合によっては、警備業務では前科のないことが就労条件となることから、犯罪歴等のセンシティブな個人情報を確認することもある。

あわせて、相談時の住まいの状況や携帯電話の利用可否などを確認しつつ、本人確認書類や身分証明書、住民票設定手続き等の準備を代行する。

公的機関の支援を利用できる場合や、その方がよいと判断される場合、また自治体の相談機関に相談する前の状態であれば、福祉関連の行政機関等（生活困窮者自立支援や生活保護など）へ相談することを提案したり、案内したりする場合もある。

3) 有料職業紹介業者が果たしている役割と機能②——居住面

住まいや仕事のない方に対して寮付き仕事を紹介していることから、住まいと仕事を同時に得られる半面、仕事を失う際には住まいを失うリスクをとまなっており、その点については相談者に事前説明を行っている。

4) 有料職業紹介業者が果たしている役割と機能③——就労面

先述の身分証明書や住民票の手続きに加えて、就職活動のサポートとして、履歴書の記入、面接に向けた調整やアドバイスなどを行う。

扱っている求人の雇用形態は、正社員、アルバイト、派遣など様々である。相談者の多くは、雇用形態よりも仕事内容で選ぶ傾向もみられる。なかには前職の経験から、責任を負わない派遣や契約での就労を希望する方もいる。なお、大手企業での正社員登用の場合は三等親以内の連絡先が求められる場合もあり、それが困難なケースもあるとのことである。

5) 有料職業紹介業者が果たしている役割と機能④——家計面

就労後の生活再建の観点から、債務の状況や、税・社会保険料や家賃、携帯通信料などの滞納の有無についても尋ねている。場合によっては、法テラスや自治体の相談機関を案内することも

ある。

基本的には、債務や滞納の状況を把握して、つなぎ先の企業に説明するまでを担っており、実際の金銭管理や債務整理はつなぎ先の企業に任せている。

6) 相談者が有料職業紹介業者を利用した結果とその後（出口・アフターフォロー）

相談者の紹介先として圧倒的に多いのは、寮付きの派遣や建設、警備の仕事を手掛ける企業である。首都圏で多く紹介する人材派遣・業務請負業者が数社あり、その数社に継続して一定以上の相談者を紹介することで、信頼関係を醸成してきている。そのほか、建設仕事の飯場や、住み込みのリゾートバイトなどの情報提供を行うこともある。

男女問わず相談が寄せられるものの、女性に紹介できる寮付き仕事は男性に比べて少なく、当面の課題の一つとなっている。

就労以前の課題を抱える方も一定数おり、その場合には行政サービスや民間支援団体の利用を提案するものの、行政サービス等の利用に拒否的な反応を見せる方も少なくない。

相談者の就労後のアフターフォローについては、SNS 等を用いて様子を尋ねている。ただし、やり取りが続くケースは少ない。その場合は紹介先の企業に様子を確認している。

仕事が合わないなどの理由で2か月以内に辞める方は約3割にのぼる。再び相談に来る方はそのうちの1割ほどである。紹介先企業から再度の支援を依頼されることもあるが、なかなか形になっておらず、課題となっている。

4. 調査の結果③——行政機関等からみた社員寮

調査対象とした行政機関等は6件で、近畿と東海、北海道の生活困窮者自立支援や生活保護を所管する部署・実施機関を訪問し、人材派遣・業務請負業者や社員寮との関わりや不安定居住者支援の課題などについて聞き取りを行った。なお、この行政機関等のなかには、生活困窮者自立支援事業を受託して実施している社会福祉協議会も含まれる。

1) 社員寮から行政機関等への流れ

調査で明らかになった流れの一つは、寮付き仕事を退職して社員寮を退去した者が、住まいと仕事に困って行政機関等へ相談に訪れるというものである。具体的には次のような内容である。

- ・ 寮付き仕事で全国から採用されてこの市へやって来て、しばらくして退職して社員寮を出ないといけなくなった方が、生活困窮者自立支援や生活保護の窓口、ハローワークへ相談に来ることが多い（M）。
- ・ このハローワークに、住まいと仕事に困って寮付き仕事を探している方が相談に来られるものの、ここではその種の求人をほとんど扱っていない（M）。
- ・ 日常的に、社員寮で働けなくなった方からの相談をうけることが多い。一時生活支援事業のシェルターを利用される場合もあるが、元気になったらまた社員寮に戻って場合も多い（L）。
- ・ この市で生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業を利用される方は、社員寮を退居して相談に来た方が多い（L）。

- ・ コロナの影響か、2020 年度は派遣会社の社員寮を出された方からの相談が増加した。例年に比べて若い世代の相談者が多い（L）。
- ・ 派遣会社によって役所への取り次ぎ方は様々で、単に寮から追い出す会社、役所の前まで連れてくる会社、相談に同行する会社などがある（L、M）。
- ・ コロナの影響で、自立相談支援機関で外国人労働者からの相談が増加している（M）。
- ・ この地域は自動車関連の工場が多く、ここへ来れば仕事があるというイメージで全国から人が集まってくる。最近は求人状況が変化していて、それまで自動車の期間工が6 か月契約だったり、その他の派遣仕事でも半年から1 年契約だったところ、1～2 か月契約というように短期化している。求職者が増加している一方で、派遣会社側も労働者を選択できる状況にあり、年齢や言語能力による選別が行われている（M）。

2) 行政機関等から社員寮への流れ

上記のような社員寮から行政機関等への流れの一方で、これとは逆の、行政機関等から社員寮への流れも明らかになった。行政機関等へ相談に訪れた生活困窮者の就労先・居住先として、社員寮へ結びついているケースが各地でみられる。

- ・ この生活困窮者の自立相談支援機関に情報提供に來られた人材派遣・業務請負業者に、仕事と住居のない相談者を紹介しており、年間で一定程度の方が社員寮に入居して働くようになっている（K）。
- ・ この生活困窮者の自立相談支援機関の相談者に提供している求人情報は、求人情報誌と、この機関で作成したリスト。ここでの相談支援が終結となった方のうち 9 割は、寮付き仕事が出口になっている（L）。
- ・ この生活困窮者の自立相談支援機関に、派遣会社の社員寮を出された方が相談に來られて、その出口として、情報提供のあった別の派遣会社を紹介して、実際に仕事に就くことになったケースもある（M）。

3) 行政機関等からの出口をめぐる課題

行政機関等が不安定居住状態の生活困窮者の相談支援に応じるうえで、各地で聞いたのは、すぐ利用できる宿泊施設をめぐる課題である。ここでは調査対象のアルファベットを省略して、聞き取り内容を示すことにしたい。

- ・ 一時生活支援事業のシェルターがなかったり使いにくい自治体では、家のない生活困窮者への住居提供手段として、社員寮や派遣会社は利用できる。
- ・ 住まいと仕事を失った生活困窮者に対して、この地域では対応できる福祉資源が乏しいため、他地域への片道切符提供とならざるを得ない。
- ・ この地域では一時生活支援事業のシェルターがあるためホームレス状態の方には対応できるものの、今のところ家はあるけれど住居提供が必要な方については十分に支援できない弱みを抱えている。

5. 調査のまとめ

ここで、社員寮調査のまとめとして、この調査で明らかになった不安定居住の特徴や支援課題に関する知見を整理しておきたい。

第1に、この社員寮調査をとおして、人材派遣・業務請負業者や社員寮が、不安定居住状態にある生活困窮者が抱える住居と仕事のニーズに対応し、受け皿もしくはセーフティネットとしての役割を果たしていることが明らかとなった。家賃や保証人を確保できない場合や、すぐ就労先や収入を得ようとする場合に、これらの業者が社員寮や待機寮、多様な職種の仕事を提供している。たしかに寮付き仕事の場合、派遣労働やアルバイトなど雇用形態が不安定な仕事が多い。ただしこの点は、産業や労働市場の動向、労働者の職業能力などとも関わるものであり、寮付き仕事そのものの可否というよりは、寮付き仕事や社員寮入居者に関わる支援策のあり方を検討する観点で捉える必要があるといえる。

第2に、人材派遣・業務請負業者や有料職業紹介業者によって、就労先の提供や紹介、情報提供のみでなく、多様な生活再建の支援が提供されていることである。特に、寮付き仕事に就く社員寮入居者に対して、人材派遣・業務請負業者が果たしている支援機能として、本章では日常生活面、居住面、就労面、家計面に分けて提示した。これらの多様な支援機能によって、社員寮入居後に生活再建や生活安定化が図られている面は注目できる。なかでも、仕事が合わない場合や続かない場合に、人材派遣・業務請負業者との雇用を継続したまま他の仕事が提供される例などは、人材派遣・業務請負業がもつ強みといえることができる。

第3に、傷病や高齢などによって仕事が続けられなくなり、社員寮に住み続けることが難しくなる局面で、人材派遣・業務請負業者が様々な対応をしている点もみられた。単に社員寮から退去させる業者がある一方で、生活困窮者自立支援の相談機関を案内する業者や、社員寮の名義変更を行って生活保護利用に結びつけている業者もみられた。就労とそのときの住居という生活枠組みの保持が困難となった場合に、いかに生活破綻に陥ることなく対応策を講じるかという点で検討材料となりうる。

以上のまとめをふまえて、不安定居住状態にある生活困窮者の実態と支援策をめぐる全体像にふれておきたい。本調査研究事業で実施した他の二つの調査（生活困窮者自立支援事業利用者調査、インターネット調査）で明らかとなった生活保護利用への抵抗感がみられるなかで、不安定居住状態にある生活困窮者に対するセーフティネットのありようを捉えるうえで、生活保護などの＜福祉による包摂＞のみでなく、寮付き仕事などの＜就労による包摂＞が機能していることに目を向ける必要があろう。もちろん寮付き仕事は、労働市場の動向や労働者の職業能力などに左右され、仕事を失うリスクや仕事に就けないリスクがともない、仕事を失った場合に住居も失うことも多い。この社員寮調査でみえたように、社員寮をもつ人材派遣・業務請負業者と福祉関連の行政機関等（生活困窮者自立支援や生活保護など）との関わりに着目すると、例えば、行政機関等を訪れた相談者が寮付き仕事に就くことになった場合に行政機関等がアフターフォローを積極的に行うことや、社員寮入居者が行政機関等の相談支援にアクセスしやすい仕組みを取り入れることも、不安定居住状態にある生活困窮者に対する支援策の検討課題として提起できる。

第4章 インターネット調査からみえてきた居住実態

1. 本章の目的

本章では、昨年度に引き続き、オンラインパネルを利用して実施した不安定居住の実態調査（レアターゲット調査）について報告する。

昨年度調査では不安定居住の前後の様子や不安定居住形態に重点をおいて実施したが、今年度はアウトリーチにつなげることを意識し、不安定居住前後の様子を把握することを目的として実施している。特にインフォーマルな支援とフォーマルな支援の役割について明らかにするため一定水準のフォーマルな支援が行われていると考えられる主要政令市（人口上位 13 市）に東京 23 区を加えた 14 地域を対象として実施した。

2. 調査概要

調査期間：2021 年 3 月 9 日から 3 月 17 日。

調査パネル：マクロミルが保有する調査パネル約 14 万人。

調査システム：マクロミル社 Quick Mill

昨年度と比べて、条件を厳しくした影響もあり本調査の対象となる不安定居住経験の出現率が少なく、結果、約 14 万人まで対象を広げて実施した。ただし、スクリーニング調査の分析においては費用の観点から 14 万人ではなく、4 万人のデータのみを地域で層化抽出したものを分析対象とすることとし、各地域から均等に約 2857 票ずつ合計 39,997 名から回答を得ている。なお、回答にあたっては、生活保護に関する設問への同意を前提としているため、この 39,997 万件からは回答を拒否した約 6%の方は除外している。

本調査については、14 万人を対象としたスクリーニング調査において、5 年以内に不安定居住経験をもつ 725 名から本調査結果を得た。

3. 不安定居住経験の定義

インターネット調査における不安定居住経験については、①知人・友人宅への同居経験、②建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験、③飯場経験、④日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）経験、⑤ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス経験、⑥24 時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）経験、⑦サウナ、カプセルホテル等経験、⑧一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設経験、⑨救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設 経験、⑩無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅経験、⑪刑務所・更生保護施設経験、⑫路上生活経験、⑬車上生活経験、⑭災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）経験、⑮その他の自宅以外の住まい経験 以上の 15 の不安定居住経験の形態それぞれについて、次の 1～9 を選択してもらった。

このうち 3～9 を不安定居住経験として定義、カウントしている。

1. このような経験はない
2. 安定的な住まいはあるけれど、一時的に利用した
3. 経済的理由により家賃を払えず、住まいを確保できなくなったため
4. 経済的理由により持ち家を手放し、住まいを確保できなくなったため
5. 家庭の事情（DV や家庭環境等）により、住まいを確保できないまま、家を離れたため
6. 病気・怪我等の理由により、住まいを確保できなくなったため
7. 災害等の理由により、住まいを確保できなくなったため
8. 自宅を引き払って（実家を出て）、住むことにしたため
9. その他理由により、住まいを確保できなくなったため

4. スクリーニング調査結果

前述の通り、14 万件のスクリーニング調査データから、地域別で層化抽出した 39,997 万件の調査データについて分析を行った。

1) 調査パネル属性

調査対象とした都市、およびそれぞれの対象者数は表 4-4-1 の通りである。また年齢、性別については、表 4-4-2 にまとめている。

全ての世代がはいっているが、若年層では女性が多く、中高年以上は男性が多いというオンラインパネルの特徴が反映されている。

表 4-4-1 調査対象都市と回収数（スクリーニング調査）

	度数	%		度数	%
東京都 23 区	2,857	7.1	神戸市	2,857	7.1
横浜市	2,857	7.1	京都市	2,857	7.1
大阪市	2,857	7.1	さいたま市	2,856	7.1
名古屋市	2,857	7.1	広島市	2,857	7.1
札幌市	2,857	7.1	仙台市	2,857	7.1
福岡市	2,857	7.1	千葉市	2,857	7.1
川崎市	2,857	7.1	北九州市	2,857	7.1
			合計	39,997	100.0

表 4-4-2 年齢と性別の回答内訳

	男性		女性		合計	
12才～19才	73	0.4%	288	1.3%	361	0.9%
20才～24才	266	1.5%	1,098	5.1%	1,364	3.4%
25才～29才	447	2.4%	2,076	9.6%	2,523	6.3%
30才～34才	947	5.2%	2,763	12.7%	3,710	9.3%
35才～39才	1,111	6.1%	2,669	12.3%	3,780	9.5%
40才～44才	1,772	9.7%	2,605	12.0%	4,377	10.9%
45才～49才	2,626	14.4%	2,974	13.7%	5,600	14.0%
50才～54才	2,966	16.2%	2,556	11.8%	5,522	13.8%
55才～59才	2,889	15.8%	2,078	9.6%	4,967	12.4%
60才以上	5,198	28.4%	2,595	12.0%	7,793	19.5%
合計	18,295	100.0%	21,702	100.0%	39,997	100.0%

2) スクリーニング調査結果

不安定居住経験があると回答したのは 2,061 人（5.15%）であった。15 項目でそれぞれ回答してもらった不安定居住経験は表 4-4-3 の通りとなっている。

不安定居住の経験の内訳、知人・友人宅が最も多く 1.65%である。次に、建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験が 1.54%と多い。路上生活経験は 0.65%、車上経験は 0.83%、ネットカフェの経験も 0.86%となっている。

表 4-4-3 不安定居住の経験（n=2061, N=39,998）

	応答数	割合	全体割合
知人・友人宅への同居経験	661	32.1%	1.65%
建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験	617	29.9%	1.54%
飯場経験	244	11.8%	0.61%
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）経験	238	11.5%	0.60%
ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス経験	344	16.7%	0.86%
24 時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）経験	256	12.4%	0.64%
サウナ、カプセルホテル等経験	335	16.3%	0.84%
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設経験	274	13.3%	0.69%
救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設 経験	240	11.6%	0.60%
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅経験	282	13.7%	0.71%
刑務所・更生保護施設経験	191	9.3%	0.48%

路上生活経験	260	12.6%	0.65%
車上生活経験	333	16.2%	0.83%
災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）経験	392	19.0%	0.98%
その他の自宅以外の住まい経験	516	25.0%	1.29%
合計	5183	251.5%	5.15%

それぞれの利用数は表 4-4-4 にあるように、1 個所が 65.3%、2 件が 12.5%、3 件が 5.5% などとなり、6 か所での利用で全体の 90% を占める。

表 4-4-4 不安定居住の利用数

利用数	度数	パーセント	累積パーセント
1	1346	65.3	65.3
2	257	12.5	77.8
3	113	5.5	83.3
4	68	3.3	86.6
5	35	1.7	88.3
6	36	1.7	90.0
7	20	1.0	91.0
8	23	1.1	92.1
9	21	1.0	93.1
10	15	0.7	93.8
11	24	1.2	95.0
12	31	1.5	96.5
13	20	1.0	97.5
14	18	0.9	98.4
15	34	1.6	100.0
合計	2061	100.0	

不安定居住を時期別に見ると（表 4-4-5）、10 年より前が 58.8%、5 年以上 13.7% が大多数を占め、今回、本調査の対象に相当する 5 年以内の割合は 27.5%（309 ケース）のみとなった。

なお、45.4% が不安定居住時期について無回答となっているが、「安定的な住まいはあるけれど、一時的に利用した」に相当する時期の回答を避けるために、一時的な利用をしたと回答した者を除外したため、このような結果となっている。

表 4-4-5 不安定居住時期（最後の日）

	度数	%	有効%	累積%
現在～1週間以内	67	3.3	6.0	6.0
1週間～1ヶ月以内	24	1.2	2.1	8.1
1ヶ月～3ヶ月以内	32	1.6	2.8	10.9
3ヶ月～6ヶ月以内	31	1.5	2.8	13.7
6ヶ月～1年以内	22	1.1	2.0	15.6
1年～3年以内	77	3.7	6.8	22.5
3年～5年以内	56	2.7	5.0	27.5
5年～10年以内	154	7.5	13.7	41.2
10年より前	662	32.1	58.8	100.0
計	1125	54.6	100.0	
欠損値	936	45.4		
合計	2061	100.0		

詳細については、本調査で分析を行うが、スクリーニング段階での不安定居住の種類と、理由は表 4-4-6 のとおりである。経済的な理由で住まいを確保できなくなった場合に、知人・友人宅や、寮・社宅、ネットカフェ、サウナなどを利用するケースが確認できる。

DV 等のケースで、知人・友人宅を利用するケース（0.4％）、病気・怪我などで無料低額宿泊所もしくは生活保護の支援付き住宅へつながるケース（0.2％）、災害によって仮設住宅へ移行するケース（0.6％）、自宅を費い払って、寮・社宅を利用（0.7％）、知人・友人宅に行くケース（0.4％）がみられた。

また、一時的な利用の割合という回答が、友人宅（11.2％）やネットカフェ、サウナ・カプセルホテル（12.8％）、24 時間営業の飲食店（6.6％）、さらに車上生活（3.2％）とそれぞれ高くなっている。これらは今回の対象外であるが、予備軍とらえることは可能であろう。

表 4-4-6 不安定居住経験とその理由（複数回答）

	このような経験はない	安定的な住まいはあるけれど、一時的に利用した	経済的理由により家賃を払えず、住まいを確保できなかったため	経済的理由により持ち家を手放し、住まいを確保できなかったため	家庭の事情(DVや家庭環境等)により、住まいを確保できないまま、家を離れたため	病気・怪我等の理由により、住まいを確保できなかったため	災害等の理由により、住まいを確保できなかったため	自宅を引き払って（実家を出て）、住むことにしたため	その他理由により、住まいを確保できなかったため
知人・友人宅への同居	34,875 87.2%	4,461 11.2%	168 0.4%	51 0.1%	176 0.4%	39 0.1%	102 0.3%	159 0.4%	58 0.1%
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	38,067 95.2%	1,313 3.3%	105 0.3%	50 0.1%	56 0.1%	30 0.1%	35 0.1%	299 0.7%	87 0.2%
飯場	39,328 98.3%	425 1.1%	69 0.2%	48 0.1%	49 0.1%	28 0.1%	27 0.1%	55 0.1%	13 0.0%
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	39,486 98.7%	273 0.7%	79 0.2%	57 0.1%	43 0.1%	30 0.1%	33 0.1%	50 0.1%	4 0.0%
ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス	36,135 90.3%	3,518 8.8%	116 0.3%	53 0.1%	89 0.2%	42 0.1%	40 0.1%	54 0.1%	17 0.0%
24 時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）	37,116 92.8%	2,625 6.6%	67 0.2%	56 0.1%	66 0.2%	32 0.1%	35 0.1%	41 0.1%	9 0.0%
サウナ、カプセルホテル等	34,528 86.3%	5,134 12.8%	101 0.3%	43 0.1%	70 0.2%	43 0.1%	43 0.1%	53 0.1%	33 0.1%
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設	39,508 98.8%	215 0.5%	78 0.2%	54 0.1%	70 0.2%	47 0.1%	28 0.1%	42 0.1%	2 0.0%
救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設	39,559 98.9%	198 0.5%	52 0.1%	48 0.1%	68 0.2%	44 0.1%	29 0.1%	33 0.1%	4 0.0%
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	39,523 98.8%	192 0.5%	97 0.2%	43 0.1%	52 0.1%	63 0.2%	38 0.1%	48 0.1%	2 0.0%
刑務所・更生保護施設	39,589 99.0%	217 0.5%	45 0.1%	40 0.1%	38 0.1%	28 0.1%	27 0.1%	38 0.1%	11 0.0%
路上生活	39,456 98.6%	281 0.7%	97 0.2%	43 0.1%	51 0.1%	31 0.1%	42 0.1%	38 0.1%	6 0.0%
車上生活	38,365 95.9%	1,299 3.2%	92 0.2%	39 0.1%	72 0.2%	29 0.1%	82 0.2%	49 0.1%	14 0.0%
災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）	38,867 97.2%	738 1.8%	37 0.1%	33 0.1%	41 0.1%	38 0.1%	244 0.6%	31 0.1%	4 0.0%
その他の自宅以外の住まい	37,243 93.1%	2,238 5.6%	79 0.2%	57 0.1%	82 0.2%	43 0.1%	113 0.3%	143 0.4%	63 0.2%

3) 地域別にみた不安定居住経験の状況

不安定居住経験の出現率は全体で 5.15% (2061/39,998) となった。これを地域、すなわち調査対象者が現在住んでいる地域別にみると、どこの都市においても 5 % 程度の不安定居住経験者の出現が確認できる。これは昨年度の調査結果 (= 不安定居住経験 6.04%) と近い値である。

神戸と仙台ではこれに震災関連の不安定居住経験が重なるため、出現率が他都市より高くなっている。また札幌や埼玉、京都はやや出現率が少なくなっている。(表 4-4-7)

表 4-4-7 地域別にみた不安定居住経験者の出現率

	出現数	割合		出現数	割合
東京都 23 区	143	5.01%	神戸市	236	8.26%
横浜市	143	5.01%	京都市	123	4.31%
大阪市	146	5.11%	さいたま市	121	4.24%
名古屋市	130	4.55%	広島市	120	4.20%
札幌市	115	4.03%	仙台市	207	7.25%
福岡市	145	5.08%	千葉市	149	5.22%
川崎市	148	5.18%	北九州市	135	4.73%
			合計	2061	5.15%

表 4-4-8 では、地域別に利用した不安定居住経験の種類を集計している。

それぞれの形態について地域ごとで確認すると、次のような傾向がみられた。

- 「知人・友人宅への同居」は、広島、東京で高く、川崎、横浜で低い値となっている。
- 「建築土木／警備／製造業における寮・社宅」は、川崎、横浜が高く、次に千葉、埼玉、名古屋と続く。
- 「飯場」は、埼玉、北九州が最も高く、東京、横浜、福岡、大阪と続いている。
- 「日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）」は、埼玉、北九州、横浜、広島、大阪という順。
- 「ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス」は福岡、東京、広島、大阪で高い割合を示す。
- 「24 時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）」は埼玉、東京で高く、次に北九州、福岡、京都の順で続く。
- 「サウナ、カプセルホテル等」は千葉が最も多く、埼玉、東京、大阪と続く。
- 「一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設」は、東京、埼玉、
- 「救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設」は、埼玉、東京が多くなっている。
- 「無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅」は東京と埼玉で多く、次に広島と大阪が続く
- 「刑務所・更生保護施設」は埼玉、北九州、川崎で高い値となっている
- 「路上生活」は東京と埼玉、福岡が多い。
- 「車上生活」は、北九州、仙台、広島、京都で高い割合となっている。
- 「災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）」は仙台と神戸が多い。

表 4-4-8 地域別にみた不安定居住形態（SCR）

		東京都23区	横浜市	大阪市	名古屋市	札幌市	福岡市	川崎市	神戸市	京都市	さいたま市	広島市	仙台市	千葉市	北九州市	合計
知人・友人宅への同居経験	応答数	57	36	52	44	36	48	35	70	42	41	49	63	45	43	661
	割合	39.86%	25.17%	35.62%	33.85%	31.30%	33.10%	23.65%	29.66%	34.15%	33.88%	40.83%	30.43%	30.20%	31.85%	32.07%
建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験	応答数	43	61	38	48	30	30	67	44	34	47	33	38	58	46	617
	割合	30.07%	42.66%	26.03%	36.92%	26.09%	20.69%	45.27%	18.64%	27.64%	38.84%	27.50%	18.36%	38.93%	34.07%	29.94%
飯場経験	応答数	20	20	18	13	13	19	17	15	12	22	13	20	19	23	244
	割合	13.99%	13.99%	12.33%	10.00%	11.30%	13.10%	11.49%	6.36%	9.76%	18.18%	10.83%	9.66%	12.75%	17.04%	11.84%
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）経験	応答数	17	22	20	11	8	18	18	15	15	23	17	14	18	22	238
	割合	11.89%	15.38%	13.70%	8.46%	6.96%	12.41%	12.16%	6.36%	12.20%	19.01%	14.17%	6.76%	12.08%	16.30%	11.55%
ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス経験	応答数	31	19	30	23	15	35	27	17	24	23	24	23	28	25	344
	割合	21.68%	13.29%	20.55%	17.69%	13.04%	24.14%	18.24%	7.20%	19.51%	19.01%	20.00%	11.11%	18.79%	18.52%	16.69%
24時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）経験	応答数	28	18	19	13	10	22	18	15	18	25	15	15	19	21	256
	割合	19.58%	12.59%	13.01%	10.00%	8.70%	15.17%	12.16%	6.36%	14.63%	20.66%	12.50%	7.25%	12.75%	15.56%	12.42%
サウナ、カプセルホテル等経験	応答数	32	21	30	22	19	26	21	16	22	27	19	20	35	25	335
	割合	22.38%	14.69%	20.55%	16.92%	16.52%	17.93%	14.19%	6.78%	17.89%	22.31%	15.83%	9.66%	23.49%	18.52%	16.25%
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設経験	応答数	27	20	22	20	9	24	23	13	17	26	13	18	24	18	274
	割合	18.88%	13.99%	15.07%	15.38%	7.83%	16.55%	15.54%	5.51%	13.82%	21.49%	10.83%	8.70%	16.11%	13.33%	13.29%
救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設 経験	応答数	29	14	20	14	10	21	17	16	10	22	12	18	18	19	240
	割合	20.28%	9.79%	13.70%	10.77%	8.70%	14.48%	11.49%	6.78%	8.13%	18.18%	10.00%	8.70%	12.08%	14.07%	11.64%
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅経験	応答数	33	20	24	16	15	14	20	13	14	31	23	22	18	19	282
	割合	23.08%	13.99%	16.44%	12.31%	13.04%	9.66%	13.51%	5.51%	11.38%	25.62%	19.17%	10.63%	12.08%	14.07%	13.68%
刑務所・更生保護施設経験	応答数	19	13	12	14	4	11	19	10	10	21	13	12	13	20	191
	割合	13.29%	9.09%	8.22%	10.77%	3.48%	7.59%	12.84%	4.24%	8.13%	17.36%	10.83%	5.80%	8.72%	14.81%	9.27%
路上生活経験	応答数	27	18	17	16	14	25	21	9	18	22	16	16	21	20	260
	割合	18.88%	12.59%	11.64%	12.31%	12.17%	17.24%	14.19%	3.81%	14.63%	18.18%	13.33%	7.73%	14.09%	14.81%	12.62%
車上生活経験	応答数	17	21	22	18	14	25	23	33	23	22	23	41	23	28	333
	割合	11.89%	14.69%	15.07%	13.85%	12.17%	17.24%	15.54%	13.98%	18.70%	18.18%	19.17%	19.81%	15.44%	20.74%	16.16%
災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）経験	応答数	23	21	16	15	7	22	20	103	14	23	17	75	17	19	392
	割合	16.08%	14.69%	10.96%	11.54%	6.09%	15.17%	13.51%	43.64%	11.38%	19.01%	14.17%	36.23%	11.41%	14.07%	19.02%
その他の自宅以外の住まい経験	応答数	37	33	40	33	24	35	42	50	34	40	35	49	30	34	516
	割合	25.87%	23.08%	27.40%	25.38%	20.87%	24.14%	28.38%	21.19%	27.64%	33.06%	29.17%	23.67%	20.13%	25.19%	25.04%
合計	応答数	440	357	380	320	228	375	388	439	307	415	322	444	386	382	5183
	割合	307.69%	249.65%	260.27%	246.15%	198.26%	258.62%	262.16%	186.02%	249.59%	342.98%	268.33%	214.49%	259.06%	282.96%	251.48%

4) 地域別の類型化の試み

ここでは、災害、その他を除いた 13 の不安定居住の種類について、全体および 14 地域毎に因子分析を行い、各地域における不安定居住の利用のされ方について検討を試みた。

これは福祉に類する不安定居住とそれ以外の不安定居住が各都市でどのような関係性にあるのかを検討する材料となる。具体的には寮・社宅、簡易宿所の各都市での位置づけ、さらにはネットカフェや 24 時間営業の店舗の利用者層の違い居住形態と関連があるかが読み取れる結果となっている。全体的に知人・友人宅はほかの資源との関係性が非常に少ないこともわかった。特に、社員寮と知人・友人宅は同時に利用されない傾向がみられた。

なお、数値は主成分分析を行った上、バリマックス法による正規化を行った値となっている。

① 全体

全体で3つの因子、地域別ではそれぞれ、2～4の因子が抽出された。

全体の3つの因子のひとつは、飯場・簡易宿所経験から、路上生活、民間施設などさまざまな経験をもち、福祉につながるグループである。ふたつめの因子は建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験と、日雇いなどにリンクする層で、ここが、ネットカフェや24時間営業の店舗などと若干の関係性がみられる。三つ目は知人・友人宅への同居に依存する層であり、ほかの資源との関連が少ない層となっている。

表 4-4-8 全体 回転後の成分行列^a

	成分		
	1	2	3
知人・友人宅への同居	-0.044	-0.058	0.910
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	-0.012	0.843	-0.283
飯場	0.431	0.606	0.249
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.610	0.518	0.231
ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス	0.604	0.331	0.245
24 時間営業の飲食店	0.685	0.329	0.203
サウナ、カプセルホテル等	0.632	0.269	0.134
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.775	0.138	0.003
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.759	0.127	0.010
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.764	0.140	-0.041
刑務所・更生保護施設経験	0.767	0.209	0.015
路上生活経験	0.769	0.086	-0.070
車上生活経験	0.673	-0.006	-0.009

a. 6 回の反復で回転が収束しました。

成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
1	5.941	45.704	45.704	5.941	45.704	45.704	5.185	39.886	39.886
2	1.125	8.650	54.354	1.125	8.650	54.354	1.747	13.437	53.323
3	1.016	7.818	62.172	1.016	7.818	62.172	1.150	8.850	62.172
4	0.805	6.188	68.361						
5	0.703	5.409	73.770						
6	0.590	4.537	78.306						
7	0.520	3.997	82.303						
8	0.468	3.602	85.905						
9	0.424	3.259	89.164						
10	0.410	3.150	92.314						
11	0.346	2.664	94.978						
12	0.342	2.627	97.605						
13	0.311	2.395	100.000						

因子抽出法：主成分分析

② 東京 23 区

東京 23 区では 3 つの因子が抽出された。全体でみたデータと近い区分となっている。

ひとつは、路上生活から福祉につながる層で、24 時間営業の飲食店が関連してくる。

ふたつめの因子は建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験と、日雇いなどにリンクする層で、ネットカフェや 24 時間営業の店舗などとの関連が強くなっている。三つ目は知人・友人宅への同居に依存する層であり、ほかの資源との関連が少ない層となっている。

表 4-4-9 東京 23 区 回転後の成分行列^{a,b}

	成分		
	1x	2	3
知人・友人宅への同居	-0.013	-0.031	0.950
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	0.023	0.727	-0.166
飯場	0.311	0.632	0.323
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.491	0.639	0.208
ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス	0.461	0.537	0.017
24 時間営業の飲食店	0.627	0.445	0.011
サウナ、カプセルホテル等	0.419	0.612	-0.088
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.762	0.197	0.081
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.809	0.230	0.013
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.864	0.231	-0.012
刑務所・更生保護施設経験	0.793	0.271	-0.008
路上生活経験	0.832	0.177	-0.015
車上生活経験	0.746	0.272	0.084

a. 5 回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 東京都 23 区 に対するケースのみです。

説明された分散の合計 ^a									
成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
1	6.476	49.815	49.815	6.476	49.815	49.815	4.978	38.293	38.293
2	1.085	8.342	58.158	1.085	8.342	58.158	2.521	19.395	57.688
3	1.039	7.992	66.150	1.039	7.992	66.150	1.100	8.461	66.150
4	0.908	6.983	73.133						
5	0.744	5.724	78.857						
6	0.676	5.201	84.058						
7	0.500	3.847	87.905						
8	0.411	3.162	91.067						
9	0.349	2.684	93.751						
10	0.280	2.151	95.903						
11	0.232	1.787	97.690						
12	0.182	1.403	99.093						
13	0.118	0.907	100.000						

因子抽出法: 主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 東京都23区 に対するケースのみです。

③ 横浜市

横浜においても3つの因子が抽出された。寿という日雇い労働市場があった横浜では、飯場、簡易宿所と、寮・社宅経験は明確に別因子として分類される。福祉につながる層は路上、車上などが多く、飯場、簡易宿所からネットカフェや24時間営業の店舗に流れる層の受け皿が無料低額宿泊所となっている傾向がみられる。さらに他都市より知人・友人宅の利用率が少ないため（表4-4-8）、因子としては明確に出てきていない。

表 4-4-10 横浜市 回転後の成分行列^{a,b}

	成分		
	1	2	3
知人・友人宅への同居	-0.098	0.249	-0.794
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	-0.053	0.318	0.742
飯場	0.310	0.582	0.003
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.081	0.812	0.100
ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス	0.242	0.682	-0.125
24時間営業の飲食店	0.378	0.692	-0.016
サウナ、カプセルホテル等	0.410	0.647	0.106
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.740	0.438	0.060
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.856	0.065	-0.037
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.537	0.487	0.101
刑務所・更生保護施設経験	0.682	0.551	0.037
路上生活経験	0.825	0.231	0.000
車上生活経験	0.645	0.434	0.047

a. 6回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 横浜市 に対するケースのみです。

説明された分散の合計 ^a									
成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
1	5.959	45.842	45.842	5.959	45.842	45.842	3.615	27.810	27.810
2	1.231	9.468	55.310	1.231	9.468	55.310	3.502	26.941	54.751
3	1.163	8.949	64.259	1.163	8.949	64.259	1.236	9.509	64.259
4	0.801	6.160	70.419						
5	0.778	5.986	76.406						
6	0.660	5.077	81.483						
7	0.570	4.388	85.871						
8	0.403	3.096	88.968						
9	0.379	2.913	91.881						
10	0.343	2.640	94.521						
11	0.309	2.378	96.899						
12	0.228	1.753	98.652						
13	0.175	1.348	100.000						

因子抽出法：主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 横浜市 に対するケースのみです。

④ 大阪市

大阪では4つの因子が抽出されている。ひとつは路上から福祉につながる層であり、サウナ・カプセルホテル経験が関連する。ふたつめは簡易宿所とネットカフェ、24時間営業の店舗を利用する因子であり、ここと刑務所・更生保護施設経験が関連している。3つめは、社宅経験と飯場、簡易宿所経験の3つにまたがる層であり、大阪における社員寮・社宅は横浜と違い日雇い労働市場からの発展形であることが関係していると思われる。さらにここが救護施設とやや関連しているのは大阪の特徴といえる。4つ目は知人・友人宅への同居に依存する層であり、ほかの資源との関連が少ない層となっている。

表 4-4-11 大阪市 回転後の成分行列^{a,b}

	成分			
	1	2	3	4
知人・友人宅への同居	-0.056	-0.027	-0.040	0.954
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	0.013	-0.027	0.868	-0.240
飯場	0.303	0.330	0.723	0.303
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.259	0.616	0.528	0.202
ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス	0.196	0.777	0.045	-0.044
24時間営業の飲食店	0.173	0.798	0.093	0.034
サウナ、カプセルホテル等	0.464	0.356	0.223	-0.004
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.838	0.173	0.126	0.034
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.815	0.029	0.305	0.085
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.790	0.216	0.139	-0.058
刑務所・更生保護施設経験	0.412	0.562	0.047	-0.093
路上生活経験	0.707	0.298	-0.049	-0.113
車上生活経験	0.595	0.335	-0.074	0.017

a. 6回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 大阪市 に対するケースのみです。

説明された分散の合計 ^a									
成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
1	5.147	39.591	39.591	5.147	39.591	39.591	3.460	26.614	26.614
2	1.403	10.793	50.384	1.403	10.793	50.384	2.453	18.868	45.482
3	1.173	9.022	59.406	1.173	9.022	59.406	1.755	13.503	58.985
4	1.082	8.323	67.729	1.082	8.323	67.729	1.137	8.744	67.729
5	0.788	6.064	73.793						
6	0.769	5.919	79.712						
7	0.564	4.341	84.052						
8	0.466	3.582	87.634						
9	0.451	3.468	91.102						
10	0.386	2.971	94.073						
11	0.322	2.474	96.547						
12	0.241	1.855	98.402						
13	0.208	1.598	100.000						

因子抽出法：主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 大阪市 に対するケースのみです。

⑤ 名古屋市

名古屋市においても3つの因子が抽出されている。一つ目は、飯場・簡易宿所経験から、路上生活、民間施設などさまざまな経験をもち、福祉につながるグループである。

2つ目の社員寮・社宅と飯場経験がリンクする因子である。3つめに知人・友人宅の因子がほかの都市同様にでてくるが、名古屋ではさらにネットカフェや24時間営業の飲食店などとの関係性が見て取れる。

表 4-4-12 名古屋市 回転後の成分行列^{a,b}

	成分		
	1	2	3
知人・友人宅への同居	-0.068	-0.149	0.827
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	0.030	0.712	-0.301
飯場	0.110	0.738	0.158
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.698	0.394	0.147
ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス	0.510	0.225	0.461
24時間営業の飲食店	0.495	0.417	0.496
サウナ、カプセルホテル等	0.682	0.153	0.147
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.719	-0.137	-0.060
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.818	0.001	-0.014
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.862	0.136	0.127
刑務所・更生保護施設経験	0.831	0.261	0.114
路上生活経験	0.725	0.117	-0.023
車上生活経験	0.770	0.098	0.141

a. 5回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 名古屋市 に対するケースのみです。

説明された分散の合計 ^a									
成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
1	5.770	44.386	44.386	5.770	44.386	44.386	5.214	40.109	40.109
2	1.247	9.590	53.976	1.247	9.590	53.976	1.606	12.351	52.460
3	1.158	8.908	62.884	1.158	8.908	62.884	1.355	10.424	62.884
4	0.997	7.668	70.552						
5	0.823	6.327	76.879						
6	0.673	5.178	82.058						
7	0.508	3.911	85.968						
8	0.432	3.320	89.289						
9	0.397	3.056	92.344						
10	0.326	2.511	94.855						
11	0.283	2.176	97.031						
12	0.214	1.645	98.676						
13	0.172	1.324	100.000						

因子抽出法：主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 名古屋市 に対するケースのみです。

⑥ 札幌市

札幌では4つの因子が抽出された。ひとつめは飯場、簡易宿所からの24時間営業の店につながる層であり、さらに車上生活がリンクしている。サウナが最も強く、サウナでのアウトリーチが期待できそうである。2つ目は福祉につながる層であり路上との関係性が強い。3つ目の因子は簡易宿所経験と刑務所経験が強くでる層であり一時生活支援の利用がある。4つ目は、寮・社宅のみからなる因子となっている。

表 4-4-13 札幌市 回転後の成分行列^{a,b}

	成分			
	1	2	3	4
知人・友人宅への同居	-0.073	-0.226	0.132	-0.811
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	0.057	-0.134	0.450	0.726
飯場	0.513	0.095	0.409	-0.188
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.422	0.356	0.680	0.037
ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス	0.637	0.196	0.288	0.071
24時間営業の飲食店	0.551	0.351	0.421	0.012
サウナ、カプセルホテル等	0.825	0.016	-0.035	0.062
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.365	0.606	0.464	0.021
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.206	0.662	0.357	-0.143
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.148	0.806	0.143	0.016
刑務所・更生保護施設経験	0.038	0.116	0.750	0.090
路上生活経験	0.088	0.599	-0.035	0.235
車上生活経験	0.723	0.279	0.057	0.122

a. 9回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 札幌市 に対するケースのみです。

説明された分散の合計 ^a									
成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
1	4.766	36.659	36.659	4.766	36.659	36.659	2.568	19.756	19.756
2	1.293	9.945	46.604	1.293	9.945	46.604	2.270	17.465	37.221
3	1.135	8.731	55.335	1.135	8.731	55.335	2.041	15.704	52.924
4	1.016	7.815	63.150	1.016	7.815	63.150	1.329	10.225	63.150
5	0.895	6.883	70.033						
6	0.718	5.523	75.556						
7	0.675	5.194	80.750						
8	0.552	4.243	84.992						
9	0.523	4.021	89.013						
10	0.489	3.763	92.777						
11	0.384	2.955	95.732						
12	0.318	2.450	98.182						
13	0.236	1.818	100.000						

因子抽出法：主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 札幌市 に対するケースのみです。

⑦ 福岡市

福岡では3つの因子が抽出された。全国的な傾向と似ている。一つ目は、飯場・簡易宿所経験から、路上生活、民間施設などさまざまな経験をもち、福祉につながるグループである。ふたつめは、建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験と、日雇いなどにリンクする層で、ここが、ネットカフェや24時間営業の店舗などと若干の関係性がみられる。福岡ではこの因子が刑務所経験、路上そして、無料低額宿泊所と関連していることが特徴である。3つ目は知人・友人宅への同居に依存する層であり、やはり、ほかの資源との親和性は少ない層となっている。

表 4-4-14 福岡市 回転後の成分行列^{a,b}

	成分		
	1	2	3
知人・友人宅への同居	-0.059	-0.082	0.952
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	-0.088	0.756	-0.145
飯場	0.330	0.537	0.033
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.743	0.436	0.069
ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス	0.688	0.233	0.011
24時間営業の飲食店	0.759	0.224	0.115
サウナ、カプセルホテル等	0.781	0.207	0.053
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.760	0.000	-0.298
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.812	0.111	-0.178
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.402	0.481	0.013
刑務所・更生保護施設経験	0.537	0.654	0.035
路上生活経験	0.621	0.414	0.005
車上生活経験	0.498	0.394	-0.110

a. 6回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 福岡市 に対するケースのみです。

説明された分散の合計 ^a									
成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
1	5.804	44.646	44.646	5.804	44.646	44.646	4.652	35.783	35.783
2	1.072	8.247	52.893	1.072	8.247	52.893	2.202	16.941	52.724
3	1.062	8.167	61.060	1.062	8.167	61.060	1.084	8.336	61.060
4	0.916	7.044	68.104						
5	0.830	6.382	74.486						
6	0.726	5.587	80.072						
7	0.625	4.805	84.877						
8	0.468	3.602	88.479						
9	0.397	3.056	91.535						
10	0.374	2.875	94.409						
11	0.296	2.276	96.685						
12	0.281	2.163	98.848						
13	0.150	1.152	100.000						

因子抽出法：主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 福岡市 に対するケースのみです。

⑧ 川崎市

川崎では2つの因子とのみであった。建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験とそれ以外という分類である。

表 4-4-15 川崎市 回転後の成分行列^{a,b}

	成分	
	1	2
知人・友人宅への同居	0.128	-0.808
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	0.129	0.716
飯場	0.777	-0.005
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.782	-0.045
ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス	0.777	0.039
24 時間営業の飲食店	0.818	-0.019
サウナ、カプセルホテル等	0.642	-0.098
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.789	-0.090
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.765	0.034
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.805	0.189
刑務所・更生保護施設経験	0.829	0.146
路上生活経験	0.871	0.167
車上生活経験	0.763	-0.105

a. 3 回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 川崎市 に対するケースのみです。

説明された分散の合計 ^a									
成分	合計	初期の固有値		抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
		分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
✓ 1	6.824	52.493	52.493	6.824	52.493	52.493	6.817	52.440	52.440
✓ 2	1.277	9.821	62.314	1.277	9.821	62.314	1.284	9.874	62.314
✓ 3	0.905	6.962	69.276						
✓ 4	0.811	6.241	75.517						
✓ 5	0.669	5.148	80.665						
✓ 6	0.512	3.935	84.600						
✓ 7	0.434	3.340	87.940						
✓ 8	0.389	2.996	90.935						
✓ 9	0.355	2.729	93.664						
✓ 10	0.296	2.275	95.939						
✓ 11	0.225	1.734	97.673						
✓ 12	0.194	1.489	99.162						
✓ 13	0.109	0.838	100.000						

因子抽出法：主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 川崎市 に対するケースのみです。

⑨ 神戸市

神戸でも全国的な傾向と似た3つの因子が抽出された。一つ目は、飯場・簡易宿所経験から、路上生活、民間施設などさまざまな経験をもち、福祉につながるグループである。ふたつめは、建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験と、日雇いなどにリンクする。3つ目は知人・友人宅への同居に依存する層であり、やはり、ほかの資源との親和性は少ない層となっている。

表 4-4-16 神戸市 回転後の成分行列^{a,b}

	成分		
	1	2	3
知人・友人宅への同居	0.132	-0.027	0.881
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	-0.019	0.703	-0.016
飯場	0.220	0.739	0.010
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.493	0.683	0.070
ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス	0.707	0.310	-0.038
24 時間営業の飲食店	0.769	0.142	-0.046
サウナ、カプセルホテル等	0.534	0.305	-0.146
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.746	0.239	-0.120
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.762	0.177	0.078
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.697	0.072	0.084
刑務所・更生保護施設経験	0.734	0.165	0.115
路上生活経験	0.765	-0.008	-0.080
車上生活経験	0.506	-0.084	-0.499

a. 5 回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 神戸市 に対するケースのみです。

説明された分散の合計 ^a									
成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
✓ 1	5.276	40.582	40.582	5.276	40.582	40.582	4.689	36.069	36.069
✓ 2	1.297	9.974	50.556	1.297	9.974	50.556	1.844	14.185	50.253
✓ 3	1.062	8.168	58.724	1.062	8.168	58.724	1.101	8.470	58.724
✓ 4	0.957	7.365	66.089						
✓ 5	0.915	7.038	73.127						
✓ 6	0.751	5.780	78.907						
✓ 7	0.688	5.293	84.200						
✓ 8	0.523	4.024	88.223						
✓ 9	0.441	3.396	91.619						
✓ 10	0.387	2.977	94.596						
✓ 11	0.338	2.604	97.199						
✓ 12	0.227	1.744	98.943						
✓ 13	0.137	1.057	100.000						

因子抽出法：主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 神戸市 に対するケースのみです。

⑩ 京都市

京都でも3つの因子が抽出されているが、他都市とはやや傾向が異なり、一つ目の因子である飯場、簡易宿所と、ネットカフェ、24時間営業の店舗と利用する層が救護・更生施設につながっている。2つ目の福祉につながる層は路上経験と関係性があるものの、寮・社宅や日雇いとは関係なく、ネットカフェなどの利用も少ない。3つ目は寮・社宅経験のみの因子となっている。

s、ネットカフェ、24時間営業

表 4-4-17 京都市 回転後の成分行列 ^{a,b}

	成分		
	1	2	3
知人・友人宅への同居	0.376	-0.272	-0.694
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	0.322	-0.121	0.665
飯場	0.688	0.041	0.102
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.785	0.318	-0.076
ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス	0.818	0.189	-0.034
24時間営業の飲食店	0.690	0.432	0.002
サウナ、カプセルホテル等	0.644	0.352	0.091
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.324	0.570	0.200
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.480	0.501	0.157
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.218	0.656	0.134
刑務所・更生保護施設経験	0.288	0.745	0.049
路上生活経験	0.206	0.774	-0.078
車上生活経験	-0.040	0.667	-0.383

a. 6 回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 京都市 に対するケースのみです。

説明された分散の合計 ^a									
成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
1	5.021	38.624	38.624	5.021	38.624	38.624	3.403	26.178	26.178
2	1.542	11.859	50.482	1.542	11.859	50.482	3.144	24.187	50.365
3	1.172	9.018	59.500	1.172	9.018	59.500	1.188	9.135	59.500
4	0.890	6.846	66.346						
5	0.781	6.005	72.352						
6	0.726	5.582	77.934						
7	0.592	4.557	82.491						
8	0.555	4.269	86.760						
9	0.498	3.828	90.587						
10	0.398	3.059	93.646						
11	0.363	2.794	96.440						
12	0.275	2.113	98.553						
13	0.188	1.447	100.000						

因子抽出法：主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 京都市 に対するケースのみです。

⑪ さいたま市

さいたまでは、川崎と同様に、2つの因子とのみであった。建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験とそれ以外という分類である。知人・友人宅を中心とした成分は出てこなかった。

表 4-4-18 さいたま市 回転後の成分行列 ^{a,b}

	成分	
	1	2
知人・友人宅への同居	0.115	-0.883
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	0.302	0.575
飯場	0.784	0.071
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.853	0.014
ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス	0.820	0.059
24 時間営業の飲食店	0.822	0.070
サウナ、カプセルホテル等	0.807	0.107
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.820	0.140
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.810	0.038
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.875	0.136
刑務所・更生保護施設経験	0.804	0.083
路上生活経験	0.672	0.272
車上生活経験	0.638	0.231

因子抽出法: 主成分分析

回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

a. 3 回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = さいたま市 に対するケースのみです。

説明された分散の合計 ^a									
成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
✓ 1	7.215	55.498	55.498	7.215	55.498	55.498	7.048	54.212	54.212
✓ 2	1.143	8.791	64.289	1.143	8.791	64.289	1.310	10.077	64.289
✓ 3	0.921	7.082	71.371						
✓ 4	0.723	5.562	76.933						
✓ 5	0.588	4.526	81.459						
✓ 6	0.490	3.771	85.230						
✓ 7	0.424	3.264	88.494						
✓ 8	0.387	2.979	91.474						
✓ 9	0.332	2.551	94.025						
✓ 10	0.294	2.260	96.285						
✓ 11	0.218	1.680	97.966						
✓ 12	0.200	1.537	99.503						
✓ 13	0.065	0.497	100.000						

因子抽出法: 主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = さいたま市 に対するケースのみです。

⑫ 広島市

広島においても、2つの因子のみであったが、川崎、埼玉とは異なる因子である。ひとつめが路上から福祉につながる層であり24時間営業の店舗とも関係性がある。ふたつめが知人・友人宅であるが、さらに飯場経験、簡易宿所経験が関連しているという特徴がある福祉にはつながりにくい傾向となっている。山陽道の中心的な都市であり、流動性が高いことが影響しているのだろうか。

表 4-4-19 広島市 回転後の成分行列^{a,b}

	成分	
	1	2
知人・友人宅への同居	-0.259	0.629
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	0.191	0.488
飯場	0.471	0.677
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.575	0.669
ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス	0.522	0.532
24 時間営業の飲食店	0.657	0.515
サウナ、カプセルホテル等	0.647	0.466
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.789	0.331
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.804	-0.006
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.625	0.167
刑務所・更生保護施設経験	0.831	0.195
路上生活経験	0.774	0.267
車上生活経験	0.420	0.532

a. 3 回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 広島市 に対するケースのみです。

説明された分散の合計 ^a									
成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
1	6.580	50.618	50.618	6.580	50.618	50.618	4.905	37.728	37.728
2	1.159	8.913	59.532	1.159	8.913	59.532	2.834	21.803	59.532
3	0.980	7.542	67.074						
4	0.869	6.681	73.755						
5	0.679	5.220	78.975						
6	0.558	4.295	83.270						
7	0.504	3.875	87.144						
8	0.421	3.239	90.384						
9	0.361	2.777	93.161						
10	0.296	2.273	95.434						
11	0.253	1.948	97.382						
12	0.213	1.636	99.018						
13	0.128	0.982	100.000						

因子抽出法：主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 広島市 に対するケースのみです。

⑬ 仙台市

仙台市では3つの因子が抜き出された。一つ目は主に福祉の領域を中心としており簡易宿所、24時間営業の飲食店、路上との関連がみられる。2つ目はネットカフェ、サウナなどを軸に、飯場や簡易宿所、路上とリンクする一般的に不安定居住ととらえられる層である。ここが福祉から完全に独立しているような結果となった。3つ目は寮・社宅のみから構成される因子である。

表 4-4-20 仙台市 回転後の成分行列^{a,b}

	成分		
	1	2	3
知人・友人宅への同居	0.121	0.195	-0.602
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	0.212	0.260	0.701
飯場	0.316	0.654	0.338
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.457	0.613	0.357
ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス	0.051	0.809	-0.096
24時間営業の飲食店	0.432	0.690	-0.095
サウナ、カプセルホテル等	0.124	0.705	0.093
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.764	0.260	0.046
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.871	0.160	0.006
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.809	0.160	0.109
刑務所・更生保護施設経験	0.792	0.257	0.006
路上生活経験	0.484	0.603	-0.121
車上生活経験	0.129	0.413	-0.008

a. 4回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 仙台市 に対するケースのみです。

説明された分散の合計 ^a									
成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
✓ 1	5.431	41.779	41.779	5.431	41.779	41.779	3.449	26.527	26.527
✓ 2	1.342	10.321	52.100	1.342	10.321	52.100	3.256	25.043	51.570
✓ 3	1.083	8.331	60.431	1.083	8.331	60.431	1.152	8.861	60.431
✓ 4	0.995	7.657	68.088						
✓ 5	0.877	6.747	74.835						
✓ 6	0.704	5.413	80.248						
✓ 7	0.519	3.990	84.237						
✓ 8	0.496	3.812	88.050						
✓ 9	0.400	3.075	91.125						
✓ 10	0.379	2.917	94.043						
✓ 11	0.351	2.699	96.742						
✓ 12	0.230	1.766	98.508						
✓ 13	0.194	1.492	100.000						

因子抽出法：主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 仙台市 に対するケースのみです。

⑭ 千葉

2つの因子とのみであった。川崎、埼玉と違い、千葉では建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験ではなく、知人・友人宅への同居経験が2つめの因子として抽出されている。

表 4-4-21 千葉市 回転後の成分行列^{a,b}

	成分	
	1	2
知人・友人宅への同居	0.141	0.728
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	0.195	-0.768
飯場	0.693	-0.174
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.762	0.023
ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス	0.724	0.320
24 時間営業の飲食店	0.827	0.104
サウナ、カプセルホテル等	0.674	0.305
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.760	-0.017
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.721	0.018
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.739	-0.132
刑務所・更生保護施設経験	0.735	-0.085
路上生活経験	0.658	-0.057
車上生活経験	0.647	0.063

因子抽出法: 主成分分析

回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

a. 3 回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 千葉市 に対するケースのみです。

説明された分散の合計^a

成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
1	5.827	44.821	44.821	5.827	44.821	44.821	5.816	44.739	44.739
2	1.378	10.602	55.423	1.378	10.602	55.423	1.389	10.684	55.423
3	0.962	7.399	62.822						
4	0.836	6.431	69.253						
5	0.731	5.624	74.878						
6	0.689	5.297	80.175						
7	0.568	4.372	84.547						
8	0.430	3.309	87.856						
9	0.420	3.228	91.084						
10	0.357	2.749	93.833						
11	0.313	2.407	96.240						
12	0.276	2.125	98.365						
13	0.213	1.635	100.000						

因子抽出法: 主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 千葉市 に対するケースのみです。

⑮ 北九州

北九州では3つの因子が抽出された。隣接する福岡市以上に、全国的な傾向を踏襲している。一つ目は、飯場・簡易宿所経験から、路上生活、民間施設などさまざまな経験をもち、福祉につながるグループである。ふたつめは、建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験のみからなる因子である。3つ目は知人・友人宅への同居に依存する層であり、やはり、ほかの資源との関連が少ない層となっている。

福祉につながらない、2つ目、3つ目の独立した因子と、1つ目のさまざまな層が関連して抽出されている因子という特徴的な結果となった。

表 4-4-22 北九州市 回転後の成分行列^{a,b}

	成分		
	1	2	3
知人・友人宅への同居	0.013	-0.115	0.959
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	0.034	0.924	-0.139
飯場	0.705	0.415	0.179
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	0.794	0.273	0.108
ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス	0.808	-0.035	-0.056
24 時間営業の飲食店	0.802	0.102	0.034
サウナ、カプセルホテル等	0.780	-0.058	-0.155
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	0.862	0.004	0.074
救護施設・更生施設・女性保護施設等	0.806	0.073	0.051
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	0.835	0.079	0.050
刑務所・更生保護施設経験	0.861	0.095	0.048
路上生活経験	0.752	0.156	0.009
車上生活経験	0.695	-0.216	-0.189

a. 5 回の反復で回転が収束しました。

b. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 北九州市 に対するケースのみです。

説明された分散の合計 ^a									
成分	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
1	7.006	53.892	53.892	7.006	53.892	53.892	6.912	53.169	53.169
2	1.184	9.111	63.002	1.184	9.111	63.002	1.221	9.391	62.560
3	1.002	7.709	70.712	1.002	7.709	70.712	1.060	8.151	70.712
4	0.721	5.545	76.256						
5	0.624	4.800	81.056						
6	0.458	3.523	84.579						
7	0.419	3.222	87.801						
8	0.366	2.817	90.618						
9	0.325	2.498	93.116						
10	0.280	2.153	95.269						
11	0.258	1.984	97.253						
12	0.194	1.492	98.745						
13	0.163	1.255	100.000						

因子抽出法: 主成分分析

a. 分析フェーズに使用されるのは 割付セル = 北九州市 に対するケースのみです。

5. 本調査結果

1) 概要

14 万件のスクリーニング調査をもとに、**5 年以内の不安定居住経験**を持つ方へ本調査への協力依頼を実施し、結果、725 名の回答を得た。不安定居住経験者 725 名を母数として、それぞれの経験割合を表したのが表 4-5-1 である。

スクリーニング調査と同様に知人・友人宅が最も多く 45.9%である。次に多いのが、寮・社宅であり 30.9%となっている。ネットカフェは 26.9%、路上経験が 19.7%、車上経験は 21.4%となった。

表 4-5-1 不安定居住経験有無（N=725）

	応答数	割合
知人・友人宅への同居経験	333	45.9%
建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験	224	30.9%
飯場経験	139	19.2%
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）経験	134	18.5%
ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス経験	195	26.9%
24 時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）経験	153	21.1%
サウナ、カプセルホテル等経験	180	24.8%
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設経験	160	22.1%
救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設 経験	131	18.1%
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅経験	178	24.6%
刑務所・更生保護施設経験	120	16.6%
路上生活経験	143	19.7%
車上生活経験	155	21.4%
災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）経験	144	19.9%
その他の自宅以外の住まい経験	249	34.3%
合計	2638	363.9%

これを地域別にみると表 4-5-2 のようになる。スクリーニング調査による表 4-4-8 と比べると、東京への偏りが激しくなっている。これは均等に層化できた 4 万件とは違い、700 件を目標として回収数を設定したため人口の多い地域に偏りがでていることによる。

表 4-5-3 地域別にみた不安定居住形態（本調査）

	東京都23区	横浜市	大阪市	名古屋市	札幌市	福岡市	川崎市	神戸市	京都市	さいたま市	広島市	仙台市	千葉市	北九州市	合計
度数	217	62	65	57	52	42	31	38	28	24	32	32	26	19	725
知人・友人宅への同居経験	応答数	106	26	33	25	20	22	14	13	11	10	14	16	7	333
	割合	48.8%	41.9%	50.8%	43.9%	38.5%	52.4%	45.2%	34.2%	39.3%	41.7%	43.8%	50.0%	61.5%	45.9%
建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験	応答数	76	23	19	19	8	11	9	8	13	8	6	7	10	224
	割合	35.0%	37.1%	29.2%	33.3%	15.4%	26.2%	29.0%	21.1%	46.4%	33.3%	18.8%	21.9%	38.5%	30.9%
飯場経験	応答数	52	5	14	11	4	5	5	3	9	5	7	6	9	139
	割合	24.0%	8.1%	21.5%	19.3%	7.7%	11.9%	16.1%	7.9%	32.1%	20.8%	21.9%	18.8%	34.6%	19.2%
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）経験	応答数	56	5	14	6	4	6	4	3	9	4	7	4	7	134
	割合	25.8%	8.1%	21.5%	10.5%	7.7%	14.3%	12.9%	7.9%	32.1%	16.7%	21.9%	12.5%	26.9%	18.5%
ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス経験	応答数	80	11	21	10	5	11	7	5	10	5	10	6	11	195
	割合	36.9%	17.7%	32.3%	17.5%	9.6%	26.2%	22.6%	13.2%	35.7%	20.8%	31.3%	18.8%	42.3%	26.9%
24時間営業の飲食店（ファーストフード店・ファミレス等）経験	応答数	63	7	19	9	3	8	3	2	9	4	9	4	10	153
	割合	29.0%	11.3%	29.2%	15.8%	5.8%	19.0%	9.7%	5.3%	32.1%	16.7%	28.1%	12.5%	38.5%	21.1%
サウナ、カプセルホテル等経験	応答数	67	10	20	10	6	8	7	7	9	6	9	6	12	180
	割合	30.9%	16.1%	30.8%	17.5%	11.5%	19.0%	22.6%	18.4%	32.1%	25.0%	28.1%	18.8%	46.2%	24.8%
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設経験	応答数	53	8	16	12	6	10	7	5	9	7	8	6	10	160
	割合	24.4%	12.9%	24.6%	21.1%	11.5%	23.8%	22.6%	13.2%	32.1%	29.2%	25.0%	18.8%	38.5%	22.1%
救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設 経験	応答数	50	5	15	9	5	8	3	3	6	4	6	4	8	131
	割合	23.0%	8.1%	23.1%	15.8%	9.6%	19.0%	9.7%	7.9%	21.4%	16.7%	18.8%	12.5%	30.8%	18.1%
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅経験	応答数	60	9	20	13	7	10	5	5	12	5	12	6	10	178
	割合	27.6%	14.5%	30.8%	22.8%	13.5%	23.8%	16.1%	13.2%	42.9%	20.8%	37.5%	18.8%	38.5%	24.6%
刑務所・更生保護施設経験	応答数	42	6	17	8	4	6	3	1	8	3	8	4	6	120
	割合	19.4%	9.7%	26.2%	14.0%	7.7%	14.3%	9.7%	2.6%	28.6%	12.5%	25.0%	12.5%	23.1%	16.6%
路上生活経験	応答数	54	9	13	10	4	6	5	4	9	5	9	4	8	143
	割合	24.9%	14.5%	20.0%	17.5%	7.7%	14.3%	16.1%	10.5%	32.1%	20.8%	28.1%	12.5%	30.8%	19.7%
車上生活経験	応答数	52	8	14	11	7	8	8	2	10	5	8	7	10	155
	割合	24.0%	12.9%	21.5%	19.3%	13.5%	19.0%	25.8%	5.3%	35.7%	20.8%	25.0%	21.9%	38.5%	21.4%
災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）経験	応答数	44	7	16	9	6	8	2	11	7	6	7	9	9	144
	割合	20.3%	11.3%	24.6%	15.8%	11.5%	19.0%	6.5%	28.9%	25.0%	25.0%	21.9%	28.1%	34.6%	19.9%
その他の自宅以外の住まい経験	応答数	76	16	29	14	13	12	10	11	11	8	13	18	9	249
	割合	35.0%	25.8%	44.6%	24.6%	25.0%	28.6%	32.3%	28.9%	39.3%	33.3%	40.6%	56.3%	34.6%	34.3%
合計	応答数	931	155	280	176	102	139	92	83	142	85	133	107	145	2638
	割合	429.0%	250.0%	430.8%	308.8%	196.2%	331.0%	296.8%	218.4%	507.1%	354.2%	415.6%	334.4%	557.7%	363.9%

2) 現在の状況

現在の住まいは賃貸住宅が 50.9%、持ち家が 33.0%であり、5 年以内の不安定居住経験にもかかわらず、83.9%が安定した住まいに移行している。これも昨年度の調査結果（＝3 年以内の不安定居住経験で 87.4%）と重なっている。

現在の収入源としては、就労収入が元雄も多く 71.2%、自分以外の終了収入も 22.3%である。年季生活保護は 9.2%、収入がないもののもの 4.8%確認できる。

貯蓄については、なしが 19.7%、100 万円以上という回答は 42.2%となっている。

現在の仕事としては、正規の職員・従業員が最も多く 40.4%、次にパート・アルバイトが 15.7%となっている一方、無職が 19.4%である。

表 4-5-2 現在の住まい

	度数	%
賃貸住宅（戸建て・集合住宅）	369	50.9
持ち家（戸建て・集合住宅）	239	33.0
知人・友人宅への同居	34	4.7
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	20	2.8
飯場	2	0.3
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	1	0.1
ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス	14	1.9
24 時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）	1	0.1
サウナ、カプセルホテル等	4	0.6
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等	4	0.6
救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設	4	0.6
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	7	1.0
刑務所・更生保護施設	1	0.1
家賃滞納・差し押さえ等で、立ち退きが必要な住宅	2	0.3
路上生活	5	0.7
車上生活	5	0.7
災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）	13	1.8
合計	725	100.0

表 4-5-3 現在の収入源は次のうちどれにあたりますか。（N=725）

	応答数	割合
自分の就労収入	516	71.2%
自分の年金収入	94	13.0%
自分以外の就労収入	162	22.3%
自分以外の年金収入	52	7.2%
生活保護	67	9.2%
その他の収入【 】	20	2.8%
収入なし（貯蓄等での生活）	35	4.8%
合計	946	130.5%

表 4-5-4 現在の貯蓄はどれくらいありますか。

	度数	%
なし	143	19.7
5 万円未満	59	8.1
5 万円以上 1 0 万円未満	46	6.3
1 0 万円以上 3 0 万円未満	73	10.1
3 0 万円以上 5 0 万円未満	46	6.3
5 0 万円以上 1 0 0 万円未満	52	7.2
1 0 0 万円以上	306	42.2
合計	725	100.0

表 4-5-5 現在の主な仕事を教えてください。

	度数	%
自営業主	28	3.9
会社などの役員	33	4.6
正規の職員・従業員	293	40.4
フリーランス（個人事業主）	29	4.0
パート・アルバイト	114	15.7
嘱託・契約社員	26	3.6
労働者派遣事業所の派遣社員	26	3.6
就労継続支援作業所（A 型、B 型、地活等）	3	0.4
家族従事者	14	1.9
その他【 】	18	2.5
無職	141	19.4
合計	725	100.0

現在の世帯構成は1人世帯が38.6%のみ、それ以外は2人以上で暮らしている結果となっている。

表 4-5-6 現在の世帯構成は、次のうちどれにあたりますか。

	度数	%
1人世帯	280	38.6
夫婦世帯	118	16.3
夫婦と子（未成年を含む）	140	19.3
夫婦と子（成人のみ）	58	8.0
ひとり親と子（未成年を含む）	30	4.1
ひとり親と子（成人のみ）	35	4.8
3世代世帯	17	2.3
知人・友人と住んでいる	11	1.5
恋人と住んでいる	19	2.6
その他【 】	17	2.3
合計	725	100.0

3) 不安定居住の状況

表 4-5-7 不安定居住の形態と理由

	経済的 理由によ り家賃を 払えなく なった	経済的 理由によ り持ち家 を手放し た	家庭の 事情（DV や家庭環 境等）	病気・怪 我等の理 由	災害等 の理由	自宅を 引き払っ て（実家 を出て）、 住むこと にしたた め	合計
知人・友人宅	119	58	96	41	46	64	333
	35.7%	17.4%	28.8%	12.3%	13.8%	19.2%	127.3%
寮・社宅	64	61	42	34	28	71	224
	28.6%	27.2%	18.8%	15.2%	12.5%	31.7%	133.9%
飯場	54	43	39	27	32	30	139
	38.8%	30.9%	28.1%	19.4%	23.0%	21.6%	161.9%
簡易宿所（ド ヤ）	47	40	32	32	34	33	134
	35.1%	29.9%	23.9%	23.9%	25.4%	24.6%	162.7%
ネットカフェ・ 漫画喫茶	80	46	54	42	30	31	195
	41.0%	23.6%	27.7%	21.5%	15.4%	15.9%	145.1%
24 時間営業の 飲食店	50	48	41	35	34	24	153
	32.7%	31.4%	26.8%	22.9%	22.2%	15.7%	151.6%
サウナ、カプセ ルホテル等	68	45	50	36	33	29	180
	37.8%	25.0%	27.8%	20.0%	18.3%	16.1%	145.0%
一時生活支援、 シェルター	59	43	51	36	31	28	160
	36.9%	26.9%	31.9%	22.5%	19.4%	17.5%	155.0%
救護施設・更生 施設・女性保護	41	31	43	41	22	30	131
	31.3%	23.7%	32.8%	31.3%	16.8%	22.9%	158.8%
無料低額宿泊 所・支援付住宅	66	35	43	55	32	29	178
	37.1%	19.7%	24.2%	30.9%	18.0%	16.3%	146.1%
刑務所・更生保 護施設	42	37	32	32	24	25	120
	35.0%	30.8%	26.7%	26.7%	20.0%	20.8%	160.0%
路上生活	56	35	42	35	30	28	143
	39.2%	24.5%	29.4%	24.5%	21.0%	19.6%	158.0%
車上生活	57	31	45	32	38	22	155
	36.8%	20.0%	29.0%	20.6%	24.5%	14.2%	145.2%
災害時の避難 所、仮設住宅	31	40	26	30	65	26	144
	21.5%	27.8%	18.1%	20.8%	45.1%	18.1%	151.4%

不安定居住経験ごとにみた、それぞれの期間は、知人・友人宅では3か月未満が合計64.5%と短い期間がメイン一方で、寮・社宅では3か月未満が40%程度であり、1年以上のケースが20.5%と多くなっている。一週間未満の滞在は、車上、路上、ネットカフェ、24時間営業、サウナなどが高く出ている。さらに一時生活などのシェルターも短い滞在期間となっている。

表 4-5-8 不安定居住の形態毎の期間

	1 週間 未満	1 週間 以上	1 ヶ月 以上	3 ヶ月 以上	6 ヶ月 以上	1 年 以上	3 年 以上	5 年 以上	10 年 以上
知人・友人宅 (n=333)	26.4%	17.1%	21.0%	10.2%	6.6%	8.4%	4.8%	2.7%	2.7%
寮・社宅経験(n=224)	25.0%	8.0%	7.6%	9.8%	9.8%	20.5%	8.9%	3.6%	6.7%
飯場経験(n=139)	28.8%	12.9%	12.2%	12.9%	11.5%	10.8%	4.3%	1.4%	5.0%
簡易宿所 (ドヤ) (n=134)	27.6%	9.7%	15.7%	11.2%	15.7%	11.9%	3.7%	0.7%	3.7%
ネットカフェ(n=195)	30.8%	13.3%	17.4%	12.3%	8.2%	8.2%	4.1%	1.0%	4.6%
24 時間営業の飲食店 (n=153)	34.6%	15.0%	13.1%	15.7%	6.5%	7.2%	1.3%	2.6%	3.9%
サウナ・カプセルホテル (n=180)	33.3%	15.6%	16.1%	10.0%	8.9%	9.4%	2.2%	2.2%	2.2%
シェルター (n=160)	29.4%	13.8%	18.8%	11.3%	11.9%	6.9%	3.1%	0.6%	4.4%
救護施設・更生施設等 (n=131)	28.2%	15.3%	15.3%	12.2%	6.1%	12.2%	3.8%	1.5%	5.3%
無料低額宿泊所等 (n=178)	32.6%	12.9%	9.6%	10.1%	8.4%	8.4%	6.2%	4.5%	7.3%
刑務所等 (n=120)	30.0%	10.0%	14.2%	9.2%	10.0%	10.8%	5.8%	4.2%	5.8%
路上生活経験(n=143)	32.9%	10.5%	17.5%	11.9%	7.7%	7.0%	3.5%	3.5%	5.6%
車上生活経験(n=155)	37.4%	11.6%	12.9%	14.8%	7.1%	7.1%	2.6%	1.9%	4.5%
避難所、仮設住宅経験(n=144)	31.9%	11.8%	13.2%	15.3%	9.0%	7.6%	5.6%	1.4%	4.2%
その他の自宅以外(n=249)	32.5%	11.6%	14.5%	11.6%	10.4%	9.2%	1.6%	4.0%	4.4%

4) 不安定の時の相談相手・脱却プロセス

さて、不安定居住から脱却するにあたって、重要なことはなんだろうか。これまで福祉領域ではどのような支援が必要かといった部分に注意しているが、「相談したら話を聞いてくれた」という家族・親族の回答が39.9%、知人・友人が36.4%と高くなっている。一方で、NPOなどの民間支援団体への有効な相談は12.3%のみとなっている。

そもそも、行政、民間支援団体や民間企業が相談相手ではないとおもったという回答がそれぞれ2割以上となっている。さらに、いない、知らないという回答も行政で37.7%、民間支援団体や民間企業では5割を超える結果となっている。

もちろん、家族や知人・友人を頼れない、いないというケースへのサポートは重要であり、行政や民間支援団体の相談機能の認知度をあげることは重要である。一方、一般論として、きっかけという点では、家族・親族、知人・友人関係をもっていることが非常に有効に機能していることがわかる。

表 4-5-9 相談相手

	相談したら、話を聞いてくれた	相談したけれど、相手にされなかった	相談しようと思ったが、ためらって相談しなかった	そもそも、相談をできる相手（機関）ではないと思った	そのような相手がいない（機関を知らない）	合計
家族・親族への相談	39.9%	10.2%	16.7%	21.0%	24.4%	112.1%
知人・友人への相談	36.4%	9.0%	17.7%	17.5%	27.6%	108.1%
民間支援団体・NPO・社会福祉協議会への相談	12.3%	8.4%	12.1%	22.6%	52.1%	107.6%
行政・役所への相談	19.6%	10.6%	15.0%	26.6%	37.7%	109.5%
民間企業（寮付き仕事、日払い・週払い仕事、人材派遣会社）への相談	10.9%	7.7%	12.7%	22.5%	54.6%	108.4%

次に、実際に不安定居住から脱却したケースで、それぞれがどのような役割を担ったかを確認する。ほとんどの点で、家族・親族、知人・友人が、行政やNPOなどより高い割合となっている。金銭を貸す、保証人になるという点においては、友人よりも家族が機能しているようである。。

表 4-5-10 脱却するにあたってきっかけとなったこと（n=608）※脱却したケースのみ

	仕事を 紹介し てくれ た	お金を 貸して くれた (返済 不要な ものも 含む)	住まい を提供 してく れた(実 家に戻 る含む)	保証人 となっ てくれ た	債務整 理を手 伝って くれた 借金・滞 納の相 談	行政・役 所の支 援制度 を紹介 してく れた	民間支 団体・ NPO・ 社会福 祉協議 会を紹 介	その他 (FA)	特に助 けにな らなか った(い なかつ た)	合計
家族・親族	8.7%	21.9%	21.5%	15.6%	6.3%	4.3%	2.0%	3.5%	44.1%	127.7%
知人・友人	8.9%	11.8%	20.2%	7.4%	5.4%	6.3%	3.6%	3.0%	53.6%	120.2%
行政・役所	6.9%	7.2%	10.9%	4.8%	5.3%	12.3%	6.4%	1.6%	65.0%	120.4%
民間支援団体・ NPO・社会福 祉協議会	6.6%	6.3%	10.7%	3.9%	5.6%	7.7%	3.9%	1.6%	71.4%	117.8%
民間企業(就労 先、派遣会社)	8.4%	5.8%	8.1%	3.5%	4.8%	5.1%	3.8%	1.3%	74.7%	115.3%

利用した制度としては、ハローワークがもっとも多く 24.8%、次に生活保護 16.6%となった。56.1%と過半数の方が行政の支援制度を利用せずに脱却していたと回答している

表 4-5-11 脱却するのにあたって利用した、行政・役所の支援制度（n=608）

	応答数	割合
ハローワーク	151	24.8%
生活保護	101	16.6%
社会福祉協議会の貸付（生活福祉資金）	60	9.9%
生活困窮者自立相談支援	48	7.9%
一時生活支援（シェルター等の一時的な住まい）	57	9.4%
ハローワーク以外の就労支援（仕事の紹介など）	57	9.4%
家計支援	29	4.8%
その他【 】	11	1.8%
利用しなかった	341	56.1%
合計	855	140.6%

脱却するにあたって重要だったことは、「保証人や敷金・礼金が不要な賃貸住宅」25.5%、「身分証明や住所がなくても就ける仕事」24.3%、「スマートフォン」24.4%の3つが高い割合を示した。次に、「住まいと一体となった仕事（寮付き仕事）」「日払い・週払いの仕事、入社祝金のある仕事」と、仕事に関連するものが高くなっている。

表 4-5-12 脱却するために重要だ（重要だった）と思うこと（n=725）

	応答数	割合
身分証明や住所がなくても就ける仕事	176	24.3%
日払い・週払いの仕事、入社祝金のある仕事	154	21.2%
住まいと一体となった仕事（寮付き仕事）	155	21.4%
保証人や敷金・礼金が不要な賃貸住宅	185	25.5%
シェルター、ホームレス自立支援センター等の一時的に滞在できる施設	105	14.5%
ネットカフェや簡易宿所（ドヤ）・サウナ・カプセルホテル等の安価な宿泊施設	83	11.4%
無料低額宿泊所等（保証人や敷金・礼金が不要な支援付きの住まい）	75	10.3%
生活保護制度	127	17.5%
社会福祉協議会の貸付（生活福祉資金）	74	10.2%
民間金融機関の貸付（カードローン、消費者金融）	34	4.7%
家族・親族からの金銭的援助	114	15.7%
知人・友人からの金銭的援助	54	7.4%
行政・役所への相談	101	13.9%
民間支援団体・NPO・社会福祉協議会への相談	71	9.8%
家族・親族への相談	134	18.5%
知人・友人への相談	113	15.6%
スマートフォン	177	24.4%
その他【 】	56	7.7%
合計	1988	274.2%

今回の調査では、「これまで自宅以外の不安定な住まいに住んだ（夜を過ごした）状態から脱却した具体的なプロセス」という形で自由記述の回答をもらっている。

いくつかのケースにわけて、分類した。福祉につながらず、自力で解決したり、インフォーマルな支援を受けたケースなどの状況が浮かび上がってくる。

① 仕事を探したケース（74 ケース）

- ・ 失業手当を受給しながら仕事を探した
- ・ 仕事で資金を貯め、不安定な状態から脱却した。
- ・ 仕事のスケジュールに基づいて計画的に賃貸物件を契約して引っ越した。
- ・ 仕事を見つけて、住む家を探した。
- ・ 引っ越し資金の貯金 住まい探しと仕事探しの同時進行 先に住まいが決まり引っ越し 引っ越し先にて仕事見つけ現在に至る
- ・ ハローワークに通って仕事を見つけた
- ・ アルバイトをしながら家を探してみつけたため脱却しました
- ・ 本体ゼロ円のスマートフォンを契約し仕事探しのアプリで履歴書不要の採用に応募して寮費無料の仕事にその月から就けた。翌月からスマートフォンの料金も支払いが開始出来た。

② 派遣会社・日雇いを利用したケース（24 ケース）

- ・ 日雇いの仕事をいくつか紹介してもらってこなした。 宅建の資格を持っていたので、日雇いで貯めたお金で洋服等買って不動産会社に面接を受け採用してもらった
- ・ 日雇い即金のアルバイトを探して、何とか安定した生活に戻す為に必死でした 日雇い即金のアルバイトの会社には、本当に感謝しています。 その会社がなければ自殺するしかない くらいお金に困っていたから
- ・ 派遣の仕事を集中してやって一時的にお金を貯めて、敷金礼金不要等の初期費用ができるだけ抑えられる家に引っ越した。
- ・ 寮付きの仕事を探した

③ 住居がきっかけとなったケース（18 ケース）

- ・ すぐに入居できる部屋を探した
- ・ 市営住宅や県営住宅の募集を探したり、申し込んだりした。
- ・ 貯金が少しあったので不動産屋で保証人不要の物件を探しそこに入居。その後すぐにアルバイトが見つけ、安定してせいかつ出来る様にはなってきた
- ・ 不安定な住まいに住みながら、安定した住居を探した
- ・ 保証人、敷金礼金不要の賃貸し入居出来た事。

④ お金がきっかけだと回答したケース

- ・ お金を借りて住宅に住むようになった
- ・ 火災保険で下りた保険金で引っ越しや新しい家具を買えた。

- ・ 婚約者がお金を工面できるようになった
- ・ 少しずつお金を貯めて自立できるようゆっくりすすめた
- ・ 小口の借入金を利用した
- ・ 地道に節約生活をつづけ、生活費を貯蓄した。
- ・ 退職金により借入金の返却

⑤ 行政や民間団体等の支援を利用したケース（44 ケース）

- ・ NPO に相談&役所での生活保護申請
- ・ パートをしていたが、会社の人員削減で仕事なくなり、新たな仕事も年齢が高いため 就職できず、お金もなくなり公園で 2 ヶ月間寝泊まりするようになり、困っていた所に NPO の紹介で生活保護を紹介してもらったが、親族に知られる事が不安になり躊躇するが、生活保護でやり直しが出来ると言われた。そして住居が見つかり寝る所が見つかり不安定な生活から抜け出す事が出来た
- ・ まず、最初に仕事がなく生活保護を受けました。仕事がつくまで、いろいろと訓練して、やっと新しく就職先が見つかり脱却しました。
- ・ 家族と区役所の保護係を訪問した。
- ・ 刑務所→更生保護施設→施設で生活しながら就職活動 ・施設紹介の就職支援制度を利用して就職活動。 ・ PC を持っていたがネット接続できないので、図書館でフリーWifi 接続し、転職サイトで就職活動。 →IT 業界に 50 社程度応募し、2 か月後に 2 社内定。 →保護観察期間を施設で生活しながら仕事し、お金は施設で管理してもらった。 →観察期間終了時には 150 万程度貯まり、賃貸マンションを借りて自立生活に移行。
- ・ 仕事を辞めて家もお金もなく、ホームレスをしていた時に窃盗で捕まり、執行猶予付きの実刑判決になり、拘留所から出た時に NPO 団体に相談して生活保護を受けてアパートに入居し、今現在立ち直りかけてます
- ・ 市役所への相談から、民間の支援団体を紹介してもらい、そこから、保証人なし、敷金なしの賃貸マンションを借り、同時に、生活保護制度を利用した
- ・ 上野公園にいたところで声をかけてもらい、福祉に連れて行ってもらい、家を出た理由が母親にひどい事を言われ、病気の治療中に出たので、生活保護対象になり保護を受ける事になった。
- ・ 生活訓練を受け、支援施設寮での生活、一人寮でのアルバイトから正職員となり、賃貸マンションに移り住んだ。
- ・ 生活する為のある程度のお金、低家賃のアパート、NPO の紹介など、暮らして行くための、サポートをしてくれた。
- ・ 多重債務に病気の罹患。家族に相談した所、弁護士事務所と生活保護制度を教えてもらった。すぐに生活保護を申請し、弁護士事務所にも連絡。自己破産手続きに着手。無事自己破産手続きを終え、現在も生活保護を受給しながら療養中。
- ・ 路上生活者支援の NPO 法人に相談、翌日その後は法人の付き添いで生活保護申請。受理され生活保護受ける。その間、福祉事務所の紹介斡旋でハローワークで今の勤め先を見つけ、無事就労。約 2 年後、収入安定により生活保護廃止となり、再度自立出来た。

⑥ インフォーマルな支援を利用（92 ケース）

- ・ 生活苦の事情で不安定な住まいに住んだわけではなくマンション上階（個人所有で所有者死亡、法廷相続人が相続拒否）からの水漏れ事故（下階下 8 戸の被害）で管理会社及び保険会社の話がつくまで 4 ヶ月ビジネスホテル、友人宅、賃貸アパートなど転々としたが 結論は出ず親戚からの借り入れなどでリホーム最近一部保険金が出て返済した
- ・ 東京でアパート経営している知人がいたので助かった。 公的な機関に相談する前に、仕事も決まっていたので、本当に恵まれていた。 その後福岡に引っ越して、障害年金の等級が下げられて、生活保護を受けるようになるまでは、ほんとうに良かった。
- ・ 父からの援助により住まいと数ヶ月分の生活費を得てその間に職を探しすぐに就職した。
- ・ 友人から金銭的支援を受けて生活を送りながら、就職活動を行い、自立を目指した。
- ・ 福祉の窓口へ相談したものの、住民票が実家のままであることと、持ち家であることから、主な支援は受けられなかった。 精神疾患があったので自立支援医療を勧められたが、そもそも通院もできない状態であったので申請に必要な書類を用意できず申請できなかった。 今も不安定。
- ・ 友人の家に居候しながら、日払いの仕事をして、敷金礼金の要らないマンションに住みました。入居費用が 2 万円で、家賃 1 ヶ月目がタダで、そこから生活をゼロから立て直しました。 賃貸契約の保証人が不要だったのもその時は助かったと思いました。
- ・ 引っ越し費用など、友人から金銭面の支援を受けて 電化製品や家具など を買わなくても 生活できる 安いワンルームマンションに引っ越した。
- ・ 会社の収入が低い為 寮から通えるバイトをして 引っ越し資金を貯めて 地元に戻り就職した
- ・ 友人宅にて寝泊まり、飲食をさせてもらい、心身ともに寄り添ってくれたので、精神的にも少しずつ回復した。 後友人名義での新しいアパートに住み、今は自分でパートの仕事で貯金を少し崩しながらでも生活していけるようになった。
- ・ 家族がマンスリーを借りてくれた
- ・ 22 年以上勤めた会社のストレスで、うつ病を発症し、自殺を計ったが未遂に終わり、しかし、危ない状態が続いたので、実妹の嫁ぎ先で療養し、ハローワークや民間の派遣会社の紹介で資格を活かした仕事に、つきました。
- ・ リーマン・ショックの時に派遣切りに遭い、実家に戻るようになった。
- ・ 友人宅に住まわせてもらいながら、不動産屋などで部屋探しをした
- ・ 彼氏をつくって転がりこんだ

⑦ 路上・ネットカフェ・カプセルホテル経由（13 ケース）

- ・ カプセルホテルや大学の研究室に寝泊まりしながら、新しい住まいを探して契約し、入居した
- ・ ネットカフェやウィークリーマンションなどを転々としながらナイトワークをして稼ぎ、パートナーの助けも借りて保証人不要、敷金礼金不要で住めるアパートを見つけ契約した。
- ・ パートをしていたが、会社の人員削減で仕事なくなり、新たな仕事も年齢が高いため 就職できず、お金もなくなり公園で 2 ヶ月間寝泊まりするようになり、困っていた所に NPO の紹介で生活保護を紹介してもらったが、親族に知られる事が不安になり躊躇するが、生活保護でやり直しが出来ると言われた。そして住居が見つかり寝る所が見つかり不安定な生活から抜け出す事が出来た

- ・ 健康上の問題のため、家賃が払えず、強制退去させられた。保証会社の保証会社が得られないと思い、新しい住居の契約が出来なかった。ウィークリーマンションやホテルを転々とした。スマホでかなり検索して、敷金・礼金不要で保証会社や保証人のいない物件を見つけて入居出来た。転々としていた間、住居費が高くなってしまい、あれ以上長かったら本当に生活が破綻しただろう。
- ・ 仕事はあったので、車で生活しながら貯めていた
- ・ 自営業をしながらラブホの長時間滞在を利用し、さらに日払いのバイトをしながらアパートを借りるための資金を貯めて無事に車上生活を脱した。
- ・ 住んでいたマンションが災害などで部屋に住めなくなり、漫画喫茶やホテルで寝泊まりしました。新しい部屋を見つけるのに時間がかかり、2-3ヶ月経過しました。

⑧ 各種トラブル・DVなどのケース

- ・ DVで子供の学校のスクールカウンセラーの先生から行政に繋いでもらって、シェルターを紹介してもらえた。
- ・ 火災にあい、家補修している間、借り住まいでアパートに半年間入居 役所で罹災証明書発行してもらい、お見舞い金など頂いた 1年間減税になった
- ・ 三年間、妻の経済的DV等、から逃れるために、給与口座を変更して、友人宅、漫画喫茶、賃貸ですごした。自身の食生活・健康のことで、最終的には、自宅に帰った。自宅に戻って2年になる。
- ・ 社宅のある会社が倒産しそうになった
- ・ 恋人とトラブルになったため、住んでいた家に急に住めなくなり、2週間ほどネットカフェに泊まりました。家を探したり、荷物を動かしたりするのが大変でした。ただし、仕事には就いていたため、比較的早めに住居を見つけることが出来ました。
- ・ 彼と同居していたが、彼が仕事をしてくれず、引きこもりがちになった。自分に関しては、なんの問題もなかったが、金を貸してといわれることも増え、自分のためにならないと思っていた。お金を貸していたにもかかわらず、家賃は滞納されており、支払い先は彼の口座からだったので、どうしようもなく、追い出されるように、私も家をでた。家を維持しようと、仕事に励んでいたが、どうしようもなかった。自分が貧乏だったのではなく、他人といた結果貧乏になった、他人に搾取されたという意味で、不安定な住まいであった。
- ・ DV傾向の夫から逃げて娘の家でお世話になり、そこから離婚調停を起こして（娘と二人住まいという事にして）アパートを借り、今に至る
- ・ DVの被害があったので、警察署に相談して行政に保護されました。女性保護施設に入所中に住むところの相談にのってもらったり、スマートフォンを頼りに今の住まい（敷金・礼金、保証人不要）を見つけ入居しました。対人関係に恐怖心を感じていたため、3ヶ月程、無収入で貯金を崩しながら、心と身体を癒やす生活をしました。その間も、友人や行政の方々が気にかけてくださっていて本当に有り難かったです。働ける状態に心と身体が癒えたころ、生活や仕事やの相談に乗ってくださる行政の方を紹介されました。その行政の方が、ハローワークでの仕事探しの際に専任で相談できる方を紹介してくださり、第一派の緊急事態宣言が出される直前に仕事が決まりました。私たちは本当に運が良かったと思います。ただ、こういった経験から行政に相談するのは私たちだけではないため、皆さんはとても忙しくしていらっしゃる

ました。いろいろ相談に乗ってくださいましたが、自分の行動力がなかったら、住む場所や仕事など生活面で落ち着くまでに相当な時間がかかったと思います。

⑨ **答えたくないという回答**

- ・ 答えたくありません。
- ・ 話したくない 思い出したくない
- ・ 黙秘します
- ・ 恥ずかしいのでこれ以上の詳細は答えられない

5) 不安定居住への入り口

不安定居住への入り口としては、知人・友人宅が最も多く 32.3%、寮・社宅が 12.0%となっている。ネットカフェが 8.1%などとなっており、路上は 1.2%、車上は 3.9%などとなっている。

路上生活を経験している者が 19.7% (表 4-5-1) いるものの、最初に路上を選んだケースは 1.2%のみとなっているなど、さまざまな不安定居住を転々とする傾向がみられる。一般に不安定居住経験が長くなればなるほど支援に時間と費用が掛かるといわれているため、この最初の入り口へアウトリーチをかけることは非常に重要となってくるだろう。

表 4-5-13 初めて自宅以外の不安定な住まいに住んだ（夜を過ごした）場所を教えてください。

	度数	%
知人・友人宅への同居	234	32.3
建築土木／警備／製造業における寮・社宅	87	12.0
飯場	12	1.7
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）	16	2.2
ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス	66	9.1
24 時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）	22	3.0
サウナ、カプセルホテル等	34	4.7
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設	21	2.9
救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設	15	2.1
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅	37	5.1
刑務所・更生保護施設	8	1.1
路上生活	9	1.2
車上生活	28	3.9
災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）	34	4.7
その他の自宅以外の住まい【 】	102	14.1
合計	725	100.0

6) 不安定居住直前の状況

ここではどういった方が不安定居住に至るのかを確認する。直前の働き方を見ると、正規の職員・従業員というのが37.0%、パートアルバイトが21.5%などとなっており、自営業、役員、フリーランスまでいれると、かなりの割合が就労している状況から不安定居住に至っていることがわかる。また1人世帯は44.1%と半数のみであった。

表 4-5-14 初めて自宅以外の不安定な住まいに住むことになる直前は、主にどのような働き方をされていましたか。

	度数	%
自営業主	25	3.4
会社などの役員	29	4.0
正規の職員・従業員	268	37.0
フリーランス（個人事業主）	29	4.0
パート・アルバイト	156	21.5
嘱託・契約社員	27	3.7
労働者派遣事業所の派遣社員	33	4.6
就労継続支援作業所（A型、B型、地活等）	3	0.4
家族従事者	11	1.5
その他【 】	37	5.1
無職	107	14.8
合計	725	100.0

表 4-5-15 初めて自宅以外の不安定な住まいに住むことになる直前の世帯構成

	度数	%
1人世帯	320	44.1
夫婦世帯	68	9.4
夫婦と子（未成年を含む）	143	19.7
夫婦と子（成人のみ）	60	8.3
ひとり親と子（未成年を含む）	26	3.6
ひとり親と子（成人のみ）	24	3.3
3世代世帯	27	3.7
知人・友人と住んでいた	8	1.1
恋人と住んでいた	23	3.2
その他【 】	26	3.6
合計	725	100.0

最終学歴については、中学校卒、高校中退は 7.2%のみ。高校卒業が 25.7%、大学卒 38.3%と、一定の学歴を持っているものが多かった。

表 4-5-16 最後に卒業した学校（最終学歴）

	度数	%
中学校	24	3.3
高校中退	28	3.9
高校	186	25.7
専門学校中退	9	1.2
専門学校	114	15.7
大学中退	30	4.1
大学	278	38.3
大学院	35	4.8
その他【 】	21	2.9
合計	725	100.0

6. 生活保護についての意識

今回のネット調査では、第2章の生活困窮者自立支援事業利用者調査の調査項目の一つでもある、「生活保護についての意識」を尋ねている。表4-6-1はその単純集計である。なおネット調査では、生活保護の利用経験の有無別に、その意識を4つに分けて尋ねている。

表 4-6-1

	度数	%
①今後、要件に該当すれば利用したい（生活保護利用経験なし）	25216	63.0
②今後、要件に該当すれば利用したい（生活保護利用経験あり）	1343	3.4
③今後、要件に該当しても利用したくない（生活保護利用経験なし）	11693	29.2
④今後、要件に該当しても利用したくない（生活保護利用経験あり）	1049	2.6
⑤現在、生活保護を利用している（申請している）	697	1.7
合計	39998	100.0

「今後、要件に該当しても利用したくない」と回答した割合は、「生活保護利用経験なし」のグループ（③）で29.2%、ありのグループ（④）で2.6%であった。合計すると約3割が「今後、要件に該当しても利用したくない」と回答していることになる。生活困窮者自立支援事業利用者調査では、37%がそのように回答していたが、それと比較するとやや低い。とはいえ、それでも約3割が生活保護の利用について忌避感を示している。なお、上表の回答を、「今後、要件に該当すれば利用したい」（①と②の合成変数）、「今後、要件に該当しても利用したくない」（③と④の合成変数）にまとめ、年齢層とクロスしてみると、年齢が上がるほど、「今後、要件に該当しても生活保護を利用したくない」と回答する割合が高くなる傾向があることがわかった。

表 4-6-2

	今後、要件に該当すれば 利用したい	今後、要件に該当しても 利用したくない	合計
39歳以下	8143 70.4%	3416 29.6%	11559 100.0%
40～64歳	15948 68.1%	7485 31.9%	23433 100.0%
65歳以上	2468 57.3%	1841 42.7%	4309 100.0%
合計	26559 67.6%	12742 32.4%	39301 100.0%

さて、それではこの3割の人々はどのような理由から、生活保護を利用したくないと考えてい

るのだろうか。本調査では、その理由を自由記述で尋ねている（12,472 人中、12 名が未回答）。以降の分析では、このデータをテキストマイニングソフト（KH Coder）で分析した結果を報告する。なお、分析にあたり、標記のゆれやいくつかの語句を強制抽出するなどの加工をしている。

表 4-6-3 は、この自由記述の中で頻出した語句のトップ 50 を示したものである。

前後の文脈が切り離されているので、この表だけで解釈をするのは難しいが、「自力」、「働ける」「自立」などの言葉や、「恥ずかしい」「迷惑」など、それだけでその理由がわかるような言葉が頻出していることがみてとれる。

表 4-6-3

順位	抽出語	出現回数	順位	抽出語	出現回数
1	生活	1632	26	頼る	190
2	自分	1439	27	理由	188
3	必要	1243	28	プライド	185
4	特に	1096	29	収入	178
5	生活保護	936	30	嫌	173
6	利用	830	31	感じる	170
7	働く	619	32	本当に	169
8	受ける	565	33	目	163
9	自力	407	34	お金	160
10	力	394	35	何とか	159
11	恥ずかしい	391	36	努力	157
12	考える	373	37	使う	154
13	自立	352	38	知る	144
14	出来る	345	39	気	137
15	頑張る	337	40	何とか	133
16	生きる	333	41	稼ぐ	133
17	困る	305	42	家族	130
18	無い	291	43	悪い	127
19	状況	274	44	世間体	122
20	イメージ	269	45	多い	122
21	税金	268	46	周り	120
22	制限	259	47	良い	119
23	働ける	255	48	現在	118
24	迷惑	231	49	国	114
25	仕事	225	50	親族	114

次に、共起ネットワーク図を用いて、それぞれの言葉がどのように共起しているかを確認したのが図 4-6-1 である。

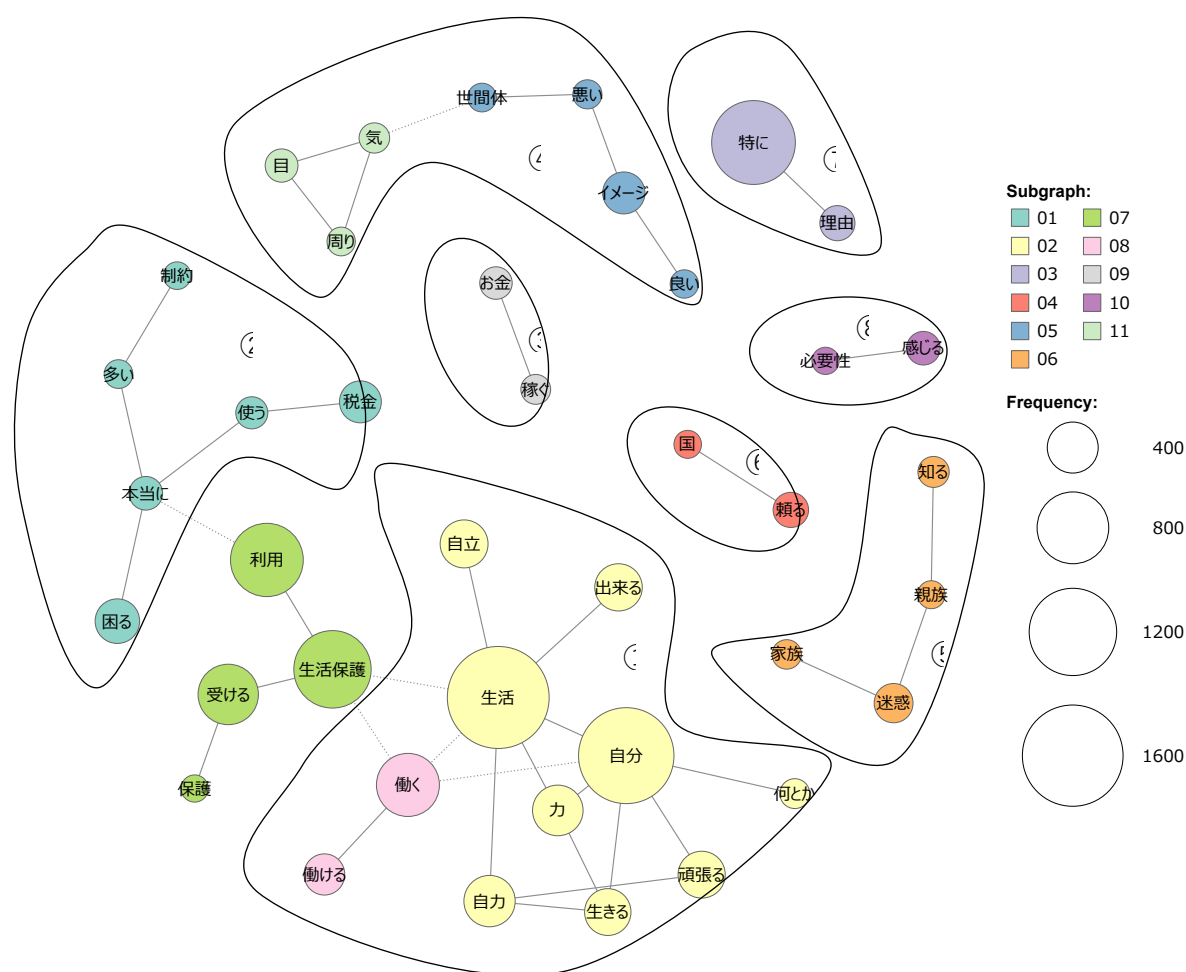


図 4-6-1

第 2 章では、生活保護を利用したくない理由として、「自立したい」（自助意識）、「受給に伴う制約」、「プライド／世間体」、「その他」の 4 つが見出されていた。以下それとの対応関係を意識しながら上記の図を解釈してみたい。なお、以下の『』の文章は回答者の自由記述を抜き出したものである。

上図のうち①・③のグループは、2 章でいう「自立したい」（自助意識）のグループであると思われる。具体的には『どのような形であれ、何とか自立できるのではないかとまだ思っているから』、『頑張っていて、自力で働きたい』、『自分で働いて生活費を稼ぎたい』などの記述に代表される。またその意識を支えていると考えられるのは、②にあるような、『税金だから罪悪感がある』や、『国民の税金を使ってる気がして申し訳ないから』といった、生活保護が税金である。これに、2 章で同じく見出されていた「受給に伴う制約」という制約の意識も相まって、『生活保護は本当に最終手段』というように捉えられている。

④・⑤は「プライド／世間体」のグループであると思われる。自由記述では、『世間体がどうし

ても気になってしまう』という記述が散見された。そのことが『周りからあまりよく思われなそうだから』という意識とつながっていると思われる。また扶養照会があることから、世間や周りといった漠然とした対象ではなく、明確に『親族に迷惑をかけたくないから』という記述もよくみられた。

なお、これら、「自立したい」（自助意識）と「プライド／世間体」の両方に関係していると考えられるのが、⑥のグループの生活保護を利用すること＝国に頼るという意識であると思われる。ここでの記述としては、『国に頼るより働きたいから』、『健康でいられるうちは国に頼らないで自分で稼いで暮らした方が人として望ましい為』などがみられた。

⑦は、特に理由はない、特に困っていないと回答したグループである。具体的には、「特にはないけどそこまで生活が困窮することはないと思うので」などの回答である。また⑧も必要性を感じないと回答したグループである。具体的には『その必要性が現在も未来も環境的にあり得ないから』といった回答に代表される。第2章の調査が、生活に困窮して自立相談支援機関の窓口実際に訪れた人を対象に行った調査であるのに対して、この調査は、スクリーニングの段階では実際に困窮していない人々も対象に含まれている。この違いがこのような回答がみられた理由と思われる。

さて、表 4-6-2 では、年齢が上がるにつれて「今後、要件に該当しても利用したくない」と回答する割合が増えていた。そこで年齢層を外部変数として、同じく共起ネットワーク図を描いたのが、図 4-6-2 である。

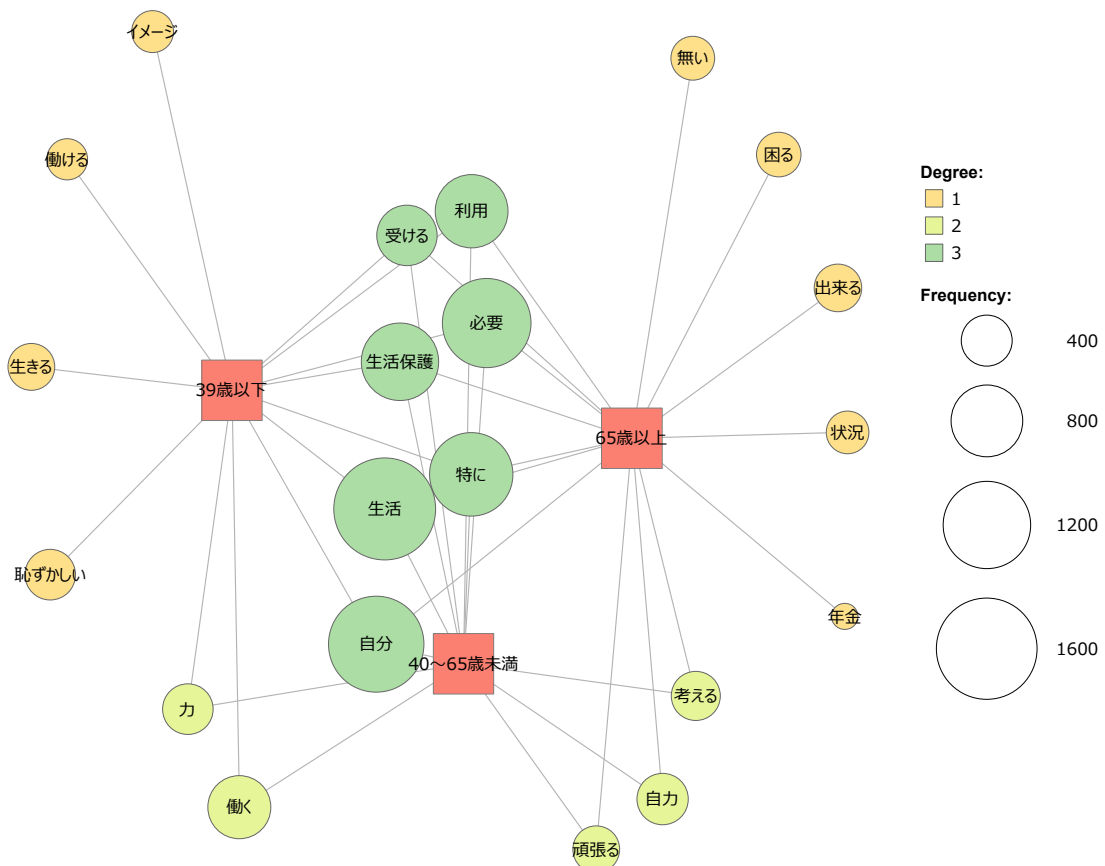


図 4-6-2

39 歳以下では、「イメージが悪い」、「恥ずかしい」といった理由と、「働けるから」といった言葉が特徴を示す言葉としてみいだされた。他方「65 歳以上」では、年金があるといった理由のほか、必要が「ない」という意識、「困って」いない、本当に「困って」いる人のために使ってほしい、そのような「状況」にない、といった、生活保護を自身が使うこととの距離を感じさせるような言葉が目立った。このように年齢階層によっても「今後、生活保護を利用したくない」理由が異なる可能性が示唆された。

7. 小括

昨年度に引き続き、公的な支援につながらない、通常リーチできない層へのレアターゲット調査として、オンラインパネルを利用した調査が一定の有効性があることが改めて確認できたといえる。

今回は、不安定居住の実態について、昨年度以上に掘り下げて明らかにすることができた。特に特徴的なのは、地域ごとで就労によるセーフティネットに分類される不安定居住と、福祉によるセーフティネットに分類されるセーフティネットとの関連性に違いがみられたことである。さらに福祉よりも就労自立を目指す方が多いこともわかった。さらに、最初の入口は必ずしも路上ではなく、まずは家を失うことからスタートするという事実、そして友人関係、家族関係によって大多数が安定的な住まいへ短期間で戻っている現状も明らかになった。

オンラインパネルの課題として、もちろん、オンライン調査としては適当な回答が混じってしまうこともあるが、ボリュームを集めることによって、不十分な回答の影響は小さくなり、意味のある結果となっていると考えられる。今回、都市部に絞って実施したが、地方都市では人口が少ないこともあり、オンラインパネルを利用した調査では、なかなか結果が上がってこない可能性もある。

そのため、今回集めた地方都市に近い京都や仙台、広島、北九州などの結果から、あらためてどのようにリーチしていくのが望ましいかを考えていく必要はある。また、捉え方が難しいデータももちろんあり、現時点では十分な分析が行えているとは言えないが、今後さらに分析を進めていきたい。

公的な支援を充実させていくことは当然求められるべきであるが、支援に頼らず自立したいと考える層が一定いるため、社員寮などの資源を肯定的にとらえて、支援員が介入できるような制度をつくること、ハローワークがより柔軟に福祉的な支援と連携を持つことが重要であることが、この調査では示唆されたと考えている。また、知人・友人宅の割合が高く、家族による支援で多くの方が脱却しているプロセスがあるということは、知人・友人や家族が困難を認知しているので、「住まいに困った知り合いへの支援」というのを、新聞広告や公共広告機構の CM で流すなど、抱え込まなくてもいいという状況をもっと広く訴えていくのもひとつ可能性としては考えられるだろう。

8. 調査票

スクリーニング質問				
1	SA	以降の設問では、生活保護の状況についての質問が含まれます。このアンケートへ回答することに同意しますか？		
			1	同意する
			2	同意しない
2	MTM	これまでに、自宅以外の次のような住まいに住んだ（夜を過ごした）ことはありますか Q1=1		
			1	知人・友人宅への同居
			2	建築土木／警備／製造業における寮・社宅
			3	飯場
			4	日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）
			5	ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス
			6	24 時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）
			7	サウナ、カプセルホテル等
			8	一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設
			9	救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設
			10	無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅
			11	刑務所・更生保護施設
			12	路上生活
			13	車上生活
			14	災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）
			15	その他の自宅以外の住まい
【経験はない、もしくは一時的な利用の場合は以下から 1 つお選びください】				
			1	このような経験はない
			2	安定的な住まいはあるけれど、一時的に利用した
【一時的な利用を除いて経験があるかたは、以下から当てはまるものを全てお選びください】				
			3	経済的理由により家賃を払えず、住まいを確保できなくなったため
			4	経済的理由により持ち家を手放し、住まいを確保できなくなったため
			5	家庭の事情（DV や家庭環境等）により、住まいを確保できないまま、家を離れたため
			6	病気・怪我等の理由により、住まいを確保できなくなったため

			7	災害等の理由により、住まいを確保できなくなったため
			8	自宅を引き払って（実家を出て）、住むことにしたため
			9	その他理由により、住まいを確保できなくなったため
3	SA	Q2 のような住まいに住んだ（夜を過ごした）最後の日はいつですか？		
			1	現在も Q2 のような住まいに住んでいる
			2	1 ヶ月以内
			3	3 ヶ月以内
			4	6 ヶ月以内
			5	1 年以内
			6	3 年以内
			7	5 年以内
			8	10 年以内
			9	それ以上前
4	SA	生活保護の利用についての考えを教えてください(Q1=1)		
			1	要件に該当すれば利用したい（これまでに生活保護を利用したことがない）
			2	要件に該当すれば利用したい（これまでに生活保護を利用していたことがある）
			3	要件に該当しても利用したくない（これまでに生活保護を利用したことがない）
			4	要件に該当しても利用したくない（これまでに生活保護を利用していたことがある）
			5	現在、生活保護を利用している（申請している）
5	FLA	生活保護を利用したくない理由（Q4=2, 4）		
パネルデータ				
SEX			男性／女性	
AGEID			5 歳刻み	
JOB			公務員／経営者・役員／会社員（事務系／技術系／その他） ／パート・アルバイト／自営業／自由業／専業主婦／その他	
PREFECTURE				
MARRIAGE			未婚／既婚	
CHILD			あり／なし	
HouseholdINCOME			200 万刻み	
PersonalINCOME			200 万刻み	
postalcode				
本設問				

あなたは、最近回答したアンケートで、自宅以外の不安定な住まいに住んだ（夜を過ごした）ことがあると回答しています。より詳しくお話を聞かせてください				
1	SA	現在の主な住まいは次のうちどれですか？		
			1	賃貸住宅（戸建て・集合住宅）
			2	持ち家（戸建て・集合住宅）
			2	知人・友人宅への同居
			3	建築土木／警備／製造業における寮・社宅
			4	飯場
			5	日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）
			6	ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス
			7	24 時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）
			8	サウナ、カプセルホテル等
			9	一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設
			10	救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設
			11	無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅
			12	刑務所・更生保護施設
			13	家賃滞納・差し押さえ等で、立ち退きが必要な住宅
			14	路上生活
			15	車上生活
			16	災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）
			17	その他の自宅以外の住まい→FA
2	MA	現在の収入源は次のうちどれにあたりますか。 あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）		
			1	自分の就労収入
			2	自分の年金収入
			3	自分以外の就労収入
			4	自分以外の年金収入
			5	生活保護
			6	その他の収入→FA
			7	収入なし（貯蓄等での生活）
3	SA	現在の貯蓄はどれくらいありますか		
			1	なし
			2	5 万円未満
			3	5 万円以上 10 万円未満

			4	10万円以上30万円未満
			5	30万円以上50万円未満
			6	50万円以上100万円未満
			7	100万円以上
4	SA	現在の主な仕事を教えてください。		
			1	自営業主
			2	会社などの役員
			3	正規の職員・従業員
			4	フリーランス（個人事業主）
			5	パート・アルバイト
			6	嘱託・契約社員
			7	労働者派遣事業所の派遣社員
			8	就労継続支援作業所（A型、B型、地活等）
			9	家族従事者
			10	その他→FA
			11	無職
5	SA	現在の世帯構成は、次のうちどれにあたりますか		
			1	1人世帯
			2	夫婦世帯
			3	夫婦と子（未成年を含む）
			4	夫婦と子（成人のみ）
			5	ひとり親と子（未成年を含む）
			6	ひとり親と子（成人のみ）
			7	3世代世帯
			8	知人・友人と住んでいる
			9	恋人と住んでいる
			10	その他
6	MTS	これまで自宅以外の不安定な住まいに住んだ（夜を過ごした）、それぞれの期間（同じ場所を複数回経験している場合は合計期間）を教えてください。		
			1	知人・友人宅への同居
			2	建築土木／警備／製造業における寮・社宅
			3	飯場
			4	日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）
			5	ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス
			6	24時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）

			7	サウナ、カプセルホテル等
			8	一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設
			9	救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設
			10	無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅
			11	刑務所・更生保護施設
			12	路上生活
			13	車上生活
			14	災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）
			15	その他の自宅以外の住まい
		期間	1	1 週間未満
			2	1 週間以上 3 ヶ月未満
			3	1 ヶ月以上 3 ヶ月未満
			4	3 ヶ月以上 6 ヶ月未満
			5	6 ヶ月以上 1 年未満
			6	1 年以上 3 年未満
			7	3 年以上 5 年未満
			8	5 年以上 10 年未満
			9	10 年以上
7	SA	これまで自宅以外の不安定な住まいに住んだ（夜を過ごした）期間中、主にどのような働き方をされていきましたか。		
			1	自営業主
			2	会社などの役員
			3	正規の職員・従業員
			4	フリーランス（個人事業主）
			5	パート・アルバイト
			6	嘱託・契約社員
			7	労働者派遣事業所の派遣社員
			8	就労継続支援作業所（A 型、B 型、地活等）
			9	家族従事者
			10	その他
			11	無職
8	SA	これまで自宅以外の不安定な住まいに住んだ（夜を過ごした）期間中、主にいた場所はどこですか？（最も長かった場所）		
			1	北海道

			～	
			47	沖縄
			48	その他（外国など）
9	MTM	これまで自宅以外の不安定な住まいに住んだ（夜を過ごした）状態から脱却するために、誰かに相談しましたか。 各項目ごとにあてはまるものを全て教えてください。（それぞれいくつでも）		
		項目	1	家族・親族
			2	知人・友人
			3	行政・役所
			4	民間支援団体・NPO・社会福祉協議会
			5	民間企業（寮付き仕事、日払い・週払い仕事、人材派遣会社）
		選択肢	1	相談したら、話をきいてくれた
			2	相談したけれど、相手にされなかった
			3	相談しようと思ったが、ためらって相談しなかった
			4	そもそも、相談をできる相手（機関）ではないと思った
			5	そのような相手がいない（機関を知らない）
10	MTM	自宅以外の不安定な住まいに住んだ（夜を過ごした）状態を脱却するにあたってきっかけとなったこと		
		項目	1	家族・親族の助け
			2	知人・友人の助け
			3	行政・役所
			4	民間支援団体・NPO・社会福祉協議会
			5	民間企業（寮付き仕事、日払い・週払い仕事、人材派遣会社）
		選択肢	1	仕事を紹介してくれた
			2	お金を貸してくれた（返済不要なものも含む）
			3	住まいを提供してくれた（実家に戻るといったことも含む）
			4	保証人となってくれた
			5	債務整理を手伝ってくれた（借金・滞納の相談にのってくれた）
			6	行政・役所の支援制度を紹介してくれた
			7	民間支援団体・NPO・社会福祉協議会を紹介してくれた
			8	その他（FA）
			9	特に助けにならなかった（助けになる人がいなかった）
11	MA	これまで自宅以外の不安定な住まいに住んだ（夜を過ごした）状態から脱却するのにあたって利用した、行政・役所の支援制度を全て教えてください。（いくつでも）		

			1	ハローワーク
			2	生活保護
			3	社会福祉協議会の貸付（生活福祉資金）
			4	生活困窮者自立相談支援
			5	一時生活支援（シェルター等の一時的な住まい）
			6	就労支援（仕事の紹介）
			7	家計支援
			8	その他（FA）
			9	利用しなかった
12	MA	これまで自宅以外の不安定な住まいに住んだ（夜を過ごした）状態から脱却するために重要だ（重要だった）と思うことはどれですか。 あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）		
		項目	1	身分証明や住所がなくても就ける仕事
			2	日払い・週払いの仕事、入社祝金のある仕事
			3	住まいと一体となった仕事（寮付き仕事）
			4	保証人や敷金・礼金が不要な賃貸住宅
			5	シェルター、ホームレス自立支援センター等の一時的に滞在できる施設
			6	ネットカフェや簡易宿所（ドヤ）・サウナ・カプセルホテル等の安価な宿泊施設
			7	無料低額宿泊所等（保証人や敷金・礼金が不要な支援付きの住まい）
			8	生活保護制度
			9	社会福祉協議会の貸付（生活福祉資金）
			10	民間金融機関の貸付（カードローン、消費者金融）
			11	家族・親族からの金銭的援助
			12	知人・友人からの金銭的援助
			13	行政・役所への相談
			14	民間支援団体・NPO・社会福祉協議会への相談
			15	家族・親族への相談
			16	知人・友人への相談
			17	スマートフォン
			18	その他
13	FAL	これまで自宅以外の不安定な住まいに住んだ（夜を過ごした）状態から脱却した具体的なプロセスを教えてください。		
		自由記述		

14	MA	初めて自宅以外の不安定な住まいに住んだ（夜を過ごした）場所を教えてください。		
			1	知人・友人宅への同居
			2	建築土木／警備／製造業における寮・社宅
			3	飯場
			4	日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）
			5	ネットカフェ・漫画喫茶・DVD ボックス
			6	24 時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）
			7	サウナ、カプセルホテル等
			8	一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設
			9	救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設
			10	無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅
			11	刑務所・更生保護施設
			12	路上生活
			13	車上生活
			14	災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）
			15	その他の自宅以外の住まい
15	N	初めて自宅以外の不安定な住まいに住むことになったのは、何歳のときですか		
			1	年齢
16	SA	これまで自宅以外の不安定な住まいに住んだ（夜を過ごした）期間中、主にいた場所はどこですか？（最も長かった場所）		
			1	北海道
			～	
			47	沖縄
			48	その他（外国など）
17	SA	初めて自宅以外の不安定な住まいに住むことになる直前は、主にどのような働き方をされていましたか。		
			1	自営業主
			2	会社などの役員
			3	正規の職員・従業員
			4	フリーランス（個人事業主）
			5	パート・アルバイト
			6	嘱託・契約社員
			7	労働者派遣事業所の派遣社員

			8	就労継続支援作業所（A 型、B 型、地活等）
			9	家族従事者
			10	その他
			99	無職
18	SA	初めて自宅以外の不安定な住まいに住むことになる直前の世帯構成は、次のうちどれにあたりますか。		
			1	1 人世帯
			2	夫婦世帯
			3	夫婦と子（未成年を含む）
			4	夫婦と子（成人のみ）
			5	ひとり親と子（未成年を含む）
			6	ひとり親と子（成人のみ）
			7	3 世代世帯
			8	知人・友人と住んでいる
			9	恋人と住んでいる
			10	その他
19	SA	最後に卒業した学校（最終学歴）を教えてください。		
			1	中学校
			2	高校中退
			3	高校
			4	専門学校中退
			5	専門学校
			6	大学中退
			7	大学
			8	大学院
			9	その他
20	SA	中学卒業時に住んでいた場所はどこですか？		
			1	北海道
			～	
			47	沖縄
			48	その他（外国など）

第5章 コロナ禍の中での拡大入り口調査と社員寮調査から 見えてきたもの

1. コロナ禍を通して見た「基底のセーフティネット」再考

本章は、本年度の全国調査から得られた、少々粗雑ではあるが生活困窮者自立支援事業にもたらしたコロナ禍の影響を現時点での概観するものである。もともとホームレス自立支援のシェルターや自立支援センターを追求する調査の系譜の中で、生活困窮自立支援制度ができてから一時生活支援事業に発展的に継承されたため、不安定居住層を対象とする一時生活支援事業に特に着目して調査を行ってきた。こうした支援のシステムを、最初は「最後のセーフティネット」と呼んだが、国際比較も視野に入れ前望的な意味合いを込め、最近では「基底のセーフティネット」と呼び変えた。生活保護と生活困窮の両システムが、上下問わずうまくコンビネーションしながら、セーフティネットからの漏れを少なくする機能として、2015年から働き始めたと認識している。厚労省の図式では、生活保護が下で、その上に生活困窮のセーフティネットが挟まる形で描かれているが、生活保護で受けきれず、あるいは間尺に合わず、生活困窮で対応するといった実情も反映するために、我々は生活保護1本のセーフティネットの上下入り混じった混交2層化と考えている。

基本的関心は、この混交2層化における生活困窮のセーフティネットの役割が、特にホームレス化や不安定居住から居所を失うという、最も厳しい部分にどれだけ働くか、この「基底のセーフティネット」は、広い意味でのホームレス問題に処するものとして図式化している。ただ施策は自治体別にバラエティがありすぎてトータルに理解しづらく、社会の注目度からするとそれほど高いものではなかった。ところが予期せぬコロナ禍に見舞われ、就労基盤を直ちに失われた人々の行く先に、家を失う恐れを抱く不安が一挙に高まった。したがって一時生活支援事業の現場では、不安定居住を避けたい正規雇用の単身の就労者や自営業者、あるいはサービス、飲食業のアルバイト者などが殺到すると考えていた。いうなれば、「基底のセーフティネット」がたいへん重要な役割を果たし、ある意味で出番として十全に機能する戦場になるのではと予測した。現状において、一時生活支援というより、生活困窮者のSOSを受け入れる全体の自立相談機能が、能力の限界をはるかに超える形で、生活困窮自立支援が奮闘しているということがわかってきた。

不安定居住の多様化が、広範な生活困窮全般との様々なつながりを有する中で進行しているので、我々もコロナ禍に関係なく、昨年の2019年度では、「拡大入り口調査」と称して、不安定居住層を対象とする一時生活支援だけではない、自立相談窓口にもヒアリングをかけていた。今回はそれをさらに被支援者層を不安定居住に限らず広げることで、コロナ禍の影響について実態を明らかにすることに務めた。

以下の節では、生活困窮自立支援の窓口において我々の調査及び同僚らのまとめたレポートをデータとして、今回のコロナ禍において基底のセーフティネットをはじめとする生活困窮自立支援法にもとづく生活困窮のセーフティネットがどのように機能したのかを、生活困窮の自立相談窓口、生活困窮の一時生活支援、民間の独自資金による支援窓口を事例に、どのような事態が起

きたのかを明らかにする。また後述するが、これらを「福祉による包摂」とみなすが、もう一方で我々の調査チームが着目する「就労による包摂」について、これは派遣労働に代表される社員寮において、包摂の機能がコロナ禍においてどのように働いているのかについても紹介する。

2. 困窮とは無縁であった層への対応を加味した新たなセーフティネット図式

図 5-1 は、今回のコロナ禍の影響で困窮に陥った、あるいは困窮の経験のある、またいま困窮の状況にある人々の、コロナ禍をはさんでの困窮度の進行と支援の作用の関係をみたものである。ホームレス支援の範疇の支援を長らく扱ってきた我々にとって、対象者はすでに不安定居住、そして実際にホームレス状況にある層を対象としてきた。図 5-1 の左側の灰色部分がその領域に相当する。すでに不安定居住にあった層が、SOS を発して、あるいはアウトリーチによってサービスハブに出会い、生活困窮自立支援の枠組みで、一時生活支援でのシェルター利用となるか、生活保護を利用した地域のアパートや宿泊所などの利用により居所を確保する。ここではその後のアフターケアについては触れないが、当然のごとくコロナ禍でこの層に対するセーフティネットが今回は需要の増大により働くかと予測したが、以下の報告にあるようにここでの需要の増大は今のところそれほど見られていないようである。

一方、図 5-1 の右側の白地の領域であるが、不安定居住というのとは縁が遠い層で、また不安定生活という度合いもそれほど深刻ではなかった層に対して、生活困窮の自立相談や社協の貸付が大車輪のごとく動いたことを示している。上下の軸は、正規職、非正規職+自営業という対称にしているが、コロナ禍が正規、非正規というより、特定のいくつかの業種に甚大な影響を与えた。

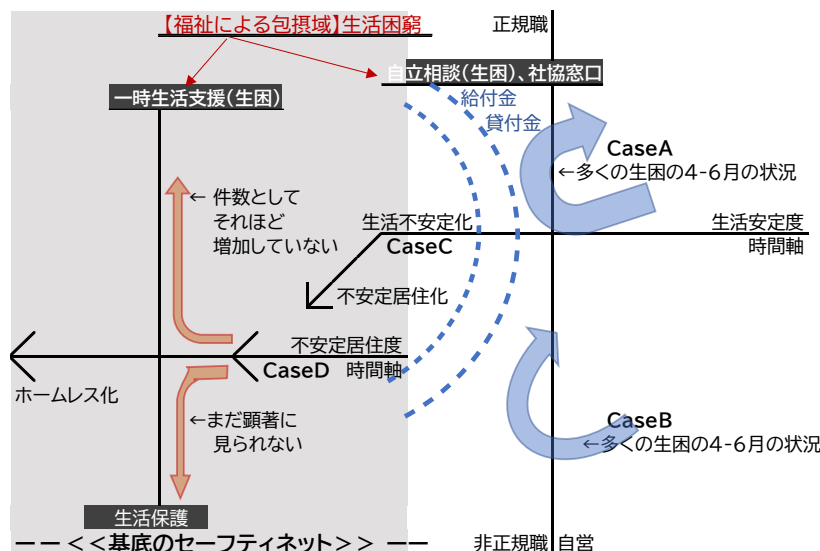


図 5-1 生活困窮者自立支援のセーフティネット

この影響の度合いについては、Case A、Case B として、図 5-2 で説明する。相談件数の著増は各地で報告されているが、この図 5-1 の右側で広範囲に生活困窮自立支援システムが、働いたの

である。

図 5-2 は、対象層を識別する形で、4 つのケースに類型化して今回のコロナ禍の影響とセーフティネットの作動にともなうリカバリー状況について描いたものである。Case A は、困窮とは無縁であったが、コロナ禍をきっかけに困窮リスクが増加した層であり、Case B は、困窮の経験はあったが、コロナ禍をきっかけに困窮リスクが一挙に増加した層である。両層の識別は、主に社会保険で離職にともなう企業による給付の有無にかかわってくるところがある。打撃の大きい業種のなかでも、中小の観光業や、飲食、サービス業において、個人経営に近いところや自営業、あるいは外国人労働者などにおいては、公的なセーフティネットが唯一のよりどころとなる。この後者の層を Case B と位置付け、Case A よりも生活の安定度に脆弱性を有している層としている。後の紹介にもあるように、コロナ禍を一番まともに受けている。

Case C については、災害やライフイベントをきっかけに困窮リスクが徐々に増加し、コロナ禍でさらに悪化という層であり、すでに困窮度が高まっていたので、部分的にセーフティネットのカバー領域にすでに入っていた層とみなされる。そして、Case D は、所与の環境・障害により継続的に困窮リスクが高い層であり、従前の我々の調査、および支援の対象層である、不安定居住層、ホームレスの人々もこの範疇に含まれる。

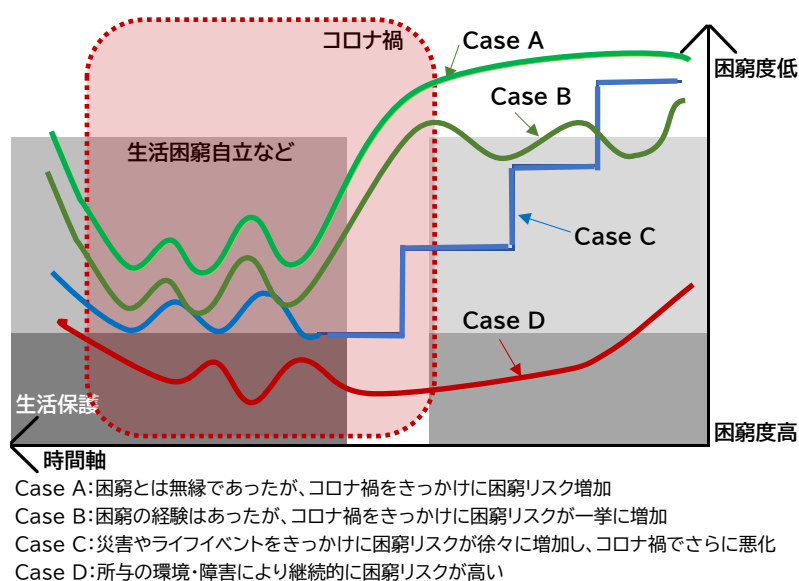


図 5-2 被支援層の類型化とコロナ禍前後の状況

図 5-2 では、コロナ禍の枠に入ってから、上下の振幅をいくつか書き込んでいるが、これは給付金や貸付金の制度が利用できたことによる状況の一時的改善を現わしており、実質いまのところ第 3 波まで来ているが、その後の改善において、生活保護というセーフティネットが本格的に作動し始めるのかどうかは、執筆時点（2021 年 3 月）ではまだわからない。なお、Case D においては、現金給付ではなく、シェルターや食事などの無料での利用も可能となっていることを付記しておく。Case C、Case D とも振幅が小さいのは、それほど制度利用のないことを示している。

では以下で、この図式に基づいて、現場の状況をいくつか紹介する。なお事例は 2020 年 11 月から 2021 年 3 月にかけて行った拡大入り口調査と社員寮調査によるものと、雑誌「貧困研究」25 号、2020 年 12 月、「座談会：生活困窮者支援の現場から」（司会：岩永理恵、垣田裕介）での座談会（2020 年 8 月実施）より抜き出したものと合わせている。座談会では仮名措置はされておられないが、調査のほうにあわせて、すべて仮名化している。座談会をみていただければ、具体の都市名は判明する。また相談件数の増大に関しては多くの情報を数値とともにいただいたが、動きは大変流動的である。ここでは各 Case を構成する人の実像に迫るため、代表的なものとして、近畿地方のある指定都市の各区別の動向や、若干の比較が可能な事例のみで示しておくにとどめておく。

3. 生活困窮の自立相談窓口ヒアリングより

まず、数字の確認を行っておきたい。確定値ではないが、表 5-1 はある指定都市の区別の新規相談件数の推移、表 5-2 は同じく、住居確保給付金決定数の推移をみたものである。新規相談件数については、2019 年度比で半年分を 1 年分に換算して、2.7 倍となっている。太字は都心区を現わしているが、両極に分かれている。明確な地域差は指摘しにくいところがあるが、前年比の 5 倍前後に達している区もある。推移的には、下の計の欄から見ると、4 月がいきなりピークで、5 月、そして 6 月となり、7 月から 9 月までは比較的落ち着いている。

表 5-1 ある指定都市の区別の
新規相談件数の推移

区名	2019 年度	2020年度							人口千人 当たり
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
P	557	5.2	3.3	2.7	1.8	6.4	5.4	4.1	12.72
J	300	6.2	9.7	11.4	0.9	0.4	0.6	4.9	10.38
M	593	6.6	6.6	4.7	2.4	2.4	1.8	4.1	7.00
G	344	5.9	5.7	3.3	1.3	1.2	1.3	3.1	6.66
I	172	7.6	8.1	8.4	2.9	2.4	2.0	5.2	5.65
F	289	7.1	3.6	3.2	3.4	2.6	2.4	3.7	5.20
X	794	4.6	1.5	0.6	0.6	0.5	0.7	1.4	5.30
W	646	4.7	5.7	4.9	0.8	0.8	1.0	3.0	4.94
B	302	7.4	4.5	3.8	1.5	1.8	1.1	3.3	4.77
U	387	5.4	5.9	5.4	1.3	1.1	1.4	3.4	4.33
H	280	3.0	3.2	2.7	1.1	1.3	1.1	2.1	4.48
Q	461	5.2	4.7	2.8	1.2	2.4	2.0	3.0	4.10
S	228	6.8	7.1	3.6	1.7	1.5	1.4	3.7	3.78
T	267	8.0	5.5	2.1	1.5	0.8	1.4	3.2	3.56
D	245	3.9	3.5	1.9	0.4	0.7	1.1	1.9	3.53
V	369	3.4	3.2	2.4	1.2	1.3	1.4	2.2	3.03
K	341	4.9	1.8	1.2	1.0	0.7	0.7	1.7	2.99
O	510	3.2	1.8	1.0	0.7	0.7	0.8	1.3	2.70
E	260	7.2	1.1	1.2	1.2	1.0	1.3	2.2	2.67
N	258	6.6	1.3	0.6	0.6	0.5	0.8	1.7	2.64
L	504	4.5	1.0	1.0	1.0	0.8	0.7	1.5	2.06
R	247	3.2	1.8	1.1	1.1	1.1	1.1	1.6	1.69
C	226	2.9	0.9	0.7	0.4	0.4	0.8	1.0	1.48
A	276	3.8	0.5	0.5	0.7	0.7	1.1	1.2	1.25
計	8,856	5.2	3.7	2.8	1.2	1.5	1.5	2.7	4.29

この上の数値は、2019年度の月あたりの新規相談件数に対する2020年当該年の件数倍率である。1.5倍から5.2倍となっていることがわかる。半年全体で2.7倍となっている。

2020年12月末日
準民基本
台帳人口
当たり

表 5-2 ある指定都市の区別の
住居確保給付金の決定数の推移

区名	2019 年度	2020年度							人口千人 当たり
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
J	0	1	13	236	276	73	53	652	9.30
E	0	1	146	225	86	25	48	531	5.02
F	10	5	29	68	77	71	49	299	2.90
X	3	0	77	105	59	15	28	284	2.69
O	2	1	70	125	90	23	28	337	2.65
D	5	0	11	80	56	8	10	165	2.50
A	0	0	24	186	62	34	19	325	2.44
M	9	6	94	159	82	27	36	404	2.34
I	0	3	9	62	56	36	18	184	2.31
N	3	5	39	71	50	14	7	186	2.20
L	7	5	41	164	117	39	20	386	2.14
W	3	0	74	168	73	27	28	370	1.90
U	2	0	23	47	125	50	40	285	1.86
K	4	0	58	61	19	23	6	167	1.71
B	0	0	12	52	67	15	8	154	1.46
G	2	11	29	53	20	1	2	116	1.44
C	0	1	19	50	20	15	5	110	1.41
P	1	0	10	35	41	10	7	103	1.14
V	0	1	7	44	58	23	15	148	1.12
H	1	0	8	46	9	3	5	71	1.11
T	1	1	60	30	20	10	3	124	1.03
Q	3	0	36	72	19	14	4	145	0.85
R	1	3	32	26	8	8	15	92	0.81
S	1	1	19	42	13	7	1	83	0.75
計	58	45	940	2,207	1,503	571	455	5,721	2.09
増加倍率		9.3	194.5	456.6	311.0	118.1	94.1	197.3	

この上の数値は、2019年度の件数に対する2020年度各月の件数の比で、9.3倍から456.6倍までに達している。年全体では197.3倍にまでなっている。

2020年12月末日
準民基本
台帳人口
当たり

一方、表5-2の住居確保給付金の決定数を見ると、前年からの増加が激しく、計の欄の

増加比率を見る。これは前年の2019年度の1ヶ月あたりの値との比較となっているが、全体として千倍を超えている。太字の都心区は総じて上位に来ており、飲食、サービス業の失職者で住居を失う危険性の高い層が殺到したことがうかがえる。時期別では6月がピークとなり、7月、5月の順で、8月、9月は若干落ち着いてきた。

では以下で個別にヒアリング結果をみていく。

1) Case A、Case B（外国人を除く）を中心に

① 近畿地方の指定都市内のある区の自立相談窓口（区社協が受託）

一時生活支援は別ルートで捌かれて、また自立相談窓口を少数に集約するのではなく各区で開いている市の一つの区である。各種貸付金、給付金申請・相談に訪れる人が激増した。これまでだと、「相談に訪れることがなかった層」の人たちである。特に目につくのが、一般の世帯や、飲食業、服飾の自営業の人たちで、自営業者に関しては、コロナがきっかけとなっただけで、元々経営が厳しいところだったのではないかと推察される。コロナ禍で「家庭内の問題」というのが取り沙汰されたが、離婚にまつわる相談や家計に関する相談も寄せられた。外国人に関しては後掲する。

② 九州地方の小都市の生活困窮者自立相談窓口（NPO 受託）

ホームレス支援の老舗が、その本部所在地の隣接都市で、生活困窮者自立支援事業を 5 事業すべて受託している。そのためにニーズの掘り起こしができており活動実績ももともと高いところである。数値については比較が可能なのであげておくと、2019 年度ひと月あたり平均の新規の相談者 13 件であり、厚労省の目安値の倍であったことに活動度の高さがうかがえる。コロナ以降の相談者の推移について、今年度 4 ～8 月の 5 ヶ月間で 158 件の新規の相談でひと月平均で 31 件の相談となっている。昨年度比の 2.3 倍、目安値の 4.5 倍になり、うちコロナ関連の相談は 108 件であった。住居確保給付金では昨年度まで件しか決定者がなかったのが、今年度、コロナ以降は 11 人が申請して 8 人が決定になっている。

コロナ関連の相談 108 件について、年齢も様々、世帯の人数も、单身の方はどちらかというと少ないという印象。無職の方もいれば、自営業、タクシーの運転手、飲食店勤務、知人の紹介で事務や伝票処理の仕事など。相談者の借金がある割合が 70%、税金や家賃の滞納がある割合が 49%いるということで、コロナ前から生活も厳しい状態にあったということが窺え、図式では Case C にも相当する事例があると思われる。自営業の方の相談が非常に多く、支援者も慣れていないので非常に苦勞をしている。

③ 中部地方の中核市（市社協受託）

就労機会が豊富な地にある窓口で、社協が受託している事例である。相談件数が過半数となる外国人のことは後掲するが、日本人相談者は単身の男性が圧倒的。50～60 代が多いが、比較的若い世代からの相談も増加した。自動車工業で有名な地であり全国から「本市に行けば仕事がある」というイメージを持った人が集まってくる。

④ 首都圏のある指定都市の自立相談窓口（企業組合が受託）

指定都市で一か所で集中的に相談業務や、ほかの生活困窮に関わる支援事業を扱っており、活動度の高い団体が受託している。一時生活支援に限っては尋ねていないが、別項に記す外国人への対応も含め、さまざまな困窮に対する SOS に対応している。Case B として、自営業の相談者も激増し、特に、飲食業、タクシー運転手、音楽・芸能関係、エステティシャン、スポーツ関係の方と関わる機会が多かったというところに特徴を有している。

⑤ 北海道のある都市の自立相談窓口（社協が受託）

8 年ほど前より、本州や他地域から、2 社の寮付き派遣会社を通じて来稚・就労する流れができた。コロナの影響を受け、派遣会社を通じて就労している人も一定数いると推測される。来稚後、何らかのトラブルがあり、相談に訪れる事例が散見され、これらの人々は本州や前住地への帰還、札幌での自立・生活再建を希望する者が多く、支援の上での課題であり、本市を支える産業を派遣労働者が担っている事は確かであり、派遣会社、労働者、自治体の関係性を見直してゆく必要がある。

⑥ 23 区を構成するある区社協

生活困窮の自立相談窓口は別途設置され、貸付などを担当する区社協の本来業務に関する事例である。Case A など多い特徴を有する。

職種は本当に様々で、個人事業、自分でご商売を営まれている層への影響が大きい。サービス業従事者、タクシーの運転手、飲食、ホテルのベッドメイクとか、そういったサービス業の層に今回思いっきり影響がきている。個別の事例では、本来は雇用契約でないといけないはずの人が業務委託契約を結ばされて社会保険もない事例、年金が少なく、シルバー人材センターの数万円のお仕事をセットにしてなんとか食いつないでいたという高齢者が、感染のリスクが高いからということでお仕事を失って生活が困窮してしまっている事例などがある。

他に芸能関係、アーティスト、ミュージシャン、演芸関係の方などが最初の波で、情報を取りに行く力のある層が最初に来ていた。緊急事態宣言が出てちょっと経ったあとぐらいからは、会社員で休業補償によって 6 割は出るが残りの 4 割どうしたらよいのか、ダブルワークで夜の飲食業のほうがなくなった層とか。あとは、風俗関係の女性に関して、支援団体が丁寧な周知をした結果、つながってきたという事例もある。外国人は後掲するが、全体的に単身世帯のほうの割合が多い。

2) 外国人 (Case B) について

① 近畿地方の指定都市内のある区の自立相談窓口 (区社協が受託)

再掲となるが、調理師専門学校の留学生や学生の相談も多く、特に留学生はドラッグストアや飲食業でのアルバイトがなくなり、留学生が唯一利用可能な金銭的援助としての緊急小口資金特例貸付の利用が急増した。就労ビザを有する出稼ぎも含めた外国人に関しては、就労できる職種に制限がある為、就労支援の際の障壁となっていること。ベトナム人等は日本語・英語を話せない人も多く、対応に苦慮した。外国人については、近隣の都心諸区で対応に追われている (表 5-1 参照)。

② 中部地方の中核市 (市社協受託)

再掲となるが、生活困窮窓口においてコロナ禍で顕在化したのが、市内に多く暮らす外国人労働者の相談の増加を契機にしていた。自動車関連会社で働く、ブラジル系住民からの相談や、ベトナム人も増加している。言語対応や、家計指導等に多くの課題を抱えているが、特にブラジル系の相談者で問題となるのが、祖国の家族への「仕送り」である。

特に 5~6 月で外国人の相談が増加した。出稼ぎ・実習生ではフィリピンやベトナムが多く、本人が直接相談窓口を訪れることが多い。ただし、日本語・英語ともに話せないことも多く、支援の壁となっている。外国人は外国人コミュニティ内での相互扶助によって、ギリギリのところで生活をしている。絆創膏の上から絆創膏を貼るような状況で、いつ困窮者が溢れ出してしまってもおかしくないところまで来ている。

職業斡旋も行っているが、自動車関連の会社で高給をもらっていた関係で、収入水準の低いところへの就労に難色を示す人も少なくない。求人状況では、期間工が 6 か月契約、その他派遣業でも通常半年~1 年契約のところ、1~2 か月契約と、短期化している。求職者が増加している一

方で、派遣側も労働者を選択できる状況にあり、年齢や言語能力による選別が行われている。就労の繋ぎ先は社協で7～8社あり、声掛けをしてくれるところと、社協から働きかけが必要などところがある。Case B の事例が多いと思われる。

③ 首都圏のある指定都市の自立相談窓口

再掲であるが、手続きに不慣れな方やその他生活課題の多い方に対面申請が優先されたが、そこで気づいたのは、外国籍の相談者の大幅な増加であった。土地柄、中国、韓国、フィリピンにルーツのある方は以前から多かったが、今年は、ベトナム、ブラジル、インド、ネパール、バングラデシュ……、南米や東南アジアの方が多くなった。様々な言語が飛び交い、通訳が用意できないときはお互いに身振り手振りを交えた関わりで、「生活を立て直したいけど、いろんな制度の書類の書き方がわからない」という相談が多く見られた。とにかく状況としては非常に深刻である。外国籍で永住権がない場合には生活保護制度が利用できないので、生活困窮者支援が最後のセーフティネットになるかもしれない。

④ 23 区を構成するある区社協

再掲であるが、特筆すべきは、小口の約 1450 件のうち、外国人の申請が約 400 件で、もう 3 分の 1 近くが実は外国人の世帯であった。日本人は結構裕福な方が住んでいる率が高いという土地柄だが、外国人はワンルームの 8 万円のアパートに 3 人でルームシェアして住んでいるみたいなケースが多く、実は住んでいる人が多いことがこのコロナによってつかめた。外国人は、国ごとのコミュニティに情報が入ってから、6 月の終わりから 7 月ぐらいにかけて相談・申請の波がきた感じであった。利用者の年代は、最近では、外国人の留学生が、お金がなくなって借りに来るというのが増えたことに伴って、20 代以下のところが増えている。国籍別では、ミャンマーがネパールより多く、技能実習生の社員寮が本区にあり、そこに 100 人以上住み、1 週間で数十名が予約なしで申請に来て窓口対応が大変だったこともある。在留資格は留学が多く、大学ではなくて専門学校や日本語学校が多く、本国への送金するためのアルバイトというケースが多く、アルバイトがなくなったことによる SOS であった。

4. 生活困窮の一時生活支援窓口と民間支援団体窓口の事例

この節では、ホームレス支援の系譜をひく一時生活支援の窓口、および民間のホームレス支援団体からのヒアリングを紹介する。「基底のセーフティネット」の働きを確認するところとなる。

1) Case C、Case D の場合

① 近畿地方の指定都市の一時生活支援事業管轄部署（社会福祉法人や NPO が受託）

一時生活支援の短期のシェルターでは、2019 年度で一日平均 88 人が 2020 年度で 58 人に減少している。路上生活者の減少や往還利用者の高齢化による保護施設入所や居宅保護、亡くなったり、という要因が考えられる。アウトリーチでの市内での新規面談数は、2020 年の 4 月から 6 月頃の第 1 次緊急事態宣言の時に少し増え、コロナの影響で離職し野宿になったケースが一例

あったが、それ以降は前年とあまり変化がない。

一泊シェルターの新型コロナウイルス感染防止対策については、2020 年 4 月から、生活保護受給中の方や住まいのある方の利用を断り、入所許可証を導入し、シェルター内の密集を緩和している。また利用ベッドも 1 か月単位で固定化して誰が利用しているかを把握することで、濃厚接触者の特定をできるようにした。その他検温や消毒を実施、発熱があれば、医療機関への診察に誘導。高性能な空気洗浄機設置や、2 段ベッドへの仕切りに医療用カーテンの設置をおこなった。利用者のソーシャルディスタンスを確保するため、2 段ベッドを 1 人で使えるようするため、簡易宿所 35 室を確保し、70 歳以上の利用者に利用してらい、シェルター利用者を減らしている。なお、利用者数については、越年対策利用者の継続利用も含め、簡易宿所利用者を除いて毎日 200 人前後となっており、コロナ禍の影響で増えているという状況ではない。

② 近畿地方の指定都市内のある区の自立相談窓口（区社協が受託）

再掲であり、自立相談窓口であるが、実質的に就労支援という枠で、不安定居住層に社員寮を紹介、つないでいくという支援をおこなっていたので、ここでもとりあげる。この Case C、Case D の両ケースについて、「どこに行った？」というくらい不安定居住状態の人たちが相談に来なくなった。以前ではホームレス的な状況がうかがえる相談者が多く、また直ちに家と金がという駆け込み層に派遣の社員寮を紹介したり、シェルターにつなぐ紹介もしていたが、そういう人がまったく来なくなった。

③ 中部地方の中核市の一時生活支援窓口（直営）

一時生活支援を直営で行っている。近くにシェルターがあり、今までは、その多くの相談者に関して、シェルターを挟むか直ちにという形で派遣の社員寮につないでいた。コロナ禍をはさんで、一部の派遣寮からの追い出しで来られた事例があった。派遣会社によって役所への取り次ぎ方は様々であり、役所の前に捨て置かれるケースもあった。また、例年と比べ、比較的若い世代の相談者が多い。昨年から、40 代の相談者が多くなっている。製造業の工場労働者の年齢的制約として、「40 歳」という壁があり、これは各地で散見される。

④ 北海道地方の指定都市の一時生活支援窓口（NPO 受託）

この窓口は、一時生活支援に特化しており、基本的には不安定居住やホームレス状態にある層、Case D を中心とした対応窓口である。自立相談窓口は別機関、別場所で行われているが、それとのアクセスの間違いがみられた。コロナ禍の影響では、前年度の 1 週間あたりの相談件数が 10.9 件で、今年度はピークの 6 月初旬で 31 件、8 月時点で 4 件と今では落ち着いている状況である。

相談の内容としては、必ずしも住居がなくなってしまった人の相談ではなく、住居確保給付金、社協の貸付、あるいは全般的に生活に困っててというような相談がかなり含まれ、本機関では住居確保給付金の受付はやっていないため、間違い電話に近いものも多かった。当該の窓口の電話が繋がらないので、こちらに回ってきた可能性もある。

「コロナ」という言葉を含む相談の件数のうち住居喪失を伴った相談は 4 月にピークとなったが、緊急事態宣言があって住み込みの派遣労働者の人がその住居から追い出されてしまったとか、

稼ぎがなくなったので居候先を追い出されてしまったとか。あとは、ちょうど転職するときで、新しい会社に内定をもらって、もともと勤めたところを辞めてホテルに泊まっていたら、緊急事態宣言になって内定を取り消されて次の行き場もなくなってしまったとか。そういうもともと住居が不安定だった人たちが緊急事態宣言のあおりを受けて相談に来るというのが4月であった。

2) 民間の独自資金による支援窓口

① 首都圏の無料低額宿泊所運営団体（NPO）

全国最大規模の無料低額宿泊所を運営する本団体では相談コーナーを有している。基本的には、その多くはCase Dに相当し、生活保護につながるケースが大部分である。相談自体は4月～5月に急増、昨年比6倍のこともあった。今のところ年末までの推移から昨年度の倍の月平均40件程度になる見通しである。

コロナシェルターのスペースを設ける構想もある。利用希望者に対して体調不良、発熱があると、医療機関への繋ぎで支援が終わることもあったので、それを去るため。アパートタイプの数部屋や、閉鎖予定施設をコロナ対応で、応急措置として運用したりするなどして、試行錯誤している。行政からの依頼、ではなく独自の対応であった。

② 近畿地方の無料低額宿泊所運営団体（NPO）

関西地方では最大手の無料低額宿泊所である本団体は、利用者は宿泊所利用において生活保護で受けることが多い。生活困窮も少し利用はある。ベースはCase Dとなる。コロナ単体で、という事例はアパートの方では見られたが、施設の方では、やはり、コロナ単体が要因、という方は少なく、いくつかの要因が重なり合って、最後の引き金がコロナだった、というパターンである。Case Cのような事例である。入り口の状況等を見ても、あまり変化は無く、あくまで隙間隙間の人が行きつく先となっている。住居確保、貸付は増えた一方で、生活困窮は顕著に増加、ということはないと聞いている。アウトリーチ活動を通して、ホームレスは減ったとのことである。人が出歩かないと、缶収集ひとつとっても、難しくなっているようである。

5. 社員寮による「就労による包摂」の実状とコロナ禍の影響

今まではいわゆる「福祉による包摂」機能がコロナ禍においてどう働いたかを、少ない事例であるが紹介してきた。この包摂の現場で、家付き就労ところで、支援現場と社員寮運営組織とのつながりが結構あることがわかり、支援現場からの紹介でいくつかのヒアリングを昨年の2019年度から始めている。これは当初は「経済包摂」と呼んでいたが、ここでは「就労による包摂」と名付けることにした。この「福祉による包摂」とのつながりは往還的であり、SOSを受けた支援現場が社員寮を紹介すると同時に、その当該の利用者、あるいは社員寮にて仕事 gaussian 続かなかったケースを、支援現場が引き取るという関係が結ばれつつある。また社員寮運営組織自体、先進的なところを訪問していることもあるが、日常生活サポートも含む形で、支援の必要性というのを多かれ少なかれ意識していることがわかった。

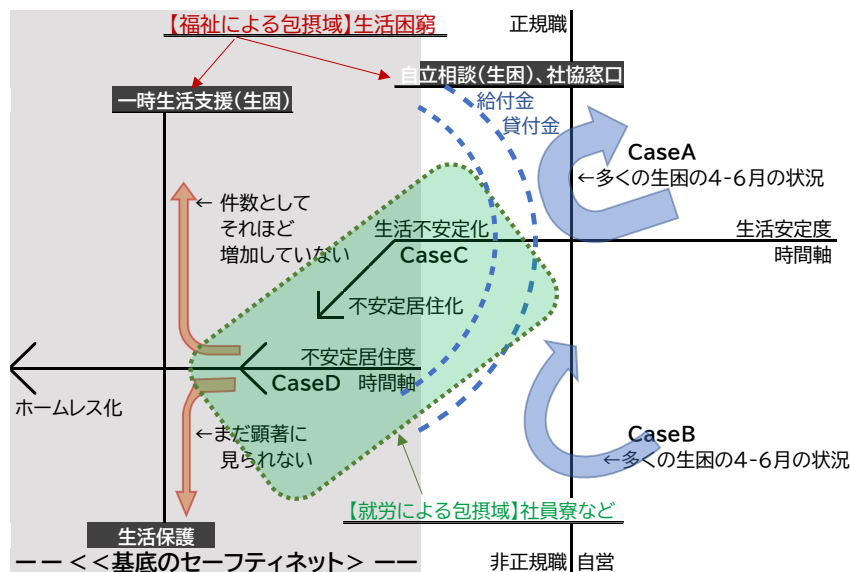


図 5-3 「就労による包摂」と「福祉による包摂」の付置

昨年度の調査では、約半数のアンケート回答者がこの社員寮を利用している居住状況を、不安定とは見なしていないと答え、逆に言えば半数が不安定だとみなしているということも判明した。従ってこの不安定居住層を、図 5-1 において Case D および Case C とし、安定居住層を Case A、Case B とみなすことができると考え、図 5-3 のような、「就労による包摂」の領域を新たに設定することにした。

この包摂の役割は、それぞれの組織の経済原理であくまで動いているものであり、政策的に促進したり介入できる筋合いのものではない。ただ公的資金を投下せずに包摂の原理が就労を通じて果たされていることの重要性を指摘したい。同時に二つの包摂領域の往還は必至であり、実際よく起こっており、この間の連携をスムーズに進めていく環境づくりが求められよう。今回はコロナ禍の影響のみをとりあげている。詳しくは別稿を用意している。

① 近畿地方で社員寮付きの人材派遣を行う組織（株式会社）

地域の名士がはじめられた経緯があり、今では近畿地方で手広く人材派遣を行っている株式会社である。

コロナ禍で、仕事が激減した影響を受け、同じように困窮者受け入れの動きを見せていた同業他社も影響を受けた。開発・建設、同業他社、大手取引先の一時停止で解雇、受け皿が無くなっていった。相談の連絡が減ったことから、そのような状況の中で、役所はダイレクトに保護にまわっていったのではないかと感じている。

5～7 月は仕事がなく、受け入れができなかった。8 月以降、戻りをみせ、役所にも受け入れ可能とお知らせはした。年末年始の手当切れ（延長になったが）の時期になって、人が労働市場に戻ってくるか、そのまま生活保護に流れるか、というところである。リーマンショック時に比べて、手厚い補助手当、情報が行き届いており、3～5 月のような状況は長期化しなかった。状況の割に相談が少なく、行政やハローワークへの相談からスムーズな保護への移行や手当への繋ぎができるようになり、以前に比べて失業者・求職者がフットワーク軽く動く、というような状況

にはなっていない、とも感じている。「あわよくば保護」という層が存在するののもまた事実であろう、とのことであった。

住まいの面では、家賃補助、住居移動手当のようなものが社協窓口で利用できるという話で、以前に比べて、容易に住居が確保でき、生活保護申請もできるところもある。手当をもらえてしまうと、働こうとは思えなくなってしまうということも課題である。

② 主に首都圏、中部地方で社員寮付きの人材派遣を行う組織（株式会社）

インドアスポーツを主力とする会社でありつつ、人材派遣も全国的に手掛け、特に首都圏と中部地方では、セルフサポートチームを立ち上げ、生活困窮層の支援を行っている。

2020 年のゴールデンウィーク以降、仕事が減った一方で、求職者は増加した。瓶などの需要が減った首都圏某市にあるガラス瓶工場の請負が代表的である。一方で、スマートフォン部品関連工場で人手が必要になったりした。首都圏の倉庫・物流関連の仕事を社内プロジェクトの一つの柱に設定し、2020 年 10 月から始まっている。ピッキング等、誰が来ても 1 日でできるような仕事を多く取りたい、という方針であるが、いわゆる 3K 労働が多く、求めている仕事には辿り着けていない。

受け入れている人は、圧倒的に男性が多く、最近は若い人、20 代も多い。スマートフォンの求人情報から直接連絡、下記職業紹介組織からの紹介、または首都圏各所の役所からの紹介が主なルートである。うち、役所から紹介される方は生活保護一步手前、という方が多いという印象がある。また、家はあるが仕事が無い、という方には、現状、通勤・通いの仕事が少ないために、仕事の紹介はできても就労に繋がりにくい、という問題もある。

③ 首都圏にて不安定居住層の有料職業紹介を行う組織（株式会社）

不安定居住層を中心に職業紹介を行っており、紹介先は寮付きの会社に限定している。時々、飯場への紹介もする。紹介料で収入を得る関係にある 10 社ほどと「血が通った」状態の関係を保ち、複数名を送ることで、「就職先でのスタッフ同士の繋がりづくり」も実現している。借金関連や障害、寮生活が難しい方については首都圏の各自治体窓口への取り次ぎ・案内を行っている。

インターネット広告、Web ページを通じての相談が全国から寄せられる。基本的に本人からの相談となるが、同居人や支援団体からの相談もある。相談者とは SNS の DM 等を通じてやり取りをしたりもする。平均、月 200 件弱の相談を受ける。コロナ禍で、300 件前後に増加し、月平均 100 件ほど相談件数が増加した。また、家はあるが仕事が無い、家賃が払えない、というケースもあり、家だけの支援、「個室に固執する」事業や、家賃保証会社との業務提携という、現行の支援をバージョンアップすることを構想している。

④ 主に首都圏で社員寮付きの人材派遣を行う組織 1（株式会社）

関西圏を本拠にする老舗の人材派遣組織である。首都圏で別会社をたて事業展開中である。

3~4 月は仕事が減った。夏場の第 2 波では仕事は減らず、厳しかったのは 6 月まで。解雇とはならず、給料は減るが、待機、という形。どうしてもお金が足りない、となった場合、貸したりもしていた。通勤での仕事を求めている人が他社ではあったようだが、ここではあまりなかった。

したがって出入りもあまりなかった。10万円の給付金も、住民票を移している人だったら、個人で申請すれば、もらえた。

⑤ 主に近畿地方で社員寮付きの請負派遣を行う組織 2（株式会社）

上記の組織 1 ほどの歴史はないが、精力的に社員寮を展開し、人材派遣を行っている。コロナ禍で民間受注が減少したが、社会保険を必須化したことで、現場は減らずに済んでいる。ただ、4～6月は業界全体で仕事が少なく、7月の海の日後くらいから始まる。少し厳しかった程度。行政からの繋ぎはあるが、コロナで保障があるのでそこまで増加はしていない。コロナの休業補償、給付金も受け取った人はいる。若い人で、家との関係性が悪く、もらえない、もらいにくい場合もやはりあるとのことであった。

ただ、今後も資格なし、社会保険未加入、という人が民間の現場に流れて、そこが受け皿になっていく一方で、仕事は少ない為、社会保険加入して、溜まったもの払って、仕事をする、という人も多くなっていくのではないかと見込んでいる。また、大手ゼネコンがこれまで取らなかったような小中規模の案件を取るようになった。デフレ、労働力・下請けの買い叩き、となってくると、やはり厳しくなる。依然として不安定層が多いところではあるが、その人たちは社会保険や、社会的手続きというものが、将来を考えるきっかけになりつつある。

⑥ 北海道、中部地方、沖縄にて社員寮付きの人材派遣を行う組織（株式会社）

北海道の一時生活支援利用者を中部地方で受け、研修を経たのち、沖縄にて空港の離着陸支援業務に携わる。いずれの社員寮やシェルターが付随している。コロナ禍となり国際線が飛ばず、欠航も多くなったため、打撃を受けた。中部地方での研修も一時停止し、その研修施設も一時閉鎖した。現在、空港ではサーモグラフィー、手荷物検査場、機内清掃に人材を送っている。他の空港での研修にも参加している。また、離島から買い物支援業務を開始予定。増加傾向にある自殺者へのアウトリーチの手段として占いの活用、沖縄に新しい拠点を作ることも検討している。

⑦ 首都圏で社員寮や無料低額宿泊所を使って人材派遣を行う組織（NP0）

もともとは無料低額宿泊所を中心に運営されつつ創業者の意向で、就労のための通勤寮的な仕組みを創出し、新たに社員寮を設け請負派遣的に事業を展開している。

コロナ禍で、イベント警備の大きな案件が春と秋の2件あるが、春のものが中止となってしまったが、売り上げだけを見ると昨年を超えている。2020年8月頃より、上記の有料職業紹介会社との提携がスタートし、30名ほどが紹介から就労した。一方で定着率は良いとは言えないような状況である。コロナがどこかで発生すると、人・仕事のやりくりをしなければならず、その点では少し不安がある。また、高齢層のカラオケ清掃の職が、時間短縮によって、深夜の枠が無くなった。日中～夕方は学生等のアルバイトが入っており、押し出された形となっている。

6. 小括

執筆の2021年3月段階で、コロナ禍の終息の兆しは全く見えていない。給付や貸付の延長が

打たれる中、この措置が切れたときに生活保護に殺到するという事態は今のところ避けられている。あるいは先延ばしとなっているのかもしれない。ある意味で近年整備された生活困窮の自立支援システムと、既存の社協による給付や貸付制度が、緊急時対応できたとみなすこともできる。

我々は図 5-1 や図 5-3 で示した左側の「基底のセーフティネット」にずっと着目してきたが、総じてこのセーフティネットに甚大な影響が今のところみられないことが今回のヒアリングの範囲において明らかとなった。生活保護への影響もまだ見られていない。また社員寮が果たす「就労による包摂」領域においても、これもヒアリングだけの結果であるが、大きな影響を蒙っていないこともわかった。対照的に右側の領域において、生活困窮者自立支援のシステム、あるいは社協の貸付や給付のシステムはフル回転した。多くの緊急措置において、垣根は取り払われ、制度へのアクセスの閾値は大幅に緩和された形になっている。これをニューノーマルの導入なのか、一時的措置なのか、先は読めない。公的支出とのバランスも平常時にもどれば必ずや議論されるであろう。

ヒアリングからうかがえるように、見えなかった困窮へのトラップはいくつか可視化され、困窮と無縁であったここである Case A や、ある程度安定していた Case B の層が、福祉による包摂領域になだれ込んで来た。そのまま回復すれば別であるが、コロナ禍の影響が長引くことにより、多くのアフターケアの生じる可能性もある。また基底のセーフティネットの領域でカバーしなければいけないような事態も想定しておく必要がある。

アカデミズムとしては、まずは現状の数値に基づく観察でもって近い将来のセーフティネット在り方を予見する必要があると思われるし、ぶれのない財政的にも合意にとれる施策形成に資するいわゆる EBPM 的アプローチを常に意識しておく必要がある。また「就労による包摂」の役割は、公的支出の膨張をみるにつけ、ますます重要になってくるとと思われる。直接介入ではない、経済論理による包摂機能を、福祉の包摂との連携をたえず意識しながら、育成していく必要がある。

資料編（社員寮関連ヒアリング）

社員寮をもつ事業所等へのヒアリングの記録である。

一部ヒアリング先への配慮から社名、地域名をアルファベット表記に置き換えている。

1) 株式会社・有限会社ハンドクラブ

株式会社ハンドクラブは、京都府京丹波町に本社・拠点を置き、人材派遣事業、物販事業、気球イベント事業を手掛ける企業である。ハンドクラブグループの中核を担う。企業理念に、働くことに対して後ろ向きになってしまった方の支援や、京丹波町への貢献、メセナがある。一般の求人も行っている。

就業場所は京都市内・京都北部を中心に、兵庫県・滋賀県・三重県・石川県などがある²。

・ 支援の概要

入口・アウトリーチ

大阪府広域、京都府、兵庫県の中北部の自治体の窓口に入材受け入れの営業を行い、受け入れを行っている。京都府下の自治体からの受け入れは少ないが、大阪府下の自治体からの受け入れが多い。また、兵庫県中北部の自治体からは比較的高齢の方の受け入れも行っている。

地元の方であれば通勤の仕事も紹介しているが、住まいが無い、または何らかの理由で住まいに問題がある場合には、会社で借り上げた賃貸アパート（社員寮）から通勤できるようにしている。

もともと職業紹介をはじめた当初、求人広告費を削減する為に、以前は西成の公園まで直接出向き、労働者の受け入れも行っていた。現在では家庭裁判所や保護観察所、刑務所から刑余者³を受け入れていた流れが依然としてあるほか、DV 被害者など、女性シェルターからの受け入れも行っている。原則、支援機関と連携、受け入れの際は、直接窓口まで迎えに行く。

自立相談支援

上記のように様々な課題を抱えた方を採用しており、支援内容も多岐にわたる。一番の壁は朝起きることであり、支援管理スタッフが、朝起こしに行く、モーニングコールをするということが常態化している。ただ、支援管理スタッフの負担軽減のため電話をワン切りで本人からかけなおしてもらうという方式を採用している。二番目の壁として人間関係の構築があげられていた。

² ハンドクラブグループ HP より (<http://www.handclap365.com/>)

³ 強姦・放火は断っている。

居住支援

まず、自治体から受け入れをすると、会社近くの待機寮に入寮する。その後、定着すると、会社が契約をした賃貸アパート（社員寮）に移り、そこから通勤をする形となる。

待機寮は同時に 5 人ほどを収容可能な一軒家のシェアハウス型となる。定着後の賃貸アパートは、派遣先近くのワンルーム型を借り上げる。風呂や食事は自炊となる等、自立した生活を送るという点でハードルが上がるが、好きな時間に好きなことをできる自由度が確保されている。

利用料は基本の家賃に、備え付けの家電等利用料、水道光熱費としての 5000 円を加えた額を給与から天引きする形で納める。派遣先は、人手が不足している半農村地帯にある中小企業の中～大規模の工場が多く、家賃は低く抑えられている。

就労・就労準備支援

派遣先は、人手が不足している半農村地帯にある中小企業の中～大規模の工場を狙って営業しており、最終的には直接雇用してもらうことを狙う。しかしながら、直接雇用に繋がるのは全体の 5% 程、という感覚で、まずは就労継続に重点をおいた支援を行っている。様々な派遣先を紹介できるため、極端に仕事を選び好みすることがない限りは、仕事を紹介できる。

家計相談・金銭管理・債務整理支援

給料を前借する人が非常に多く、その原因はパチンコや飲酒である。月給は 20 万円程となるが、家賃等と前借り分を天引きすると、最終的な手取りは 11 万～12 万円という方が多い。以前は 1 日働いたら 5000 円を渡していたが（前借）、今は現場で認めてもらうまでは 1 日あたり 2000 円としている。

社会保険完備としているが、ほとんどの方は前職の関係で保険料を滞納しており、就労してすぐに差し押さえの連絡が来る。その場合は、給与から月 5～6 万を差し押さえ、天引きする形で納めていく。

出口・アフターケア

全体の受け入れ人数を 100 とした際、直接雇用や自立は 10%、そのうち直接雇用となる人は 5% 程度となる。残りの 90% は停滞、数か月～数年で退職する。半年以内の離職率は 20～30% で、他の派遣事業所と比較すると定着率は高いほうである。

「辞め方」は大事にしている。派遣先の仕事場をやめるのか、ハンドクラップという会社ごと辞めるのかという選択がありうる。さらに、働く気があるのか、働く気がないのか、という事を聞き、「働く気が無い」という人間に対してはドライに対応する。自社で福祉的就労を提供するという考えは無く、精神疾患や体調不良の為退職する方であれば、もともとの紹介元（行政等）で入社した方は、は行政に繋ぐことになる。

⑧ ターゲット層

生活困窮者、住宅困窮者、就労困難者、引きこもり、家庭裁判所や保護観察所、刑務所からの刑余者、高齢者など。20 代は少なく、30～50 代が多い。

⑨ コロナ禍での状況の変化

5～7月は仕事がなく、受け入れができなかった。8月以降は仕事が戻ってきたが、自治体窓口では、それほど求職者が来ておらず、雇用のミスマッチが起きている。今後、年末年始あたりに行政の支援のお金などがきれる時期がくると、人が労働市場に戻ってくるか、そのまま保護に流れるかいずれかになり、状況次第で困窮者や支援の現場の状況は大きく変わる可能性がある。

今回のコロナ禍で、派遣業界も、リーマンショック後のようなドラスティックな派遣切りを行ったりすることは減り、以前よりスムーズに支援が受けられるようにはなっている。リーマンショック時に比べて、手厚い補助手当、情報が行き届くようになっており、3～5月のような状況は長期化しなかった。また実際の相談は少なく、行政やハローワークへの相談からスムーズな保護への移行や手当への繋がりができるようになり、以前に比べて失業者・求職者がフットワーク軽く動く、というような状況にはなっていない可能性もあるとのこと。

住まいの面では、近隣同業他社の話によると、家賃補助、住居移動手当のようなもの、生活保護の住宅扶助が社協窓口で案内されるという話がある。以前に比べて、容易に住居が確保でき、生活保護申請もできるようになっている傾向があり、手当をもらえてしまうと、働こうとは思えなくなってしまうというところが課題。

2) 株式会社スカイネット沖縄・スカイネット名古屋 技術教育研修センター

札幌に本社を置き、ワールドスカイグループとして様々な事業を手掛ける。グループのテーマは「自立のサポート」である⁴。2014年に派遣事業をスタートさせて以来、引きこもり・登校拒否・若年ホームレスなど生活困窮、或いはコミュニケーションの取り方で悩んでいる多くの方々を雇用し、自立のサポートを行ってきた。倉庫・物流業、製造業の他、2017年には、石垣島で観光産業の発展と地方活性化を狙った空港業務補助⁵、ホテルの客室清掃業務の受託を開始した。さらなる成長・事業拡大を目指して、様々な事業の展開に意欲を示している。

⑩ 支援の概要

入口・アウトリーチ

本部のある札幌、研修施設がある愛知県の児童養護施設や一時生活支援施設、行政の困窮者窓口、保護観察所などが主な入口となり、引きこもり、登校拒否、若年ホームレス、生活困窮者など様々な人々を受け入れている。

石垣島では現地採用を行っている他、農業生産法人株式会社耕せにつぼんとの連携し、引きこもり・ニート歴のある若者の受け入れも行っている。取締役が支援担当として、各地を飛び回りながら面接・面談を行っている。支援担当者は手品や占いといった社会心理を活用することが上手く、実際は支援担当が就労先などを決めているにもかかわらず、本人が自分で選んだかのように信じ込ませるテクニックを持つ。

さらに、2021年3月に「占術の館・六芒星」の設立が予定している、この事業では自殺志願者など、課題を抱えた方へのアウトリーチを如何にスムーズに行うかといった点を重視した取り組みである。

自立相談支援

自立の一步として、まず愛知県東海市の研修施設で18日間の住み込み研修⁶を行い、生活リズムを整えたり、仕事へ向かう姿勢、マナー等を身につけることとなる。元三菱重工の職人3名が講師を務める。研修後は支援担当者が就業先を振り分け、その後のアフターフォローや相談は各地に数人いる管理職スタッフや取締役が行う。愛知県最低賃金で約13万円程度の支給があり翌月からの支度金に使用できる。

⁴ 様々な事情で行き場を見失った若者が「自立」を目指し、夢と希望をもって次のステージに挑戦することをワールドグループは応援します。(HPより引用。)

⁵ 空港保安業務では、派遣業ができないため運営管理を受託する会社への出向という形態。

⁶ 現地採用の場合は、採用後即研修、という形にはならないが、必ず一度は研修に参加する。

居住支援

各地に社員寮を持つ。石垣島や宮古島では一軒家を借り上げ、シェアハウス、共同生活するタイプの社員寮が一般的である⁷。

就労・就労準備支援

前述の通り、東海市での2週間の研修が就労準備支援に相当する。

就業後、逃亡や仕事に出ることのできないような状態に陥った場合でも、支援担当者が直接相談・サポートを行い、仕事先の変更等を通じて再度就業に繋げている。派遣業の特徴の一つに様々な仕事を提供できる、というものがあるが、その利点を活かしていると云える。

石垣島や宮古島の空港業務では、空港保安警備業務資格取得者やマーシャリングに係る翼端監視業務に携わる者もいる。

家計相談・金銭管理・債務整理支援

支援担当者が債務整理のノウハウに詳しく、自治体からの税・社会保険料等の滞納への対応のほか、消費者金融での多重債務などは一本化のサポートなどを通常業務として行っている。

金銭管理は特に行っていないが、共同生活を中心とするなかで、スタッフ間のコミュニケーションによる解決が行われている。

出口・アフターケア

スカイネットの特徴として、スタッフが辞めない、驚異の定着率が挙げられる。一時的に失踪・逃亡というケースがあるが100%戻ってくる。わずか5年程の間にスタッフ数が44人から約480人まで増加し、約10倍に成長した。一方でこれが意味するところは、まだ出口はあまりない、ということでもある。

MRJ関連製造業への派遣実績や研修プログラム、空港関連業務を手掛ける経緯から、ソラシドエアに就職した前例がある

⑪ ターゲット層

引きこもり・登校拒否・若年ホームレスなど。生活困窮、或いはコミュニケーションの取り方で悩んでいる方々。若者が多い。

⑫ コロナ禍での状況の変化

空港業務は2020年春から夏にかけて、国際線・国内線の欠航により大打撃を受け、東海市の研修施設も一時閉鎖を余儀なくされた。一方で空港におけるサーモグラフィー業務が新たに加わっ

⁷ スタッフの増加に伴い、寮が不足している。また、石垣島内は都内並の家賃の為、物件探しには苦労をしているとのことである。

た。

仕事が減って大幅減収となっている状況ではあったが、事業規模が拡大しているなかで、雇用調整助成金が利用できず、しばらくは苦しい経営状態にあった。その他、石垣島の引きこもりの若者を北海道の月形町のトマト農家で就労させる計画や、占術の館・六芒星によるアウトリーチ、沖縄の離島の買い物支援事業等、コロナ禍においても新規事業に意欲的である。

3) 株式会社 T

東京に本社を置く企業で、人材サービスは、東北から九州まで全国展開している。関東圏のスポーツ事業が有名。他にも、保険代理業、不動産・ビル管理、警備業も手掛ける。

① 支援の概要

入口・アウトリーチ

主に、以下の3つの入口がある。インターネットの求人情報からの応募、自治体やNPOの困窮窓口からの相談・案内、株式会社 Relight・いえとしごとからの紹介である。

うち、いえとしごととの強い繋がりがあり、多くの方を受け入れている。平均1人/日で、多いときは4~5人/日ほどの紹介件数となる。いえとしごと経由で入社した方については比較的定着率が高い。

宿泊所・シェルターを持たない自治体、NPOからは重宝されている。

自立相談支援

2019年度の相談実績は1000件を超え、そのうち就業に結びついたのは2~3割である⁸。都内からの相談は非常に多い。

朝のモーニングコールも各営業所の担当が行っているが、全員にしているわけではない。企業としては全国展開しているが、困窮者を受け入れる「セルフサポート事業」は、仙台・福島・岩手、首都圏⁹と中部エリアのみの実施である。

いえとしごとを通じて紹介された方については、面接から採用、入社、赴任、就業までの進捗、入社後の状況、退社された場合は退社時期と退社理由を、いえとしごとの担当者に報告している。利用者本人と担当者との間ではSNS等でやり取りが続く。

居住支援

仕事は郊外の製造業が多いため、ワンルームの賃貸物件を借り上げる形の社員寮であり、分散型となる。寮は各営業所に紐づいている。2019年度までは空き部屋も保有していたが、社内の意向で、都度借り上げる形に変更となった。これにより、社員寮の賃貸借契約締結まではホテルを

⁸ 日雇い契約等で1日以上働いた人の数である。

⁹ 東京に営業所はなく、首都圏は、埼玉、神奈川、千葉の3県。

抑えて、そこから通勤する形が増えている。入寮までは日雇い契約となるので寮費は請求できず、宿泊料は会社負担となる。また、正式に雇用契約を結ぶまでの期間の寮費も請求できない為、場合によっては会社の負担は非常に大きなものとなる。なお、個人の希望や採用条件によっては個人負担で宿泊する場合もある。

就労・就労準備支援

基本的に製造の現場が主で、郊外の工場での仕事が多く、通勤の現場が非常に少ない。首都圏からの相談者で家がある方については、家と仕事場との「距離」がネックとなり、相談者数に対して就労者数が上がりにくい要因となっている。マッチングの問題を解消すべく、2020年10月より、都内の仕事を紹介できるように、受け入れ先開拓の営業チームが発足したほか、行政と連携したセルフサポート事業もスタートしている。都内の仕事は、倉庫・物流業のピッキング等、誰が来ても1日でできるような仕事を狙っている。女性でも就業可能な検査、組付け・組み立て等の仕事は以前に比べると増加した。

エリアを超えた現場の紹介・異動も可能であるが、マッチング率は低い。

家計相談・金銭管理・債務整理支援

税・社会保険料滞納への対応のほか、債務整理などのサポートも行う。以前は生活準備金として1万円を渡していたが、現在は3日分の食糧支援に縮小している。

金銭管理について、当初は前払い、日払いできる状態からスタートするものの、週払い、月払いができるように指導していき、一か月分の給料を一か月で使う形にしていくことを意識している。

出口・アフターケア

会社の考え方的に、特に若い方には高木工業での就業を糧に、自分のやりたいことをやって欲しい、チャレンジしてほしいという考え方のもと、ほかの業種への転職可能であれば応援している。一方、就労継続が難しい場合は、自治体やいえとしごとに繋ぎなおすというケースがあるほか、入寮後食べるだけ食べて失踪というケースもある。また、入寮後一度も就業せずに退寮、という方もいる。継続雇用してきて高齢になったケースにおいては、住み慣れた借り上げアパートを本人名義に変更し、そのまま生活保護住宅へ転換するといったことも行っている。

② ターゲット層

とにかく困った人がいたら、その人を支援できる内容を当社でプログラムしよう、というスタンスである。この根底には、社長の「困っている方を助けて差し上げなさい」というイズムがある。経済的困窮、住宅困窮、仕事のブランク、家庭環境、DV¹⁰など、様々な問題を抱えた方を受

¹⁰ 2019年度実績値は支援7名。相談者は50前後に上る。

け入れている。

首都圏は比較的若い層の相談が多いが、中部・東海圏では中高年からの相談が多い¹¹。

③ コロナ禍での状況の変化

セルフサポート事業利用者は、例年に比べ若い年代の男性が増加した。

2020年のGW前後に急に仕事が減少した。例えば、請負の現場のひとつの工場は、緊急事態宣言発令による飲食業の休業要請の煽りを受け、赤字状態に陥った。その一方で精密機器関連の部品工場は忙しくなったりしているところもある。社内異動等の調整はしたものの、セルフサポート事業利用者の受け入れ先は縮小傾向で、ミスマッチの要因ともなっている。

全国の営業所の様子を見ると、コロナ禍でも地方からまず仕事が無くなり、仕事に戻るのも地方の方が遅い。

4) 株式会社たつみ・NPO 法人ふれんでい

株式会社たつみは神奈川県横浜市・川崎市を拠点として、警備業務を中心に工事関連・産業廃棄物業務、情報通信機器の販売・施工、メンテナンス業務などを手掛ける企業である。

社会的活動としてサポートハウス運営事業や給食事業¹²、NPO 法人ふれんでいとの連携があり、就労支援や生活困窮者支援も行っている。社員寮と両市から受託している無料低額宿泊所事業との柔軟な運用¹³が見られる。

・ 支援の概要

入口・アウトリーチ

ハローワークに求人を出している他、川崎の自立支援センターの出口として受け入れがある。かつて、上野のハローワークや川口の市役所に「川崎に住み込みで働けるところがある」という噂が広まった時期があり、そこから片道切符で来られるという方も多くいた。またネットカフェから来るという場合もあった。生活困窮者自立支援制度の施行後は、これらのルートは減少傾向にある。まず NPO ふれんでいが運営する無料低額宿泊所「立身寮」に入居し、株式会社たつみで

¹¹ 担当者曰く、中部・東海圏の課題としては、高齢者でもできる仕事を開拓し、マッチングの向上を図ることである。

¹² みずほ情報総研株式会社, 2013, 厚生労働省 平成 24 年度セーフティネット支援対策等事業（社会福祉推進事業）「社会的就労支援事業のあり方に関する調査・研究事業」報告書より。福祉的な費用は保護寮の給食事業の利益により捻出されているとの記述がある。

¹³ 例えば東戸塚寮は、社員寮や自立準備ホーム、無料低額宿泊所という複数の役割を持ち、部屋単位で切り分ける形で運用している。ただし、柔軟な運用は同区内でのみ可能であり、市や区を超えての移動を伴う運用は不可。

の就労へ移行するというケースも少なくない¹⁴。

無料低額宿泊所の入口は役所からの相談・紹介、HP を見ての問い合わせ、保護観察所や地域生活定着支援センターからの刑余者の受け入れ等があり、新規受け入れ実績は 15～20 名/年程度となる。株式会社 Rellight・いえとしごとから多くの方が紹介されているが、定着率は思わしくなく、紹介料が負担となっているため、双方で試行錯誤を行っていく必要がある¹⁵。

たつみ寮で定員 50 名に対して入居者 46 名、東戸塚は定員 15 名に対して入居者 12 名。立身寮は川崎区堤根が定員 61 名満室、高津区千年の定員 51 名に対して入居者 48 名、東戸塚も定員 50 名満室と、稼働率は非常に高い¹⁶。

自立相談支援

受け入れ後、就労を優先するたつみ寮、福祉を優先するふれんでいの立身寮のいずれに入所するかを振り分ける。就労の場合は生活支援よりも、まず働きながら、一つずつ課題を解決していく形となる。1 人より 2 人、3 人、大勢いた方が仕事も続くのではないか、という考えから、後述のように社員寮「たつみ」は集約型の大型寮である。しかし、共同生活を経験することのない若い層への支援モデルとしては使えない為、モデルチェンジが必要ということも感じている。

通いで勤務される方¹⁷、半福祉・半就労で居宅移行した方のフォローも行っている。

無料低額宿泊所へ入居される方の中には軽度の障害を持っている方や、前述のように刑余者もおられ、作業所等の障害サービスに繋がったり、協力雇用主として保護観察期間中の見守り、満期後のフォローも行うことがある。刑余者支援¹⁸は、路上生活者の中に前科者も一定数いた、という経緯から特に障害は無い。

居住支援

株式会社たつみの社員寮「たつみ」、無料低額宿泊所「立身寮」の両者を柔軟に運用している¹⁹。「たつみ」はワンルーム分散型とは対極の、旧来の社員寮的な大規模集約型の寮である。藤が丘寮や東戸塚寮は、それぞれかつて東急電鉄の独身寮や日立製作所の世帯向け社員寮であった物件である。東戸塚寮は渥美組津田沼寮の形式と同じく、1 戸 3K の各部屋に 1 人ずつ入居し、洗面・トイレは共用という形である。家賃は給与からの天引きで、食事、大浴場もあり、生活リズム

¹⁴ 同、みずほ情報総研株式会社。

¹⁵ 担当者談。

¹⁶ 調査時点での状況。

¹⁷ かなり少数である。基本的には居宅がない人が対象で、通いは原則認めていない。

¹⁸ 東戸塚寮では、無料低額宿泊所の定員 50 名に対して約 1/3 が刑余者とのことである。

¹⁹ 前掲 10 も参照。東戸塚寮は警備業部門創設時に開設した。賃料は約 150 万円/月で、当初は赤字であった。他の用途はないかと市に問い合わせたところ、無料低額宿泊所としての利用を提案され、定員 36 名という枠で届け出をした、という経緯がある。

ムは整いやすい。

物件の入手は、先代の創業者の時代から懇意にしている不動産業者、数社からの紹介が主なルートである。

就労・就労準備支援²⁰

警備業部門設立当初は就労支援のような形で始まったが、現在は存続できる一企業を目指している。前述の通り、就労のたつみ寮か、福祉のふれんでいへの入所か、振り分けが行われるが、段階的に福祉から就労へ繋がるケースも少なくなく、また、半福祉・半就労という形も選択できる²¹。半福祉・半就労に関しては、社員寮への入居が原則認められないので、アパートへ転居してもらい様子を見ながら就労するという形も取っている。

刑余者については、たつみで就労する場合もあれば、自分で職を見つけて、働いている方もおられる。

派遣業態のようなワークシェアの考え方に対しても肯定的である。どうしても仕事が合わない、ということで出て行かれる方、突然いなくなってしまう方を引き留めることができないという点は課題と感じており、製造業や物流業などの現場も紹介できるよう、ネットワークを拡げていくことも構想としてある。

家計相談・金銭管理・債務整理支援

就労し、入寮に伴い住民票を移した際、または社会保険に加入した際、税金・社会保険の滞納が発覚し、差し押さえ、という事は多々ある。債務整理や自己破産など、相談しやすい環境づくりを心がけている。弁護士や司法書士への依頼をすることもある。

出口・アフターケア

出口は就労の場合、取引先に受け入れてもらう形で自立、手に職をつけて独立、というパターンがゴールの一つとしてある。一方、高齢化し、稼働不可の状態となり、保護申請をした場合、青葉区ではまずふれんでいや他の無低への入居というステップを挟み、アパート転居となる²²。

²⁰ 創設当初は、日雇い・路上生活者を寮に受け入れ、稼働可能な方に就労を提供し、生活保護から脱却させてゆく、という支援を行っていた。当時は身分証も社会保険加入も必要ない建築の手元の仕事などが多かったが、希望している給与には届かないことも多かった。そのため、安定した仕事を継続的に提供できる体制づくりのために警備部門を創設した。現在は警備業、解体業、産業廃棄物運搬・収集業務、内装改修工事業務、清掃関連業務、そして創設当初からのコンテナ業務と、様々な仕事を手掛ける。

²¹ マンション清掃、公園清掃等の仕事があり、無低入所者が従事することもある。

²² 自治体によって異なると考えられる。

他には、出勤の際、弁当、交通費、お金を持って失踪という方も多い²³。寮やふれんでいで最期を看取るというケースもある。

無低・ふれんでいで受け入れをしている刑余者に関しては、保護観察の満期を迎えて、失踪する方、繋がりを維持した状態でアパート転居される方、医療機関に入院・保護への切り替え、というパターンがある。

④ ターゲット層

たつみでは、基本的に来た人に関しては全て受け入れてきた²⁴。若年層から中高年までの幅広い稼働年齢層を受け入れているが、原則、住宅困窮層に限定している。自宅からの通勤などは基本認められない。

⑤ コロナ禍での状況の変化

比較的若い層の受け入れが増えたように感じているが、それ以外の変化はあまりない。

仕事に関しては、毎年請け負っているイベント警備があったが、2020年春のイベントが中止ということで無くなった、ということがあった。しかし、全体の売り上げでは、前年よりも上回っている。現場の企業や他企業で感染者が出た際に、仕事がストップという事があった。その間は、別の仕事をシェアするなど工夫して対応をした。また、半福祉・半就労の方で、カラオケ店の夜勤帯の清掃の仕事をしている方がいらっしゃったが、時短要請や若いスタッフに押し出されるような形で、仕事が無くなった、というケースがあった。

日常生活の面では、たつみ寮、立身寮で毎月行っていた全体会議²⁵は行えておらず、チラシの配布、という形に転換を余儀なくされている。食堂や共用スペースでは、仕切りの設置や、席数を減らすなどの三密対策も取られている。

5) 株式会社 Relight いえとしごと・コシツ

社会起業家の育成・サポートを手掛けるボーダレスグループ内で、2019年に創立したベンチャービジネスである。サービス名があり、それぞれいえとしごと、コシツという事業である。それぞれ事業内容は、住まいと仕事が不安定な方を対象とした就職支援事業（有料職業紹介事業）と家を借りられない方向けの物件提供（サブリース事業）である。紹介先企業は寮付きの居住支援

²³ 人員不足やシフトに穴を開けることがないようにするには苦労している。（担当者談）

²⁴ 事業開始のリーマンショック後は、川崎の簡易宿所や路上生活者の当時50代前半から60代前半の人がメインであった。営業先もやる気さえあれば大丈夫、というような顧客をターゲットにしていた。

²⁵ 全体会議とは、各寮で毎月行われる、誕生日のお祝い、新しく入寮された方の紹介、たつみやふれんでいからの連絡・情報共有を行う集まりである。食堂で行われていた。

を行っている企業がメインとなる。

・ 支援の概要

入口・アウトリーチ

Google や Yahoo の Web 広告に力を入れており、検索でも上位に来ることから、強力なアウトリーチ力を有する。会社ホームページ内のフォーム入力、LINE 相談、電話相談が入口となり、全国から相談が寄せられる。相談者は本人や、同居人、支援団体のケースもある。その他、首都圏の自治体に営業をした経緯から、行政窓口からの案内・紹介も一定数存在する。

自立相談支援

基本的に住むところがない、働くところもない、という人が相談を寄せるので、様々な支援を行うこととなる。

まず、面談・相談の中でその人の情報、経歴・職歴や家庭環境などを収集し、就労の場合は、どういう仕事を希望するのか、どの会社だったら合いそうか、ということを考えながら就業先を紹介する。公的支援が使える場合、その方がよいと考える場合、また、自治体相談窓口相談する前の状態であれば、自治体の相談窓口に行くことを提案したり、案内したりする場合もある。その他、債務や社会保険・税金の滞納の有無、**また本来銀行口座・犯罪歴等の個人情報・センシティブな**情報を収集する場合もあるが、本来収集すべきでない、ということは承知の上で行っている²⁶。

居住支援

担当者は就業能力によって、社宅・社員寮がよい場合と、ハウジングファーストの考え方でアパートを提供するという手法がよい場合があると考えている。

いえとしごとの支援は、基本的に住むところと仕事に困っている方に寮付きの求人を紹介する、という内容の為、居住支援と職業紹介・斡旋がセットになった支援と云える。ただし、やはり仕事を失うと同時に住まいも失うというデメリットもあり、その点については利用者にも事前に説明をしている。

一方で、コシツは、2021 年の 3 月にスタートした事業である²⁷。その内容は身分証や緊急連絡先が無い、保証人がいない、携帯が使えない、など他社で入居審査が通らず、自身で家を借りることのできない方を対象に、物件を紹介し・サブリースという形で賃貸物件を提供することであ

²⁶ 運営要領第 11、法第 5 条の 4 に関する事項（求職者等の個人情報の取り扱い）、及び個人情報保護法第 2 条 3 項に抵触する。ただし、警備業務では前科前歴が無いことが就業条件となる為、収集の必要がある。

²⁷ ボーダレスマガジン Vol.42 2021/3/16 付より

(<https://www.borderless-japan.com/magazine/50970/>)

る。風呂やトイレ等水回りが共用でない完全な「個室」の物件に「固執」しており、紹介物件は主に単身者用ワンルームとなる。いえとしごとに寄せられる相談の中で、仕事や収入はあるが家が借りられない、というケースが一定数あったことから事業開始に至った。現在は1都3県を中心に連携してくださる物件オーナーを探している段階である。最終的には、就職後も継続して生活をサポートする、「ちょっとお節介な大家さん」のような支援スタイルを目指している。

就労・就労準備支援

自立相談支援と同時並行的に住まいの状況や携帯電話が使えるかどうか、といったような事項を確認しつつ、本人確認書類、身分証明書、住民票等の準備を代行する。

その後、履歴書の記入、面接の調整やアドバイス、フィードバック等、多岐に渡る就職活動のサポートを行う。

正社員としての採用、派遣・契約社員としての採用、アルバイト契約等様々な就業形態の求人を扱っている。利用者の多くは就業形態よりも仕事の内容で仕事を選ぶが、中には前職の経験から、責任を負わない派遣・契約社員での就業を希望する方もいる。大手企業への社員登用の際は三等親以内の連絡先が求められるケースもあり、ステップアップには課題もあるとのことである。

家計相談・金銭管理・債務整理支援

相談支援サービスの中で債務の状況、社会保険・税金、家賃、携帯通信料の滞納等の有無を伺い、場合によっては法テラスや自治体の窓口・家計相談支援事業を案内・利用したりすることもある。基本的に債務や滞納の状況を繋ぎ先の企業に説明するまでを担っており、実際の金銭管理や債務整理は繋ぎ先の企業に一任する形となる。

出口・アフターケア

寮付きの派遣企業、建設業、建築土木、警備業を手掛ける企業への企業の情報提供や紹介による就労が出口となることが圧倒的に多い。大手の派遣企業数社へも当初は一定以上送り出していたが、近頃減少傾向である。中でも特に高木工業、たつみへは多くの利用者が就労している。企業数社に一定数以上の利用者を送り、「血の通った状態」を保つ、という手法を採り、繋ぎ先の企業内でコミュニティを醸成するという状態ができつつある。その他、飯場や、リゾートの住み込みアルバイトのような仕事へ繋ぐこともある。

男女問わず相談が寄せられるが、女性へ紹介できる寮・住まい付きの仕事は男性に比べると少なく、課題の一つとなっている。

就労以前の状態の人も一定数おり、行政サービスや支援機関へ繋ぐことも多々あるが、拒否の姿勢を見せる方もやはり一定数でくるとのことである²⁸。

²⁸一時生活支援事業や他のシェルターを利用し、生活保護を一時的に受給してもらうこともある。

それぞれのボリューム感であるが、月あたりの相談数を約 200 件とした時、サービス利用に至るのは 50 件、就労に至るのは 20 件、相談者のうち 10%前後である。約半数は就職に至らず、サービス利用に至らなかった件数と合わせると 150~180 という数字になり、その層に対して自治体や支援団体への相談を勧めることとなる²⁹。

アフターフォローについては、就業後も利用者に直接メールや LINE、電話などで様子を伺うが、利用者本人とのやり取りが続くケースは少ない。その場合は繋ぎ先の企業に様子を伺う形になる。

仕事が合わず、就業後 2 か月以内に辞める方は約 3 割に上るが、再度支援を受ける方はそのうちの 1 割ほどで、月に 1 人来るかどうかわかる。繋ぎ先企業の方から再度の支援を依頼されることもあるが、なかなか形になっておらず、課題である。

⑥ ターゲット層

支援・サービス、相談を利用したい人、利用できる人であれば、誰でも利用可能である。

ただし、基本的にホームページ上からの問い合わせとなることが多いため、インターネットを利用でき、かつ文字・地図等が読める人というスクリーニングが起こりうる。

また、支援の内容的には住むところと仕事に困っている人がターゲットになる。相談者層としては 20 代、30 代の若い世代が相談数の 6 割を占める。

⑦ コロナ禍での状況の変化

コロナの影響で相談件数は微増したが、概ね月あたりの相談件数は 200 件前後を推移している。男女比は 9:1 程度であるが、女性からの問合せも増加傾向である。コロナ前は困り果てての相談がほとんどであったが、住む所を失ったり、仕事を失う前の段階での相談も増加した。また、相談・面談はオンラインで行うことが増加した。

²⁹ 2020 年 12 月までの総支援実績は、総問い合わせ件数約 3,500 件、面談件数約 650 件、就職者数約 210 人である。

6) 株式会社 A (T 営業所)

大阪・西成に本社を置き、全国展開をする建設系人夫出し業者である。

T 営業所・T 寮はかつて、大手自動車メーカーの世帯向け社員寮であったものを買い取ったものである。

● 支援の概要

入口・アウトリーチ

基本的にはタウンワーク、インターネット、スポーツ新聞等の媒体を通じて、全国から応募がある。行政や NPO 窓口への営業は積極的に行っていないが、一部の生活困窮者自立相談支援機関からの紹介によって、居宅を喪失し、シェルターも使えないというケースを受け入れている。まだ実績としては少なく、定着率も良くはない。

自立相談支援

特に特別な就労後のフォローなどはしていない。T 寮では 5 人の社員で 120~130 名をマネジメントしている。水が合えば、定着する、という具合である。

居住支援

不動産賃貸売買事業の部署が全国から就業するスタッフの宿舎確保のための寮の建設・売買を行っている。基本的に各営業所に紐づく形で寮が設置され、豪華な食事がウリのところも多い。調査でお伺いした T 寮は、寮費が 3,000 円/日³⁰で、1 戸 3~4DK の部屋の各部屋に鍵を設け、1 人ずつ、入居するような形をとっている。風呂及び食堂は別棟に設置されている。年齢的に稼働不可のスタッフも、就労の意思があれば、仕事を与えて、余程のことが無い限りは追い出すことはしない。寮で亡くなられる方もおられたとのこと。

就労・就労準備支援

警備や手元など、誰でもできる仕事が多い。同業種を渡り歩いている方も多く、同じ渥美組内での移動³¹もある。警備は立ち上げたばかり³²で、現状は建設・建築の現場が多い。東京オリンピック終了後も再開等当面は仕事の目途は立っている。寮内に Wi-Fi はなく、携帯電話・スマホ使用者も 50%程とすくない。連絡・管理は大変である。

家計相談・金銭管理・債務整理支援

原則、社会保険加入である。そのため、滞納分の社会保険、税金等の差し押さえについては会

³⁰ 水道光熱費等込み。うち食費が 1,000 円である。家賃は総額 9 万円/月前後になる。

³¹ 移動と言っても、情報があれば簡単な申し送りがある程度である。

³² 現状、多いのはアップルストアの警備とのことである。

社が給料から支払っていく形を取っている。最初の1か月ほど様子を見て、定着の見込みがあれば社会保険に加入させ、社会保険加入者については給与に2,000円を上乗せして、社会保険に充ててもらう。社会保険未加入の方が全体で約3割程度おられるが、社会保険がないと入れない現場があるためフルで仕事を入れることは難しい。その他、金銭管理などは行っておらず、基本的に個人に任せる形である。圧倒的に給料の前借をする人が多数を占める。それでも厳しい、どうしようもない場合にはお金を貸すこともある。

基本、昇給はないが、本社の意向に準ずる。

出口・アフターケア

最後まで看取る方がいる一方、どうしようもない場合は近隣自治体の生活保護の窓口に繋ぐ。場合によっては他の仕事を紹介することもある。その他、何も言わずにいなくなる方、トラブルとなり出ていく方、稼働不可能になり保護、シェルターに移られる方など様々である。基本、「出ていけ」とは言わないが、出ていく人に対してのサポートはしていない。

⑧ ターゲット層

身分証明書がある方であれば、日本語が話せて歩ける方なら誰でも就業可能。

基本的には年齢層は高めで、40代でも若手である。未経験者は少数で、前職も建設系という方が多数を占めている。

⑨ コロナ禍での状況の変化

4～5月は建設の現場は減少した。6月くらいまでは厳しい状況が続いたが、7月、第2波の8月も仕事は減少せず、平常通りとなっていて、大きな影響はない。

7) 株式会社バイセップス（下寺営業所）

大阪市に本社を置く、株式会社三共を中心に構成される三共グループ傘下の企業で、関西を中心に東北・関東にも支店・営業所を設置している。建設・土木・解体業と警備業を請負で手掛ける。寮付きで生活費・社会保険等を差し引いても月20万以上稼ぐことができるという業界トップクラスの好待遇を売りにしている。社会保険加入徹底以前と比べると、受け入れる層を限定している形となっているが、他社との差別化にもなっており、安定した案件受注に繋がっている。

⑩ 支援の概要

入口・アウトリーチ

圧倒的にインターネットの求人情報、indeedや、ホームページの採用ページが入口となることが多くなり、全国からスタッフの募集を行っている。以前はスポーツ新聞の求人を入力とする、

所謂「スポニチ系」の方も一定数いたが、激減した³³。ハローワークにも求人情報を出している。看板広告も利用している。最近、西成の太子交差点の王将前の電柱に広告を出した。

行政窓口への営業も行っており、大阪東部の自治体や市内の福祉、生困・就労支援の窓口、支援センターなどからの相談・受け入れ実績がある³⁴。下寺営業所では108名のスタッフのうち14人を占め、約2～3名/月のペースで受け入れをしている。比較的若い方が多いが中高年もおられる。行政窓口等からの受け入れが他営業所と比較して多い下寺営業所でも1割程度の割合に留まっているが、労働力確保という意味でも、他営業所でも営業・受け入れを拡大すべきという提案を行っている。

自立相談支援

様々な困難を抱える方を受け入れており、相談・支援、寮生活での配慮も行っている。就労、社会保険加入をきっかけとする債務整理や通院、資格取得等を通じたキャリア形成を促し、自立を図ってもらうという形の支援が中心となる。保証人や緊急連絡先に身寄りがない場合などは、寮長が保証人や緊急連絡先となる場合もある。

居住支援

寮費は水道光熱費 Wi-Fi 込、3食付きで2,800円/日。寮生は日給が1,000円アップで、実質の寮費は1,800円となるため、入寮を勧めている³⁵。入寮する際に、「あまりにも短期間で飛ぶ、悪質な行為は警察に被害届を出す」という旨の同意書にサインをしてもらうが、少なからずそのようなケースもある³⁶。

就労・就労準備支援

前述のとおり、社会保険加入を徹底している。資格保持によるポイント制度があり、それに基

³³ 現場で求められているのは、「指示通りに仕事ができる人」で、所謂「スポニチ系」は仕事の経験があるだけに扱いづらいという見方をされている、という話もある。また、社会保険への加入に抵抗を示す。

³⁴ 窓口は自治体によって異なる。

³⁵ 社会保険料を差し引いて通勤者は9,500円/日、入寮者は10,500円/日となる。通勤者が多い営業所と入寮者が多い営業所が存在する。堺や岸和田などではハローワークを入口とした通勤者が多い一方で、公共交通機関の便が悪い寝屋川や淀川左岸地域では入寮者が多いといった具合に地域性がある。

³⁶ 実際には被害届は出していない。

づく昇給もある³⁷。代表的な視角としては玉掛けがあり、資格取得には補助も出る³⁸。また、建設業界・大手ゼネコンの現場では「グリーンサイト」が導入され始めており、社内・社外の制度や仕組みを利用した保障やキャリア形成を促している。

家計相談・金銭管理・債務整理支援

前述の通り、社会保険加入を徹底しており、加入することのメリット等を説明する。社会保険加入に伴い、社会保険料や税金の滞納分の督促に対して、支払いに係る相談支援を行いながら、分割納付をサポートする。滞納分を完済した方もおられる。また、破産宣告する方もおり、寮長が立ち合い、弁護士を紹介するというケースもある。

出口・アフターケア

退職が主な出口であり、就業期間は様々で、ごく短期間でいなくなる方もいる。違う営業所に再入社、というケースもあり、就業と退職を繰り返し、業界内を渡り歩いている方もやはり一定数存在する。アフターケアについては特になし。

⑪ ターゲット層

企業ホームページ、代表ご挨拶には以下の様にあり、企業としては若年稼働層を主なターゲットとしていると考えられる。

*（中略）熱意と意欲をもった若い人材が不可欠です。バイセップスとともに成長していただける次代を担う若い人を積極的に採用していきます。*³⁹

採用・応募ページの文言からは、住み込み作業スタッフでは、住宅・経済的困窮層、繋ぎの職を探している、身体を動かす職を求めている人などがターゲットであろうということや、警備部門ではシニア層をもターゲット層にしていることが窺える⁴⁰。

⑫ コロナ禍での状況の変化

仕事の面では、コロナの影響で民間の現場の受注が減少したが、社会保険加入を徹底したことで、公共事業・再開発等、大規模なゼネコンの現場を安定して受注することができている。建設の業界は4～6月の期間は仕事が少なくなるため、コロナや緊急事態宣言期間の影響で、仕事が減

³⁷ 1ポイントにつき500円加算。例えば重機免許、ガス工、溶接、加治工は4ポイント。運転免許、棒心（リーダー）1ポイントなど。

³⁸ 半額補助。

³⁹ 企業HPを参照。（<https://www.biceps.co.jp/company/message.html>）

⁴⁰ 企業採用HPを参照。（<https://www.biceps.co.jp/recruit/>）

少した、とは捉えていない。2021 年度も民間投資が冷え込むことが見通され、大手ゼネコンも、これまで受注してこなかった小中規模の案件を取る動きを見せていることから、業界全体のデフレ、下請けや労働力を買い叩くような状況になることを懸念している。また、民間発注の減少により、公共事業を受注する必要性が高まることから、社会保険に加入する労働者が増加する一方で、社会保険加入を望まない層の受け皿は縮小し、小規模化してゆくのではないかと見ている。

休業補償や特別給付金を受け取れた人もいたようである。特別定額給付金や支援の充実で、行政窓口等からの困窮層の受け入れは減少している。

8) 株式会社 A (W 支店)

札幌に本社を置き、北海道を中心に様々な事業を手掛けるグループ会社内で、道東・道北地方の人材派遣部門として 2016 年に設立された。人材部門は東京や福岡にも営業所を展開している。(以下 A 社と表記する)

W 市内 6 か所、近隣自治体に 2 か所、水産加工会社と取引をしており、エリア内でもう 1 社ある人材派遣会社 S 社と現場が被る。水産加工業は依然として労働集約的な職種であるものの、年々加速する人手不足の為、取引先企業が自社で労働力を確保できなくなり、人材派遣業社を通じた労働力調達を始めた、という背景がある。約 7~8 年前から W 市に参入したが、これは S 社の参入時期とも重なっていると考えられる⁴¹。

⑬ 支援の概要

入口・アウトリーチ

関東圏、関西圏、中部地方、九州に「北海道で働きませんか」という求人を出しており、それを通じてスタッフの大半が、首都圏・愛知・大阪から集まってきている。電話または Web 面接で採用を行う⁴²。加えて、W 市内で同じく人材派遣を手掛ける S 社の寮から出てきた方⁴³が直接、A 社を訪れる、もしくは W 市総合福祉センターの方に相談に訪れた方を受け入れる形でスタッフを集めている⁴⁴。契約にはマイナンバーを照会できる本人確認書類が必須となるが、見込みでも一応受け入れを行っている。

⁴¹ W 市社会福祉協議会、W 市役所生活福祉部の聞き取りより、約 7~8 年前より派遣労働者の相談が寄せられるようになったとのことである。

⁴² 電話面接、Web 面接後、本人確認書類を確認後、赴任手続きを行う。そのため、

⁴³ 新日本を退職する理由としては、高額の天引き・控除費用、傷病、仕事のトラブル等様々である。しかし、いずれも自己都合退職という形となっている。

⁴⁴ 福祉センターの方で最初聞き取り等を行ってもらい、電話を受けた後、出向いて受け入れる。約 2~3 人/年程度で、秋から冬、夏前の季節が多い。

自立相談支援

基本的に働くことのできる、就業意欲のある人のみを受け入れているので、支援という性格はあまり持ち合わせていない。

居住支援

寮にいる以上は、何らかの現場で就業してもらうというスタンスで、失業手当の利用も認めておらず、福祉的支援の考えは一切無い。

稚内市内には会社事務所に併設されている寮を含め、中規模集約型寮が3か所、まだ稼働していないが、アパートを1棟4室購入したものがある他、これから改装工事に入るアパートも1棟確保している。これらを合わせると、市内だけで30人前後が入寮スタッフとして受け入れ可能ということである⁴⁵。近隣自治体にも中規模集約寮が1棟ある。

事務所併設寮は、多少部屋によって差はあるものの、約6畳の部屋が一般的で、テレビ・ベッド、ストーブ付き⁴⁶で一部屋一人ずつ入居する。トイレ、風呂、洗面等水回りは共用で、大部屋の共用スペース兼喫煙所も設置されている⁴⁷。

夫婦・カップルで就業の場合は別途アパートを契約し、サブリースという形をとる。

寮費は自炊・食事なしの場合30,000円/月⁴⁸、食事付き（朝・夕）⁴⁹の場合50,000円/月で、給与から天引きという形になる。

就労・就労準備支援

前述したように、基本的に働くことのできる、就業意欲のある人のみを受け入れているので、支援という性格はあまり持ち合わせていない。

水産加工業の繁忙期は4月～10月とされており、S社は冬季になると引き揚げ、他地域の仕事を紹介する形を取っている。一方で、A社では職場開拓の上、通年雇用や稚内での継続就業を希望される方には、別の職場、別業種の斡旋⁵⁰という形も可能なようにし、地域への定着を図っている。通勤は近場であれば自力通勤、少し離れたところであれば、取引先の送迎があるところもある。

⁴⁵ 2021年3月時点で、入寮スタッフは市内で約20人前後である。うち半数は3年以上定着している。

⁴⁶ 灯油代は実費。

⁴⁷ 事務所併設寮はかつて旅館だったものを買い取り、転用している。

⁴⁸ 内訳は家賃20,000円、水道光熱費10,000円である。

⁴⁹ 土日祝は出ない。朝食の一部を昼食の弁当としている人もおられるとのこと。

⁵⁰ 冬に繁忙期を迎える水産加工業もある他、通年で取引のある企業等にも派遣する。近隣の営業所との店舗間移動のケースもある。

家計相談・金銭管理・債務整理支援

雇用保険・社会保険は該当条件を満たした場合、加入となる。社会保険の滞納が発覚し、差し押さえが発生する場合もあるが、各支店経理課が対応している。

社内制度で、3年経過で退職金が支払われる。また、同一労働同一賃金の適用による昇給も行われている。その他、週払いによる給与の前借、道外からの赴任時の赴任旅費・生活支度金⁵¹支給等の制度が整備されている。

出口・アフターケア

寮から出て自立というケースもあるが、多くはない⁵²。

求人の際に目安として10月までの仕事という形を提示しており、一定数は離職する為流動性も高い。

また、稼働能力や健康上の問題から解雇に至ることもある。その場合、行政・市社協に繋がる形で生活保護申請、市外施設への転出となるケースも確認されている⁵³。

⑭ ターゲット層

本州大都市圏の稼働年齢層のうち、働き口が少なくなってくる40代後半から50代にかけての中高年層をターゲットにしている。水産加工業では、60代であっても需要があり、雇用可能である。スタッフの男女比は9:1で圧倒的に男性が多い。

⑮ コロナ禍での状況の変化

本州からの受け入れ、ということで基準を引き上げ、携帯電話も必須となった。

稚内でコロナの影響を受けた、というよりも、本州や他地域でコロナの影響を受け、派遣就労に至った方の方が多いと推測される⁵⁴。

⁵¹ 赴任旅費は、2か月以上の就業で旅費を会社が負担する形となる。また、4か月以上の就業で異動旅費（次の就業先等への移動費用）も会社が負担する。生活支度金制度では到着時に5,000円、5日就業で5,000円、10日就業でさらに10,000円、計2万円が支給される。ただし、赴任旅費の一部という扱いで、2か月以内に離職した場合は返金する必要がある。

⁵² W市内でアパート等賃貸契約を結ぶには、保証人、緊急連絡先の面で、難しい場合が多い。

⁵³ W市社会福祉協議会、W市役所生活福祉部の聞き取り及び資料より。社協、市役所へは8年間で約80名の派遣労働者から相談が寄せられている。相談者の中には、本州・前住地への帰還、札幌での生活再建を希望する者が多く、支援の障壁となっている。

⁵⁴ W市の有効求人倍率は2020年2月頃より一時的に下がる傾向を見せたが、5月から6月にかけて回復し、2021年3月時点では1.4から1.5を推移している。

執筆者一覧

垣田裕介（大阪市立大学）

後藤広史（立教大学）

水内俊雄（大阪市立大学）

寺谷裕紀（大阪市立大学・院生）

四井恵介（有限会社 CR-ASSIST）

厚生労働省 令和 2 年度

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）

不安定な居住状態にある生活困窮者の把握手法及び支援の在り方に

関する調査研究事業 報告書

2021 年 3 月

特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク

福岡県北九州市八幡東区荒生田 2-1-32